

平成21年9月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成21年9月28日～29日

場 所 第5委員会室

平成21年 9月28日（月曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第3号 平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）
- 請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願
- 請願第19号 平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願
- 請願第25号 大淀川水系河川整備計画の見直しと事業促進に関する請願
- 請願第27号 「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」（案）の採択と関係機関への提出を求める請願
- 請願第28号 「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」の採択と関係機関への提出を求める請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・新規雇用創出1万人について
 - ・昭和シェルソーラー（株）第3工場の本県へ

の立地について

- ・平成20年宮崎県観光動向調査結果について
- ・宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについて

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	西村 賢
委員	星原 透
委員	野辺 修光
委員	黒木 正一
委員	太田 清海
委員	井上 紀代子
委員	徳重 忠夫
委員	坂口 博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡邊 亮一
商工観光労働部次長	持原 道雄
企業立地推進局長	矢野 好孝
観光交流推進局長	江上 仁訓
部参事兼商工政策課長	古賀 孝士
工業支援課長	森 幸男
商業支援課長	吉田 親志
経営金融課長	安田 宏士
労働政策課長	押川 利孝
地域雇用対策室長	篠田 良廣
企業立地推進局次長	山口 俊匡
観光推進課長	後沢 彰宏
みやざきアピール課長	甲斐 睦教
工業技術センター所長	河野 雄三
食品開発センター所長	河野 満洋

県立産業技術専門校長 西 盾 夫

県土整備部

県土整備部長 山 田 康 夫

県土整備部次長
(総 括) 岡 村 巖

県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 児 玉 宏 紀

県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 藤 原 憲 一

高速道対策局長 渡 辺 学

管 理 課 長 成 合 修

用地対策課長 服 部 芳 邦

部参事兼技術企画課長 岡 田 健 了

部参事兼工事検査課長 富 高 康 夫

道路建設課長 濱 田 良 和

道路保全課長 大 寺 重 樹

河 川 課 長 大田原 宣 治

ダム対策監 小 嶋 雄一郎

砂 防 課 長 平 田 一 善

港 湾 課 長 野 田 和 彦

空港・ポート
セールス対策監 前 田 安 徳

都市計画課長 黒 田 博 司

公園下水道課長 東 康 雄

建築住宅課長 佐 藤 徳 一

営 繕 課 長 川 崎 俊一郎

施設保全対策監 上 門 豊 生

高速道対策局次長 河 野 俊 春

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 前 田 陽 一

議事課主任主事 吉 田 拓 郎

○宮原委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部関係について御説明いたします。

本日お配りしております資料、商工建設常任委員会資料、商工観光労働部関係でございますが、下のほうに目次がありますが、平成21年9月定例県議会提出議案及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明したいと思います。

まず、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」は、経済・雇用対策の実施等に伴う補正を行うものでございます。商工観光労働部の補正前の一般会計歳出総額509億892万1,000円に対しまして、6億6,762万4,000円を増額いたしまして、合計が515億7,654万5,000円となります。次に、議案第3号及び議案第4号は、経済・雇用対策の実施に伴いまして、特別会計を補正するものでございます。平成21年度宮崎県

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計を2億2,590万6,000円増額補正いたします。また、平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計を1億6,321万2,000円増額補正いたします。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。6月に取りまとめました経済・雇用対策に今回補正をお願いする商工観光労働部の事業を位置づけたものでございます。まず、緊急的な経済・雇用対策のうち、雇用確保・就業支援といたしましては、離職を余儀なくされた方々に対する雇用機会の創出を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費のうち、市町村補助の増額を行いますほか、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、IT企業受注拡大支援事業などの事業を実施いたします。次に、中長期的な視野からの産業づくり対策につきましては、産業振興のための基盤整備等といたしまして、観光客の受け入れ体制充実を図るため、スポーツレクリエーション施設及び国民宿舎の施設改修を行います。また、新たな産業の展開・創出に向けた取り組みといたしまして、県産品のPRを強化するため、アンテナショップの整備充実を図ることとしております。また、このほかに、中長期的な視野からの地域づくり対策のための事業を実施することとしております。

議案については以上でございますが、報告事項として7ページに、新規雇用創出1万人についての平成20年度における新規雇用創出数、8ページに、今回本県への立地が決まりました昭和シェルソーラー株式会社第3工場の概要、9ページ以降に、平成20年県観光動向調査結果の概要を掲げております。

議案及び報告事項の詳細につきましては、担当課長等より御説明いたしますので、よろしくお願いたします。私のほうからは以上でござ

います。

○古賀商工政策課長 商工政策課の平成21年度9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックス、107ページをお開きいただきたいと思っております。当課の補正額は108万9,000円の増額でありまして、補正後の額は7億3,649万4,000円となります。

補正内容につきましては、109ページであります。（事項）連絡調整費でございます。アナログ放送が停波されることに伴う地上デジタル放送への対応を図るためのテレビ更新等の費用でございます。具体的には、部内各課及び出先機関の合計15台を地上デジタル放送対応テレビへの更新と、出先機関2カ所の工事費用であります。なお、地上デジタル放送への対応につきましては、全庁的に対応することとなっております。

当課については以上でございます。

○森工業支援課長 工業支援課の平成21年度9月補正予算について御説明をいたします。

お手元の21年度9月補正歳出予算説明資料の工業支援課のインデックスのところ、111ページでございます。今回の補正予算額は842万1,000円の増額補正で、経済・雇用対策に伴うもの及び受託決定に伴うものでございます。補正後の予算額は17億6,434万9,000円となります。

補正予算の内容について御説明をいたします。113ページをお開きいただきたいと思っております。まず、（事項）鉱業資源対策費でございます。説明欄の1、休廃止鉱山鉱害対策費といたしまして、287万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは経済対策に伴うもので、現在、日向市が実施しております富高鉱山の鉱害防止事業における沈殿槽の拡大工事に

伴う県補助金の増額と、美郷町が平成22年度に実施予定の速日鉱山の坑廃水処理事業に係る中和処理施設の移設工事を今年度前倒しで一部実施することに伴い、増額補正するものでございます。

次に、（事項）工業技術研究開発費でございますが、説明欄の1、その他受託研究事業は、科学技術振興機構等からの共同研究の受託決定に伴い、472万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、（事項）食品開発センター研究開発費でございます。説明欄の1、その他受託研究事業も同様に、科学技術振興機構等からの共同研究の受託決定に伴い、82万3,000円を増額補正するものでございます。

工業支援課につきましては、以上でございます。

○吉田商業支援課長 商業支援課の平成21年度9月補正予算について御説明を申し上げます。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の115ページをお願いいたします。当課でお願いしておりますのは、補正額1,373万6,000円増額でありまして、補正後の額は6億8,675万4,000円となります。

補正予算の内容につきまして、117ページをお願い申し上げます。まず、（目）商業振興費の（事項）IT関連産業振興事業費におきましては、㊦IT企業受注拡大支援事業として347万3,000円増額、及び（目）物産振興費（事項）県産品販路拡大推進事業費におきましては、㊦アンテナショップ整備充実事業として1,026万8,000円増額をお願いしております。

詳細につきましては、商工建設常任委員会資料で御説明したいと思います。資料の3ページ

をお願いします。㊦IT企業受注拡大支援事業についてでございます。まず、1の事業目的でございますが、県内IT産業の振興を図るためには、県外からの受注をふやすことが必要であります。そのため、受発注案件の情報収集や提供、県外発注企業との商談会等の実施を支援するものでございます。

2の事業概要としましては、民間産業支援機関に委託をしまして、その機関で新たな担当職員を雇用することによりまして、（1）から（3）までの事業を行うものでございます。

（1）につきましては、取引情報の収集提供でございますが、県内外のIT企業をその採用した職員が巡回することによりまして、取引に関する情報の収集と提供を行うものでございます。（2）の県外発注企業との商談会でございますが、首都圏を中心とする県外の発注企業を宮崎に招きまして、商談会を開催するものでございます。（3）の経営力向上のための研修につきましては、中小のIT企業を対象としまして、経営力向上や共同受注に関する研修を行うものでございます。

3の事業費は、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、347万3,000円を予定しております。

4の事業効果といたしましては、IT企業の受注が拡大することによりまして、IT産業の振興が図られますとともに、県内中小企業等のIT化が促進されるものと考えております。

4ページをお願いします。㊦アンテナショップ整備充実事業でございます。この事業の目的は、1にありますように、県のアンテナショップでございますみやざき物産館と新宿みやざき館「KONNE」の整備充実を行うことによりまして、消費者に対しまして県産品のPRの機

会を拡充するとともに、県外でのアンテナショップの多店舗展開について調査研究を行い、県産品の一層の販路拡大を図ろうとするものでございます。

2の事業概要につきまして、2つの事業で構成しております。(1)アンテナショップ整備事業につきましては、物産振興センターの会員が現在、非常に増加しております、今のスペースでは商品の展示がなかなかできないということで、展示の要望が強くなっておりますことから、みやざき物産館の展示スペースを全体としては広げられないんですが、効率的な展示の仕方や冷凍冷蔵庫を整備するということで取り扱い商品の拡充を行いたいと考えております。また、もう一つは、開設後10年以上たちました新宿の「KONNE」につきましては、10年余り大規模な改修をやっておりませんので、展示什器等の整備更新等を行いまして、機能の充実に図りたいと考えているところでございます。

(2)アンテナショップ多店舗展開事業につきましては、物産振興センターに委託をいたしまして、新たに多店舗展開の専任職員を採用いたしまして、県外でのアンテナショップの多店舗展開について調査研究を行っていきたいと考えているところでございます。次年度以降につきましては、今年度の調査結果を踏まえまして、アンテナショップの多店舗展開の実進を進めてまいりたいと考えております。

事業費は、3にありますように、アンテナショップ整備事業が875万7,000円、アンテナショップ多店舗展開事業が、これはふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして150万6,000円、合計1,026万3,000円をお願いしております。

事業効果としましては、4にありますよう

に、アンテナショップの整備充実に伴って消費者等への県産品等に関する情報発信力が高まりまして、県産品の一層の販路拡大と定番・定着化を図ることができると考えております。また、アンテナショップの多店舗展開についての調査研究を行うことによりまして、今後の県産品の一層の販路拡大にもつなげることができると考えているところでございます。

商業支援課につきましては、以上でございます。

○押川労働政策課長 労働政策課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、119ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は2億5,313万円の増額補正でございます、補正後の予算額は75億4,231万1,000円となります。

以下、事項について御説明をいたします。121ページをお開きいただきたいと思っております。(事項)緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。2億5,100万円の増額補正であります、これは、経済・雇用対策の実施に伴い、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業につきまして増額するものでございます。

次に、(事項)県立産業技術専門校費でございます。213万円の増額でございますが、これは、経済・雇用対策の実施に伴い、機器等整備費を増額するものであります。県立産業技術専門校におきまして、慢性的な公用車不足に加えまして、厳しい雇用情勢に伴い大幅にふやしました委託訓練に関し、委託先との調整や相談に迅速に対応するため、今回、新たな公用車を整備することとしたものであります。

労働政策課の説明は以上であります。

○篠田地域雇用対策室長 新規雇用創出1万人

についての平成20年度の実績について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。まず、1の基本的な考え方についてであります。(1)の新規雇用創出数の定義ですが、雇用者だけではなく、新規創業による起業者や新規就農者など県の施策により創出された第1次から第3次産業における合計といたしております。(2)の集計方法につきましては、平成20年度に県の施策により創出された雇用等の数について各部に照会し、雇用創出された数値を集計したところであります。

その結果が、2にありますように、平成20年度における新規雇用創出数ということで1,870人となったところであります。その内訳でございますが、①の新規立地企業による雇用創出につきましては、20年度に新たに立地した企業における最終雇用予定者数を計上しており、1,239人となったところであります。また、②から④は、20年度中に実際に雇用等が発生した総数でありまして、正規社員、雇用期間が6カ月以上の非正規社員、創業、自営等を計上しております。まず、②の福祉施設の整備に伴うものにつきましては、老人福祉施設の改築や障がい者施設の新設に伴い、13名の雇用創出となりました。次に、③の農林水産業への新規就業者につきましては、農業生産法人における雇用や自営の合計が188人となったところであります。また、④のその他につきましては、地場産業の振興などによる雇用等の創出を計上しており、合わせて430名となったところであります。次に、19年度と20年度の2カ年合計の新規雇用創出数につきましては、(2)にありますように、3,510人となったところであります。以上でございます。

○山口企業立地推進局次長 企業立地推進局の平成21年度9月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、企業立地推進局のインデックス、123ページをお開きいただきたいと思います。企業立地推進局の9月補正につきましては、213万円の増額となっております。補正後の予算額につきましては、55億883万3,000円となります。

補正内容について御説明をいたします。125ページをお開きください。(事項)立地企業フォローアップ等対策費でございます。立地企業の県内定着及び事業拡大を促進するため、既存立地企業のフォローアップ対策事業を推進しているわけでございますが、この事業の充実強化を図りますために、今回、新たに公用車を1台購入するための経費でございます。

続きまして、報告事項についてでございます。常任委員会資料の8ページをお開きいただきたいと思います。昭和シェルソーラー株式会社第3工場の本県への立地について御報告いたします。去る9月7日に昭和シェルソーラー株式会社から、太陽電池の第3工場を本県に建設する旨、発表されたところでございます。翌8日には、同社の亀田代表取締役社長が来県されまして、知事に直接御報告をされたところでございます。

まず、1でございますが、今回の第3工場の概要を記載いたしております。立地場所でございますが、国富町田尻の日立プラズマディスプレイ株式会社宮崎工場の土地建屋を買収いたしまして、太陽電池製造装置を設置いたしまして、新工場を設置することとなっております。事業内容につきましては、太陽電池の製造でございます。生産規模は、年産900メガワットと

なっております。投資額は約1,000億円で、2011年下半期が操業時期ということで予定されております。また、従業員につきましては約800名で、そのうち400名につきましては、日立プラズマディスプレイ株式会社からの受け入れをしたいとの意向でございます。なお、敷地面積につきましては、約40ヘクタールとなっております。

2に昭和シェルソーラー株式会社の概要を記載いたしております。本社につきましては、東京都港区台場でございます。代表者は、代表取締役社長亀田繁明氏でございます。資本金につきましては26億2,000万円で、資本構成は昭和シェル株式会社の100%出資となっております。従業員は約450名でございます。

今回の進出によりまして、直接的な投資や雇用創出に加えまして、関連企業の本県への立地、地元企業との取引拡大のほか、物流体系の大幅な改善にもつながるなど、本県経済の拡大、活性化に大きく寄与するものと期待いたしております。

なお、参考といたしまして、9月10日現在の本年度誘致企業の一覧を掲載いたしております。大変厳しい経済状況でございますが、今後とも、企業の投資情報の収集に努めまして、市町村と連携して、積極的な誘致活動、フォローアップ事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

企業立地推進局といたしましては、以上でございます。

○後沢観光推進課長 観光推進課の9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の観光推進課のインデックスのついてるところ、127ページをお開きください。補正額は、

一般会計と2つの特別会計を合わせまして、7億7,823万6,000円の増額となっております。これは、今回、2つの特別会計で実施いたします事業に必要な補正予算といたしまして、3億8,911万8,000円を計上してございますが、その財源を全額一般会計からの繰入金で賄いますため、歳出予算といたしましては、一般会計、特別会計それぞれに3億8,911万8,000円を計上するということから、予算書上は、一般会計と特別会計を合わせまして7億7,823万6,000円の増額となっているものでございます。この結果、補正後の予算額は19億4,476万8,000円でございます。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。129ページをお開きください。まず、一般会計でございます。補正額は3億8,911万8,000円の増額でございます。（事項）県営宿泊休養施設改善対策費の説明欄1の県営国民宿舎特別会計繰出金で1億6,321万2,000円、（事項）観光振興費の説明欄1のスポーツレクリエーション施設特別会計繰出金で2億2,590万6,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、130ページをお開きください。（会計）えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。（事項）県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費の説明欄1の施設運営費で、一般会計予算からの繰入金を財源といたしまして2億2,590万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、131ページをごらんください。（会計）県営国民宿舎特別会計でございます。（事項）国民宿舎えびの高原荘運営費の説明欄1の指導推進経費で、一般会計予算からの繰入金を財源としまして1億3,504万6,000円、（事項）国民

宿舍高千穂荘運営費の説明欄 1 の指導推進経費で、一般会計予算からの繰入金を財源としまして2,816万6,000円をそれぞれ増額補正するものがございます。

補正予算の詳細につきまして、お手元の委員会資料で御説明いたしますので、委員会資料の5ページをお開きください。県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費についてでございます。1の事業目的でございますが、えびの高原スポーツレクリエーション施設は、日本最南端の屋外スケート場として20年以上にわたって利用されてきたところですが、アイススケートのための製氷設備などに老朽化による能力の低下や故障等のふぐあいが頻繁に発生するようになったところがございます。当該施設は、えびの高原の冬場の誘客を進めるに当たっての必要不可欠な目玉施設でございますことから、安定した運営が行えるように製氷設備の入れかえを行うものがございます。

2の事業概要ですが、製氷設備の更新工事といたしまして、製氷設備機器本体及びアイスリンクの製氷のための冷却管設備の入れかえと、それに伴う電源設備の工事を行うもので、3に書いてございますとおり、補正額として2億2,590万6,000円を計上しているところがございます。

4の事業効果といたしましては、より快適な環境のもとでのサービスを安定的に安心して提供できる体制が整うことによりまして、新たな利用客の確保につながるものと考えてございます。

次に、6ページをお開きください。県営国民宿舎えびの高原荘、高千穂荘運営費についてでございます。1の事業目的でございますが、えびの高原荘は、平成8年の改築から13年余り

が、高千穂荘は、平成11年の改築から10年余りが経過いたしまして、両施設とも設備機器や建物の各所にふぐあいが発生しているところがございます。このため、両施設につきまして、所要の修繕及び機械設備等の更新を実施するものがございます。

2の事業概要についてでございますが、えびの高原荘につきましては、雨漏り防止のための屋根工事、内装工事、温泉工事など、ごらんの工事を行うこととしてございます。高千穂荘につきましては、(2)に記載してございますが、空調設備機器類の改修工事などを行うこととしております。また、両施設とも、平成23年度に迫った地上デジタル放送への対応も必要でございますので、あわせてその対応のための工事を行うこととしております。

事業費といたしましては、3に記載してございますとおり、えびの高原荘が1億3,504万6,000円、高千穂荘が2,816万6,000円、合計1億6,321万2,000円を計上してございます。

4の事業効果としましては、より快適な環境下でサービスを安定的、安心して提供できる体制が整うことによりまして、新たな利用者の確保につながるというふうに考えてございます。

以上が補正予算の説明でございます。

次に、平成21年9月定例県議会提出議案の11ページをお開きください。議案第3号「平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」につきまして、御説明いたします。

12ページをお開きください。この補正予算につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、施設の所要工事の事業費として歳出予算を2億2,590万6,000円増額補正するとともに、歳入予算につきましても、一般会計からの繰入金

につきまして、これと同額を増額補正するもの
でございます。

次に、13ページをごらんください。議案第4
号「平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正
予算（第1号）」につきまして、御説明いたし
ます。

14ページをごらんください。この補正予算に
つきましては、先ほど御説明いたしましたとお
り、県営国民宿舎えびの高原荘と高千穂荘の所
要工事の事業費といたしまして、歳出予算を1
億6,321万2,000円増額補正いたしますととも
に、歳入予算につきましても、一般会計からの
繰入金につきまして、これと同額を増額補正す
るものがございます。

以上が提出議案の説明でございます。

次に、報告事項がございますので、再び委員
会資料9ページをお開きください。平成20年の
観光動向調査結果について御説明申し上げます。
まず、1の観光客数についてでございます。
平成20年の本県への観光客数を太い線で囲
んでございますが、県外客は448万4,000人と
なっております。これを前年と比べますと、1.8
%の減となっております。次に、県内客につ
きましては、769万3,000人となっており、
県内県外の合計では1,217万7,000人、前年
と比べますと1.4%の減となったところでござ
います。要因といたしましては、平成20年の
中盤から後半にかけてのガソリン価格の高騰、
後半以降の世界同時不況などにより旅行環境
が悪化したことなどが考えられるところでござ
います。

次に、2の県外客の交通機関別入り込み数に
ついてでございます。県外客の利用交通機関
は、ほぼ例年どおりでございます。自家用車
が最も多く、全体の63.7%を占めており、
以下、バス、飛行機などとなっております。

10ページをごらんください。3の県外客の居
住地別構成についてでございます。九州内か
ら77.7%、その他各地域から、ごらんのよう
な割合となっております。ほぼ例年と同様の
傾向となっております。

11ページをごらんください。観光客数の年次
別の推移でございます。後ほどごらんいただ
ければと思います。

続きまして、12ページをごらんください。こ
ちらに、観光地・観光施設別に平成20年の観
光客数上位20を掲載しております。順位の欄
の下の括弧内は前年の順位でございます。高
千穂峡、鶴戸神宮、青島神社、宮崎神宮など
が前年と比べまして10%以上増加してござ
います。逆に、10%近く減少している観光
地や観光施設もございまして、今後は、県
内全体の観光地の底上げを図っていく必要
があるというふうを考えてございます。な
お、11位の宮崎県庁につきましては、173.1%
と非常に高い伸びを示してございますが、こ
れは、平成19年は知事パネルを設置した4
月から12月まで、平成20年は1月から12
月までの来庁者数をカウントしているの
で、非常に高い伸びを示しているという要
因もございます。

説明は以上でございます。引き続き、観
光客の増に向けて全力を尽くしていきたい
と考えているところで、よろしくお願
いしたいと思っております。以上でござ
います。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しま
したが、その他の報告事項の質疑につ
いては後ほどお受けいたしたいと思
いますので、まず議案についての質
疑はありませんか。

○太田委員 常任委員会資料の3ペ
ージ、IT企業受注拡大支援事業とい
うのがありますが、理解を深めるた
めに質問いたしますが、担当職

員を雇用するという事になっております。347万3,000円ということですが、これは賃金であろうと思いますが、いつから何カ月分ぐらいになるのでしょうか。

○吉田商業支援課長 これにつきましては、10月以降の6カ月間というふうに考えております。

○太田委員 これは今後も継続ということになるかと思いますが、来年度もこういう形で予定をする、そしてこれは基金の扱いになるんですか。期間が定められておりますね。

○吉田商業支援課長 今年度が、先ほど申しましたように6カ月間、その後、22年度、23年度ということで、2年半という形になるかと思っております。

○太田委員 同じような質問になりますが、4ページの㊟アンテナショップ整備充実事業、3の事業費の(2)のところ、アンテナショップ多店舗展開事業も「専任職員を採用し」とあります。これも同じような賃金で、そういう感じでしょうか。

○吉田商業支援課長 こちらのほうにつきましては、人の採用もいろいろ考えなきゃいけないので、今年度は5カ月間というふうに考えております。

○太田委員 5カ月間ということで、また来年度、再来年度もということでもよろしいですか。

○吉田商業支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○太田委員 5ページの県営えびの高原スポーツレクリエーション施設整備施設運営費のところですが、20年以上にわたり利用されてきた製氷設備等、これをかえるということですがけれども、製氷設備の耐用年数というのは20年以上もつものなのか、もう耐用年数が来ているという

ことなのか、その辺はどうでしょうか。

○後沢観光推進課長 物にもよるところはあるようですがけれども、大体15年が耐用年数というところでは。

○太田委員 十分使っておられるということになりますかね。

今度は歳出予算説明資料で質問させていただきます。113ページ、工業支援課のほうであります。工業試験場費、食品開発センター研究開発費とありまして、それぞれ補正がされておりますが、472万6,000円、もう一つは82万3,000円、これは国からの10分の10で来ておりますので、特に大きな問題はないと思いますが、これは例えば人件費に相当するものなのか、もしくはソフト的な何らかのものなのか、内訳みたいなのはどうなっているのでしょうか。

○森工業支援課長 内訳につきましては、試験の材料費、そういったもの、いわゆる試験研究に要する費用ということでございます。

○太田委員 わかりました。材料費ですね。

次に、労働政策課のほうで121ページ、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業というのがありますが、2億5,000万程度の補正でありますけれども、これは市町村がやる事業ということだろうと思いますが、具体的にはこういうことをやりたいというような案があるのでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 例えば、市町村のほうでこういう形で委託してやりたいとか、あるいは直接実施してやりたいという事業について今回上げたものでございまして、環境美化があつたり、介護の分野があつたり、教育の分野があつたり、さまざまあります。

○太田委員 それは既にヒアリングが済んだ上でのことということでいいわけですね。まだ公

表はできないんですね。

○篠田地域雇用対策室長 市町村のほうから計画が上がった段階で、要件に該当するのかどうかをヒアリングいたしまして、今回上げたものでございまして、今後、議決されましたら、公表していきたいというふうに考えております。

○太田委員 125ページの企業立地推進局、立地企業フォローアップ機能強化事業ということで、先ほど説明では公用車をとということでありました。県土整備部のほうの公用車購入のところもあったんですが、エコカーを県土整備部のほうでは購入というようなことになっておりますが、この公用車はどのようなことになっているんでしょうか。

○山口企業立地推進局次長 公用車の車種ということではいいますと、エコカーをうちのほうも買いたいというふうに考えております。

○黒木委員 アンテナショップ整備拡充事業についてお尋ねをしますが、みやざき物産館というのは、会員制、メンバー制になっておるんでしょうか。

○吉田商業支援課長 おっしゃるとおり、物産センターは会員の会費等で運営しております。

○黒木委員 会費はどのようになっているんですか。

○吉田商業支援課長 一律2万円でございます。

○黒木委員 会員数が増加しての整備をすることですけれども、会員数というのはどれぐらいふえたものでしょうか。

○吉田商業支援課長 会員数が増加しまして、展示会場がちょっと狭くなったということで今回の改修になるわけですけれども、会員の増加につきましては、19年度から20年度にかけては、19年度が608会員だったのが680会員に

なっております、72会員ふえているということでございます。21年度はまだ年度途中ですので、とっておりません。

○黒木委員 前から会費を取っておりますか。会員が減少したという例もありますでしょうか。

○吉田商業支援課長 会費は以前から取っております、平成10年度からの統計が手元にあるんですが、すべて増加ということで来ております。

○黒木委員 3年ぐらい前、県内の焼酎をずらっと並べてあったと思うんですけども、いつの間にか、小さな焼酎メーカーの焼酎が消えてなくなっておると。そのかわり、知事の顔の写真の入った焼酎が並んでいるということで、大手といいますか、売れ筋のものは置くけれども、小さなところは締め出されているような気がするものですから……。こういうものがありますよと、物産館というのはそういう場もあるかなと思ひまして、ちょっと寂しいことじゃないかなと、気になっているものですから、聞きに行きましたところ、会員制だからそういうことになるんじゃないですかという話があったけれども、それだけでいいのかなという気がしたものですから。

○吉田商業支援課長 おっしゃるとおり、売れ筋のものを並べるという傾向がございまして、おっしゃった小さいところについては、展示スペースがないじゃないかということがありましたので、今回の補正をお願いしたということでございます。

○黒木委員 えびの高原スポーツレクリエーション施設についてお尋ねしますが、年間利用者数と経営状況はどのようになっていますか。

○後沢観光推進課長 年間の入り込みにつきましては、約2万人の方が利用されてございます。経営状況につきましては、スポレク施設とえびの高原荘、一体で運営しているものですから、両方合わせての収支ということになりますが、平成20年は1,200万ちょっとの赤字を出しているという状況でございます。

○黒木委員 施設の規模はそのままで、施設を更新するというのでしょうか。

○後沢観光推進課長 施設の規模を変更する予定はございません。

○黒木委員 労働政策課にお尋ねしたいと思うんですけども、建設業の倒産、転業が一番多いんですけども、そこで働いていて失業した人たちがどういうところに就職したのか、特にほかに雇用の場のない中山間地域の建設業はどういうところに就職したのかという統計はありませんでしょうか。

○宮原委員長 これはその他になりますので、そこをお願いしていいですか。

○黒木委員 わかりました。

○坂口委員 113ページの休廃止鉦山鉦害対策費ですが、これは経済対策がなされたからできた事業なのか。これは、こういった緊急対策がなくてもあっても必要なような気がするんですけども、この時期に補正で上がってくるというのがどういうことなのか。

○森工業支援課長 国の経済対策におきましては、公共事業等の前倒し発注というのも経済対策として位置づけられております。今回の工事につきましても、22年度予定する分を前倒しで実施する、そういう内容になっておりますので、経済対策ということで位置づけをしたところでございます。

○坂口委員 ことしの当初では必要なかったわ

けですね。22年度にやれば間に合うはずのものを前倒し——これは必要性があったのに当初で組めてなくて、来年度前倒しということでの理由づけでの補正というとり方をしたからなんです。この規模の事業でこういった事業内容の必要性から見ると当然当初で——ダブル事業で組まれるならいいんですよ。当初で組まれていて、また補正で追加で継続的にやっていくもの前倒しならいいんですけども、前倒しという理解はそういうものじゃないと思うんです。ぼんと出てくるのは、こういった継続性や、ずっと監視していく必要がある事業の前倒しじゃない。そういうのは前倒しという解釈はできないんじゃないかと思うんですけども、単純に当初で組まれていて追加なのかどうか。

○森工業支援課長 特に、速日鉦山につきましては、21、22年度にまたがって事業をやるという計画でございましたけれども、今回、22年度分を一部前倒しで21年度に実施するというところでございます。

○坂口委員 当初に組まれていて、あえてまた追加の補正になるということですね。

○森工業支援課長 21年度分の事業プラス22年度分が一部前倒しでされるということでございます。

○坂口委員 了解です。

今度は施設整備、観光振興関連スポレク、指定管理者がやっている部分の運営はどうなっているんだっただんですか。

○後沢観光推進課長 えびの高原荘、高千穂荘、スポレク施設、いずれにつきましても、指定管理者が管理運営を行っております。

○坂口委員 それの是だ非だじゃなくて、物の考え方の整理の仕方ですけども、一つは、15年ぐらいが大体の償却というか、耐用年数で

あって、20年経過しているということで、必要性は前からわかっていますね。もう一方の高千穂荘なんかも、これをやれば客がふえるということは当然わかっているし、やる必要のある施設更新かなと思うんです。そこで、指定管理者、すべて切りかえが最近あっていますね。3年間の契約期間が切れて次の契約に入ったと。その時点で整備をされていた場合、必要性が感じられていた場合の指定管理料、出すほう、入るほう、両方ですけども、この査定というか、積算というのはすごく変わってくると思うんです。目的が入り込み客をふやすことですから、経営者を利することになりますね。そうすると、この施設を何ぼで借りられるというのは、その時点で大きく判断材料が違っていたと思うんです。その時期的なもの、あるいは財源の都合でできなかったなら、将来、何年次にはどういう整備をやっていきますというものがそこで入っているの指定管理者との調整というか、見積もりというか、そういうことだったのか、ぼんとここでやられるのかという整理の仕方、これがいい悪いじゃないんです。

○後沢観光推進課長 指定管理につきましては、この3件の施設につきましては、平成18年から平成22年度までの5年間ということになってございまして、先ほど委員が御指摘になった3年目の分は、今回この施設についてはありませんでした。そうはいつでも、平成22年度には指定管理者をかえるのか継続か、わかりませんが、変更があるので、そこで、納付金をいただいているんですが、その納付金の額を幾らで算定するのが一番適切なのかというのは、やはり議論があるだろうというふうには思います。

○坂口委員 22年度までなら、5年の中の残りの1年余りでしょうから、そう大きい問題とと

らえるべきでもないのかなという気がするんだけれども、そのことがなされる計画があれば、自分ところの経営見通しとか、そういった積算する上で大きい要素になりますから、こういうものは前もって極力示せたほうがいいなというのと、これは指定管理者を導入する以前に整理できないままに終わっていると思うんですけども、こういった更新に対しての経費の客観的な目安づくり、軽微な補修については指定管理を受けた、運営するほうがやりましょうとか、大規模な投資については所有者である県がやりましょうというこの整理がなかなか難しいと思うんですけども、何らかの整理しておく必要があるかなという気がするものですから、また何かこれについて検討でもなされてきて、一つの考え方というのが整理されていけば、お聞かせください。

○後沢観光推進課長 今ほどの修繕や、さまざまリスク分担につきましては、指定管理者との間で基本協定書を結んで、さらに詳細を決めた仕様書なども作成しているんですが、その中で、施設については、大ざっぱに言うと、躯体や構造に係るようなものですとか、大規模な修繕は県のほうでやりましょう、日常の細々とした小さいものについては指定管理者でやりましょうという整理、あと、リスク分担につきましても、予期できないような社会変動、県で条例を変えた、そういう原因で何らかの経営上のリスクを負うことになった場合には、我々がそのリスクは負って何らかの措置をしましょう、そうでない日常的なものである場合には指定管理者が負いましょうと、一応の整理はさせていただきます。ただ、委員おっしゃったように、世の中の情勢が一かゼロかで割り切れない場合もあるので、判断に迷う場面があるというのも事

実ですので、そういう場面を積み重ねながら、しっかり整理していきたいというふうに考えております。

○坂口委員 なかなか難しく、では、どうするんだといったとき、考え方があるわけではないんですけれども、民間の契約、例えばアパートなんかの契約だと、事細かにずっとこれについての責任分担というのが示されていますね。例えば、デジタル化テレビ一つにしても、大がかりな投資と見てテレビを買いかえるのか、あるいは小規模な、運営者側で対応できる修繕も可能ということでチューナー交換だけでいくのか、大きな投資と見るのか、小さな軽微な修理と見るのかという、なかなか難しい問題があると思うんです。整理していくのも大変でしょうけれども、5年の間に何らかのものが仕分けされるようにやっていかないと、すごく難しいところかなと思うものですから、これは要望です。

○宮原委員長 要望ということですので、お願いします。

○星原委員 今回の経済・雇用対策ということですが、商工観光労働部の雇用の創出の部分、先ほど5カ月とか半年とかいう話もありましたが、今回の部分での商工観光労働部内の雇用はどれぐらい見ているんですか。

○篠田地域雇用対策室長 ふるさと雇用再生特別基金と緊急雇用創出事業の基金について、県全体ですけれども、今回の9月補正分で291名の雇用創出を見込んでおります。

○星原委員 291名というのは全体の部分ですか。

○篠田地域雇用対策室長 今回の9月補正分の県事業、市町村事業、合わせてでございます。

○星原委員 291名が雇用創出になって、先ほど

の説明の中で私が聞き漏らしているかもしれないんですが、5カ月とか半年とかということでありましたね。緊急な部分のそれだけで、その後についてのつながり、そういった関係は考えられてこういう形になっているんですか。

○篠田地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業につきましても、つなぎ雇用ということで、短期的な雇用対策ということで、次の就職に結びつける間に一たん就職していただいて、また新たな職を探していただくということにしております。ふるさと雇用再生特別基金につきましても、継続的な雇用ということで、最長3カ年事業をやりまして、その後そのところで就職してもらうとか、あるいは関連企業のところに就職していただくような形で今、各委託先等にはお願いしているところであります。

○星原委員 事業の中身的にはそういう話なんだろうが、一方で、こういう事業費が出るときは雇用する形になるかもしれませんが、その間に景気に変化してこないと、継続して雇用するとか、何か新たな技術を身につけて、その身につけた技術を買うということでどこかの企業が雇い入れていくということであればまた違うんでしょうけれども、ただ緊急的な形で採用していて、その間に見つけるという形では、世の中の動向次第で全然違ってくるのかなというふうに思っているんです。そういう面を考えたときに、今のうちにどういうふうに持っていくかということを考えておかないといけないような気もするんですが、その辺の対応策というのは何か考えていらっしゃるんですか。

○渡邊商工観光労働部長 今、星原委員がおっしゃった、まさにそのとおりなんです。緊急雇用創出事業のほうは短期の雇用対策でございますので、これが永続的な雇用につながるかどうか

かというのは疑問符があります。ところが、ふるさと雇用再生特別基金事業については、一応1年を目安にして3年間の継続雇用というのがねらいで、この基金事業の目的はそういうことです。その間、1年間の間に、委員がおっしゃったように、継続的な雇用につながるような技術を習得したり、あるいは新しいビジネスチャンスをそこで創出しようとか、そういう事業がねらいでございまして、したがって、我々としては、ふるさと雇用再生特別基金事業の採択に当たりましては、十分そのあたりを考えて採択しなければいけないと思っています。特に、今回のふるさと雇用については、市町村分が補正は上がっておりません。県分だけでございます。市町村についても、あと2年間、来年、再来年、続くわけでございますから、そういう視点でぜひ新しい事業展開を考えてほしいということをやっております、金の切れ目が雇用の切れ目ということになりますと、この事業の目的からいまして、いけないと、我々としてはそういう視点でこの事業を考えていきたいというふうに考えています。

○宮原委員長 ほかにございせんか。

○野辺委員 アンテナショップのことで教えていただきたいんですが、県産品の一層の販路拡大を図るということですが、多店舗展開事業ということは、今、新宿の「KONNE」と宮崎の物産館があるんですが、大阪や福岡、こういうことも想定されているんでしょうか。

○吉田商業支援課長 多店舗展開事業というのは、今おっしゃったように、東京と大阪——大阪は大阪事務所の中にあります——それから宮崎ということで、3店舗あるんですけれども、これに福岡、名古屋、大阪も事務所にあるんじゃないかとどこかいいところはないかなという

ことで、今のところ3つぐらいを私どものほうは想定しているんですが、その中で一番効果があるところを調査研究事業で探していこうということでございます。

やり方としましては、財政的な余裕もございませんので、「KONNE」みたいにぼんと構えるのではなくて、宮崎出身の方がやっているところで商品を置いてもいいという方がいらっしやったり、そういうことがあったらいいかなということで我々としてはこの事業を進めていこうと思っておりますが、どちらにしても、調査研究の中でどこに置くのが一番効果的で効率的かということを検討していただく人を採用したい、我々も一緒になって調査研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○野辺委員 採用する予定の人は、そちらの分野にたけている人ということになるわけですね。

○吉田商業支援課長 そうです。流通業界に詳しい方がいたら一番いいなことでは考えております。ただ、募集の段階でそういう方がいらっしやるかどうかわかりませんが。

○野辺委員 大阪は話されましたが、福岡は、それにかわるものとして何かやっていないんですか、県産品の販売ということでは。

○吉田商業支援課長 おっしゃるとおり、福岡は、福岡事務所に県産品を置いていないのかということで大分言ってくるんです。展示場には県産品を置いてあるんです。ただ、それは売れないという形になっておまして、販売員がないということもありまして、その辺も調査研究の対象になるのかなということは考えております。

○星原委員 県営えびの高原スポーツレクリエ

ーションの施設、あるいはえびの高原荘、高千穂荘、指定管理5年ということで、もう3年が過ぎたところですね。指定管理者にする前と、3年過ぎてくる中で、先ほど話を聞いたところでは、1,200万の赤字と聞きましたし、2万人の入り込みという話を聞いたところなのですが、指定管理者にしてこういうことが変わってきつつあって、こういう効果が出ているとか、新たな指定管理者になった取り組みで、プラス面、マイナス面、どういったものがあるか、中間点であります、教えてほしいと思います。

○後沢観光推進課長 まず、指定管理者にしてのメリットにつきましては、指定管理に移行する前は、当然、県がほかの団体に管理委託をして運営していただいていたんですが、利用料金やそういうものについては条例などのルールで割と厳しく縛ってあったんですが、指定管理者になると、そのあたりは弾力的な運用が可能になりますので、シーズンに応じて、繁忙期、閑散期や、お客さんのニーズに合わせて料金設定を弾力的にしたり、いろんな企画商品やイベントを、民間に委託していますので、民間の発想でやっていただくというところでは、数字になかなか結びつきにくいところもあるので、どう評価するか難しいところがあるんですが、少なくとも前向きというか、指定管理者にしてよかった点としては挙げられると思います。

財政的などところにつきましては、今ほどお話ししましたとおり、以前は施設の使用料は県の財布に入ってきて、それに対して委託料を施設管理者に出すという形をとっていたんですが、指定管理者になってから、施設の使用料を、お客さんは指定管理者にお金を払って、それは指定管理者の方の財布に入って、そのかわり納付金を幾ばくか我々がいただいているという形に

なったんですが、出し入れの関係が変わったことでもありまして、平成18年の導入前と比べまして、平成17年度と平成18年度の県の財政への影響という意味では、年間7,900万円減ということになっております。県の負担が減ったということです。

○星原委員 17年までと18年では、県としては負担が軽くなったということではあるんですが、仮にこれから22年、あと1年ちょっとあるわけですけれども、指定管理者が運営していけるかどうかというのが最終的に出てくると思うんです。指定管理者も企業経営ですから、黒字が出なくちゃいけない。指定管理者に任せて民間の発想で物事を進めていくということは非常にいいことなんです、民間で発想するだけで運営が黒字になっていくかどうかというのは厳しいところもあるかと思うんです。というのは、今、景気が悪くなった。ガソリンの高騰だとかいろんなこともあって、観光客が減ったり、レクリエーションに使う予算というのが個人の消費の中で非常に厳しくなっている状況とかありますね。そういった場合に、民間の指定管理者だけが——自分たちの範疇でうまく経営できればいいんですが、そういう部分に対して、行政としても任せただけじゃなくて、トータルで県内のいろんなことを考えざるを得ないと思うんです。そういうことの相談や話し合いとか持ちながら、年の中の半年ぐらいでいろいろ状況を聞いたりしながら、いろんな悩みや問題があればそういうものに向けての対応とか、そういう意見の交換というんですか、何か情報交流みたいなものはやりながら進めているものなんですか。こういう観光事業というのは非常に難しい面があるんじゃないかなというふうに思うものですから、そういう部分が民

間の発想と行政のいろんな支援みたいなもの、金銭的な支援じゃなくてもいろんな支援みたいな、情報提供みたいなものやうまく効果が出るように努力されているとは思いますが、その辺はどういうふうに行われているものなんでしょうか。

○後沢観光推進課長 今、委員がおっしゃった点は非常に大事なところだと思っております、我々も運営をお任せしているとはいえども、県の施設でもございますし、そもそも、えびの高原という本県にとって大事な観光地をどう振興していくかという意味では、中核になる施設だと思っておりますので、ほっておくということをしていないということです。例えば、えびののあたりですと、最近、韓国のトレッキングブームというのがありますので、そういう情報は我々持っている。えびの高原荘を一つベースにしながら、韓国のトレッキング客を呼び込む方法は何かないかということと一緒に考えたり、そういう取り組みを実はえびの高原荘はことしから始めたんですけれども、そういうことに対して、我々としても金銭的な支援も含めていろいろと支援しているというのはあります。えびの高原全体をどうしていくのかという議論と不可分だと思っておりますので、今年度、観光地総点検と銘打って、県内各地の観光地の課題を洗い出して、何をやっていったらいいのかという議論も始めているんですが、その対象に今年度えびの高原を選びまして、当然えびの高原荘を含めて、あのあたり一帯をどう振興するのかというのを官と民が一緒になって考えているというところでございます。

○星原委員 もう一点だけ教えていただきたいんですが、あその場所は鹿児島県との県境になりますね。霧島温泉郷とタイアップする形に

なるんですが、両方の県がお互いに周辺をトータルで誘客する方法ということで、意見交換、情報交換、そういう形で協力の部分というのはやっているものなんでしょうか、やっていないんですか。

○後沢観光推進課長 今御指摘の県境をまたいだ連携というのは非常に重要になってくると思っております。今後、特に霧島とえびのについて言えば、九州新幹線の全通もにらみますと、鹿児島中央駅でおりましたお客さんを霧島経由でえびの高原、さらに宮崎まで、奥地に引き込んでいくという努力もこれから欠かせないと思っておりますので、霧島温泉地域とえびのの連携をどう図っていくかという議論はしていかなきゃいけないと思います。ただ、これまでやっているのかということになりますと、あの一帯で環霧島会議というのを市町村レベルで組織して、ジオパークの認定申請という動きはありますが、観光客誘致のルートづくりという観光の切り口に立ったときに、そういう具体的な動きがまだ十分とは言い切れないのかなと思っておりますので、そこを今後、力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

○星原委員 鹿児島県に新幹線が入ってきたりして、そういうことを今後考えていくべきかなというふうに思うんです。というのは、今度エバー航空あたりが運休している形になってくると、福岡でおりて、新幹線を使って云々とか宮崎へ入ってもらうとなると、そういうルートとかも考え方をどこかに持って、うまく流れをつくらないと、宮崎に入り込みがやっぱり不足するんじゃないかなというふうに思うんです。一つの面として、そういう環境づくり、そういったものにもう少しいろいろ考えながら、民間の人たちの話も聞いたりして、どうとらえていっ

たらいいかということは今後大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺をお願いいたします。

○井上委員 ⑧ I T企業受注拡大支援事業についてお伺いをします。今回、補正の出た中で、産業に直接とか、雇用に直接という意味でいえば、これは有効な支援事業だというふうに思うんです。347万と補正額は非常に少ないんですけども、これが効果が出てくるとおもしろいのかなというふうに思います。民間産業支援機関というのは何なのですか。

○吉田商業支援課長 佐土原町にあります宮崎ソフトウェアセンターになります。

○井上委員 宮崎県の言う I T産業にかかわる事業者というのは何社ぐらいあるんですか。

○吉田商業支援課長 18年度の調査ですけれども、事業所数としては137事業所あります。従業員数としては2,420名いらっしゃいます。

○井上委員 そういう意味でいえば、各事業者が事業拡大というか、受注拡大をしていくのに大変なところもあるでしょうから、これを支援するのはおもしろいと思うんです。6カ月間というのはもったいないような、1人というのももったいないかなという気がしないでもないんですが、県内外の I T企業を巡回して取引情報を収集するというふうになっていますけれども、取引情報が収集できたとして、具体的にどうするんですか。

○吉田商業支援課長 周辺の事情を申し上げますと、首都圏で I T産業の売り上げが7割を占めているんです。 I T技術者に対する求人倍率が東京都では3.73倍、今の状況ではちょっと考えられないような数字なんですけど、これが宮崎では0.80倍ということでございまして、要するに、首都圏では仕事があるんだけど、仕事

をしていただく I T技術者がいないという形になっているんです。地方の I T技術者にその仕事を回したらうまくいくということで、首都圏も仕事ができますし、こちらにも仕事が入ってくるということで、首都圏にある I Tの仕事はこちらに持ってきたいということで、いろいろな仕事を持っている企業さんにこちらに来てもらって、商談会をして、こういうことができますか、はい、できますよということで、商談が進めばいいかなという事業になります。

○井上委員 待ってましたというか、これはコンセプトが非常にいいんです。予算額は非常に少ないけれども、効果が出てきたら、以前から私も何度もこれは言っている内容なんですけれども、非常にいいんです。いいんだけど、こういうちまちま感でいいのかなというのがちょっとあるわけです。私の言い方が悪いかもしれないですよ。現実には言われたとおりで思うんです。首都圏に7割固まっています、それが地方に分散するような形になってくれば、そこを大量にとる——今回私が宮崎県を人材の県にしたらどうかという提案をしたのはそのせいもあるんですが、技術者養成というのはいちで十分にできる、そして企業も来てもらっていいし、受注があれば仕事は実際やれますよということがアピールできればいい、そういうふうはこの前の代表質問では申し上げたところなんです。地方でやれることについてはしっかりとアピールして、仕事をとってこないといけない。そこが小さい企業だとなかなか難しいんです。そこをどうやってつなぐかということが——これはコンセプトとしてはいいんだけど、こんなものでいいのかというのが私はよくわからないんです。これは単なる実験程度のことであって、大量に仕上げたいこうとかは余り考え

ていない、それぞれの企業がそれをやるようにしていくのが目的であって、実際は大きいことは考えていないんだという事業なんですか。どっちなんですか。

○吉田商業支援課長 先ほど宮崎ソフトウェアセンターの話をしていただきましたけれども、あちらには50名職員がおります。その職員の方も、ここに書いてありますように、研修をやったり、商談会というわけではないけれども、情報提供なんかはしていますので、そこにまたもう1人、専任の方を入れて、ソフトウェアセンターの組織力も使って大規模にやれたらということも考えております。

○井上委員 IT産業の全体のこれからのもうかりというか、それが生み出す富というのがどのくらいなのかというのは、まだわからないんですね。はっきりとこのくらいのものだと言えないぐらい、広さがまだわからないんですね。それともう一方では、自治体としても、ITを活用した、もっとそれこそそこに予算額を投入しないといけないこともあると思うんです。そういうこととこれとがどういうふうにリンクしていくのか。産業界が生み出す大きな力があるとして、それによって宮崎が雇用として確保できるもの、それによる収入がどのくらい得られるのか、そういう分析はちゃんとやっているのかどうなのかというのが、これを見る限りではちょっと不安があるんです。

○渡邊商工観光労働部長 分析と言われますと非常に難しいんでしょうが、ただ、委員のほうに誤解があるといけません、これは半年でございすけれども、ふるさと雇用再生特別基金は1年以上雇用継続できるんです。我々としては、6カ月雇いますが、とにかくそれで一回やってみて、ソフトウェアセンターと内部で県

内の企業事情なんかもスクリーニングしながら——僕らは6カ月で終わるとは思っていないんです。来年、再来年、これは23年度までの事業でございすので、23年まで継続できるわけです。来々、当然そういう形で事業を継続して、場合によっては、1人じゃ不足するということもあり得るかもしれません。そのあたりは、まさにふるさと雇用基金事業の利点だろうと思いますので、我々としてはこれを精いっぱい活用して、とにかく、委員がおっしゃったことも含めて、いろいろ可能性を模索することだろうと思います。

○井上委員 これを提案した職員の人は若いのかどうかわからないんですけども、これからだと思うんです。まだ先がわからない。どのくらい生み出せるのかというのはわからない。宮崎でできる可能性として、企業としてどのくらいのことできてという分析をきちんとしてもらって、人材育成という点からも含めて、きちんとしたものを体系的に仕上げていくというものがないと、ちょこちょこ仕事を下さいよ程度では無理なのかなという気がしないでもないです。せっきくの347万円で、補正というところがおもしろいんですけども、結果として、これが突破口で宮崎が違う形に変化していけるとまたいいのかなと。これは非常に期待していますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○宮原委員長 要望ということですので、お願いします。

ほかにございせんか。

○太田委員 私も聞き漏れがありまして、今のIT受注拡大支援事業の件ですが、340万近くは、1人ということであれば、賃金58万ぐらいになるんですね。賃金として見たならば1カ月58万ぐらい。これは委託ということでもあり

ますので、ふるさと雇用再生特別基金は、基本的には雇用につながるということがあるわけですから、58万がそっくり賃金に行くのかなと思います。その辺はどうですか。委託の中で内訳があるのでしょうか。

○吉田商業支援課長 賃金につきましては、30万円を想定しております。30万だと6カ月で180万、それに賞与もありまして、203万が人件費、要するに、その職員に行くお金ということです。残りにつきましては、巡回等もしますので、県外にも行きますので旅費とか、研修会がありまして講師の方に来ていただくとか、商談会をやるときの会場の借り上げ、そういうものを合わせまして、347万3,000円というものを計上させていただいているところでございます。

○太田委員 同じように、アンテナショップのほうも、ITのほうは1人というふうに聞いたものですから、アンテナショップのほうは雇用人数とすれば何人ということ想定されているんですか。

○吉田商業支援課長 アンテナショップも一応1名ということでございます。

○太田委員 単純に、1名であれば30万の賃金ということになります。先ほど説明があったような形での、いろいろ旅費とか、あんなのがあるということでしょうか。

○吉田商業支援課長 こちらは、17万2,000円が1カ月の給料というふうに考えております。先ほどおっしゃいました旅費とかもその中に入っているという感じになります。この場合は5カ月分ということなんです。

○太田委員 企業立地推進局、先ほど質問いたしました。公用車を低公害車にかえるという説明がありましたが、この公用車については、古い車を廃車して、新たに今度これを入れると

ということなのか、買いかえであるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○山口企業立地推進局次長 ただいま公用車としては1台所有しております。フォローアップ事業等につきましては、人員体制を強化いたしまして、公用車の出る回数が若干多くなりまして、不足ぎみにありますものですから、新しく1台購入したいということで考えております。

○太田委員 車の種類としては、特殊車両みたいなものじゃなくて、単なる乗用車的なものと考えればいいですか。

○山口企業立地推進局次長 おっしゃるとおりです。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項について3点ありますが、3点についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○野辺委員 昭和シェルソーラーのことでお尋ねしたいんですが、本会議でも出たと思うんですが、2011年で800名の従業員の見込みということですが、これに対する最終的な企業立地補助金は、金額はどれぐらいになるのでしょうか。

○山口企業立地推進局次長 今、詳細に私ども調べておりますのが、投資額が1,000億円で従業員が800名ということになります。補助額につきましては、精算払いといいますか、実績に応じてこれからお支払いをさせていただくことになるわけですが、実際にこれから工場整備を始めまして、投資額がある程度はつきりして、雇用人員もある程度実績が出た段階で、私どものほうに申請が上がってくるということになりますので、ただいまのところ、補助額が幾

らというのは言いづらいところでございます。

○矢野企業立地推進局長 まだ調印式をしていないんですが、10月初めにやる予定です。計画書が出てきていません。ここは土地が約40ヘクタールあります。土地を広げるときは開発行為等が必要ですが、土地を広げる予定は現在のところありません。その土地の中に建物をどういふぐあいに配置するのか、新しくつくるのかというのは、調印式の時点で発表になりますので、今の時点で計算はできないということでございます。

○野辺委員 相当多額になると思うんですが、宮崎県にとっては大変ありがたいことですが、日立プラズマディスプレイには補助金は幾ら流していらっしゃるのでしょうか。

○山口企業立地推進局次長 日立プラズマディスプレイにつきましては、平成17年度、これは2番館ですけれども、ここに5億円補助しております。18年度、19年度、これは3番館についてでございますが、それぞれ各年5億円ずつ交付いたしまして、プラズマディスプレイ、合計で15億円の補助を行っております。

○野辺委員 撤退された場合の補助金なんですが、交付要綱では、撤退された場合はどうなるんですか。3年間でしたかね。返還もあり得るんですか。

○山口企業立地推進局次長 企業立地補助金につきましては、日立プラズマディスプレイ、投資をしていただきまして、会社を立ち上げて、雇用人員250名、最終的に計画では1,500名弱の予定でしたけれども、実際に工場を立ち上げてまして、雇用をしていただいております。それに対する補助ということでございますので、既に実際に工場を立ち上げていただいておりますので、その実績に対して補助をしたということでは

ございます。そういった補助に対する返還ということにつきましては、特段の規定は設けておりません。返還という形はなかなか難しいというふうに考えております。

○野辺委員 今からこういうケースが出てくるんじゃないかと思えますから、3年間操業されたわけですか、短期間の場合、補助金の交付要綱の中にそういう項目を設けたほうがいいんじゃないかという気がするんですが、そのことについての考えはいかがでしょうか。

○山口企業立地推進局次長 そういった御意見もいただいているんですけれども、本県の場合は誘致条件といいますか、大消費地も遠いところでございます。加えて、高速道も、インフラ整備も十分まだできていない途上にあるというようなことございまして、誘致する対象企業にとりまして、そういった返還規定云々というのは敬遠するような材料になるのではないかと、ということも若干懸念しているところでございます。ただ、大型案件につきましては、いろいろ研究はしてみたいと思っておりますけれども、そういった状況で、今のところ、特段、制定するような考えはございません。

○野辺委員 進出されるときに、短期間で撤退するという事は企業としても考えていらっしゃると思うんです。要綱の中に、後ろのほうでも、そういう項目を入れておくと…。今、準備してある企業立地の補助金は、残額どれぐらいあるんですか。

○山口企業立地推進局次長 今年度の予算ということございましょうか。それにつきましては、過去に立地していただいた企業のほうで実績を請求してまいりますので、その予算といたしまして、8億3,000万ほどを今年度は予算化しておりますけれども、昭和シェルにつきましては

は、操業が平成23年ということでございます。実際に申請が上がってくるのはそれ以降ということで考えております。

○野辺委員 わかりましたけれども、早期の撤退ということについては、やはり何か一項設けてほしいなと思っておりますので。

○山口企業立地推進局次長 企業にとりましては、こういった1,000億というような投資をされるわけでございます。現在、企業もグローバル化しておりまして、技術革新もスピードが速い状況でございます。企業としても将来を見通せない部分もあるのではないかとというふうに考えております。そういったことで、実際に営業して間もなく撤退ということも、経済行為でございますので、できれば1年でも長くいていただきたいんですが、そういうことも確かに可能性としてはあるということで御理解はいただきたいというふうに思います。

○渡邊商工観光労働部長 今、野辺委員がおっしゃったことは、大きな一つの論点だろうと思うんです。今回、本議会でも外山良治議員が御質問されまして、お答えしたわけでございます。やはり我々としては、雇用を守っていかなくちゃいけない。短期間で撤退ということになりますと、それが完全にがたがたいくというような状況になるわけございまして、地域に根づいた企業経営というのをやっていただきたいというのが一番の願いでございます。

そういう中で、企業立地補助金をどういうふうに考えるかでございますけれども、高額の場合、そこにはある程度の規律というのを設けたほうがいいのではないかとというのは僕らも今考えておまして、どういう形がいいのか、一方で、余りそれを厳しくしますと、本県のような、先ほど次長が申し上げましたように

立地条件が非常に不利地なんですけど、そういう不利地なところにスムーズに立地がいくかどうかという問題も一つあります。したがって、そのあたり両てんびん置きながら、いい形でやりたいなど。それを補助金交付要綱で処理するのがいいのか、あるいは立地協定みたいなものをつくりますので、そういう中で明記するとか、補助金の出し方も、一遍で出すのではなくて分けて出していくとか、いろいろやり方はあろうかと思えます。そのあたりも含めて全体で、企業の意向なんかも、はっきりお聞きするといけませんけれども、企業の今の状況、そういうものも踏まえながら、いい形——よその県では、そういうことを設けている県もありますので、一律に全部というわけではありませんけれども、特に高額の場合についてはそういう検討も必要ではないかと、我々、認識しておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○坂口委員 今、部長言われたように、すごく難しいところだとは思いますが、背に腹をかえられないから、何でもかんでもいらっしやいじゃなくて、今後の競争時代に勝ち残れるということが前提での誘致でないと、背に腹はかえちゃだめだと思えます。翻弄されるのはそこで働く人とか、宮崎県自身であって、日立プラズマディスプレイにしても、企業が倒産したわけじゃないんです。整理する中で宮崎を引き揚げようということで、淘汰しやすいところだったということです。生き延びるために宮崎を切ったわけです。ここらの何らかの判断というものはないと、当たり前のところには行けないわなど、企業規模拡大でもやろうとするとき、宮崎は行きやすいから腰かけるかというようなことでは、ばば拾いではだめだと思えます。

す。それが一つと、それだけの投資なら、地場から逃げるわけにいかない人たち、建設業も含めて、そこが3人なり5人なりの雇用を拡大したり守ったりすることと、500人、1,000人というものをやることとのバランスが一つ必要と思うんです。

今言われたように、部長の考えの中の一つにも言われたけれども、過去、シーガイアの、60億県が出して100億の基金というときも、徹夜をやって附帯をつけて、結果的に、必要なものを必要な年度に出していくということで26億出したですね。あのとき、そういう工夫していなかったら、今度と一緒だと思うんです。60億ぽんと持っていかれて、なくなっていたと思うんです。課長言われたように、単純に考えないで、企業をここに誘致する目的は何なのかと。雇用の場だと。雇用される人が翻弄されないための誘致につながらなきゃ、1万人つくったよということでの数稼ぎじゃだめだと思うんです。だから、そこはもう一度原点に戻って、何のための企業立地なのかということで、だれを守る、だれのためにやっているのかということ、やっぱり県民のためだということで、これは一回分析しながら、代表質問でもありましたし、野辺委員の指摘もありましたから、単純に企業を集めやすいというための補助金じゃだめだと思うものですから、ぜひお願いします。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくお願いします。

○徳重委員 観光動向調査の結果の概要についてお尋ねしておきたいと思いますが、19年、20年、観光客が前年比かなり減っている。特に県外客の減少、1.8%、11ページの数字で見ると、5%も減っているわけです。この原因は何だと思っていच्छゃいますか。

○後沢観光推進課長 19年と20年の減少率で言いますと、県外客で言いますと、減少率としては1.8%の減になっていることをございますけれども、減った要因としましては、大きいのは経済状況の悪化、月並みかもしれませんけれども、これが大きいと思っております。

数字の積み上げ方は違うんですけれども、月ごとの入り込み数をカウントしていきますと、これは暦年でとっているんですが、1月からゴールデンウィーク前ぐらいまでは前年を上回っていきまして、そこそこで来ていたんですけれども、年の後半になって前年割れを毎月するようになってきているものですから、そういうところから分析しても、年の後半の経済状況の悪化というのが一番大きかったのかなというふうに思っております。

○徳重委員 宮崎県が観光を売りにしていることは御案内のとおりでありますから、どうしても観光は大事にしていかなきゃならない。まして、先ほどから出ておりますとおり、新幹線が鹿児島まで来て、宮崎にそのお客を引き込むということになると、この状況からして、宮崎県の観光の売り、こういう形で売り込んでいくんだ、このことが宮崎県の観光の目玉なんだというものが幾つかなければいけないと思うんです。ただ、来てください、それでは観光客は来てくれないと思うんですが、今、考えていらっしゃる目玉は、宮崎県の観光の売りというのはどういったものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○後沢観光推進課長 委員の御指摘は重要な点だと思っていまして、我々も、日夜と言うと大げさかもしれませんが、何を宮崎の観光の売りにしていこうかということ議論しているところです。まだ議論の過程というところもありますので、今後、いろんな方の御意見を聞きなが

ら、生み出されていくものもあるかと思いますが、一つ大事な視点は、観光もほかの県との競争ということになりますので、ほかの県との関係で比較優位に立てるものは何なのか、それをどう売り出していくかというのが大事な議論になるのかなと。そういう意味で、今、考えて取り組みかけているのは、スポーツランドというのは宮崎のある程度確立されたブランドだとは思っておりますが、海をまだ生かし切れていないんじゃないのかということで、マリンスポーツという非常に広いですけども、サーフィンとかそういうものに着目して、もっと磨き上げることができないか、ただサーファーに来てもらうだけではなくて、すそ野の広いものとしてサーフィンというのをキーワードにして、幅広い人に来ていただけるような仕掛けは何かつくれないのか、議論しています。

また今年度から、恋旅プロジェクトというプロジェクトが動き始めていますけれども、宮崎は、御案内のとおり、神話や伝承というのが豊富なんですけれども、神話という縦の軸で売っていますが、それを横軸で切るといって変ですけども、昔、新婚旅行のメッカだったというのも含めて、その中で、恋とか愛とか、真顔で言うと恥ずかしいんですけども、そういうテーマで、恋とか愛とかという切り口で今ある素材を再整理して再提示していく、それが新しい価値になるんじゃないかということで、そういう作業をしています。

部の中でもいろいろな意見があるんですけども、宮崎は農業県であったり畜産県であったりというところがあると思いますので、月並みかもしれませんが、自然や農業の体験、今、グリーンツーリズムやエコツーリズムというニューツーリズムというのが需要として上がってきて

いますので、そこをとらえて、実は「ゆっ旅」というブランドで育てようとしているんですが、そういうものをつくっていけないかという議論をしております。

こういうものが全部が全部、目玉として、全国、世界の人注目してくれるものになるかわかりませんが、これ以外のものが新しい素材として発見されたりとかあるかもしれませんが、現段階ではそういったものに着目しながら、育てていきたいということで取り組み始めているところでございます。

○徳重委員 いろいろお話しされたわけですが、どうもこれとして確かに全国に売り出せるようなものはなかなか目につかないわけです。新婚旅行のメッカといたって、今、時代の流れとしてそれはどうかなと思います。いろいろおっしゃったんですけども、宮崎県の売りは、歴史・文化あるいは伝統、そういったものを、今、縦の線とおっしゃいましたが、横というか、ちゃんとした形で残す、残される条件にあるんじゃないかと思っているんです。私は、ことしの質問でも都城の大島畠田遺跡のことを申し上げました。ああいったところに弥生時代の施設をつくって、歴史街道をつくったらどうかということ提案したところなんです。上野原遺跡あるいは都城の畠田遺跡、そして西都原古墳という形で、縄文、弥生、古墳という流れをつくって、あそこに行けば歴史を勉強できるんだというような、ちゃんとした核があったほうがいいんじゃないかというのが一つあるわけです。また、平和台もございまして、歴史神話街道もちゃんとしたものがある。その一部でもどこかにちゃんとしたものをつくって、観光客を引っ張ってくる。あるいは、百済の里もあります。そういったものをつくっていくことがいい

んじゃないか。そういった核になるものがどうも見えないんです。それが一つ。

もう一つは、やはり食べ物に非常に関心があります。雇用の問題もそうです。アンテナショップのことも先ほど出ておりますが、宮崎県の売りは、食べ物は何なのかというのがなかなか見えてこないような気がするんです。宮崎県の特産として、これはいいぞ、これは量産して全国に販売できるようなものがあるということは何らかの形で示すということ、それとあわせないとうまくいかないんじゃないかと。やっぱり食べ物というのは非常に大事だと。マンゴー生キャラメルもいいでしょう。何らかの形で全国に売り出せるようなものをつくらせる、それだって雇用の創出に絶対つながっていくんだと思うわけで、そういったものをもう少し真剣に皆さん方あるいは関係の業界の皆さん方と積極的な話し合いをして、売りに出ていくというような形がとれないものかなと思っています。単純にただ形をつくれればいいというんじゃないかと、何かと組み合わせないとうまくいかないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○後沢観光推進課長 私も、旅行関係の業者の方と話をしたりという機会があるわけですが、我々が、役人のグループですが、これが売れるんじゃないのかという感覚と、実際、旅行をなりわいとされている方がこれは受けるんじゃないかという感覚とちょっと違っていたりするところもあって、我々がこれはだめだろうと思ったのが意外と受けたり、これはいけるだろうと思っていたのがそんなのダメですよという話があったりする。委員がおっしゃったような幅広い方の話も聞きながら、おっしゃったような歴史とか文化というのも当然選

択肢がありますし、食というのも重要な要素だと思いますが、なるべく懐深く、広くして、可能性を余り摘み取らないように、いろんなものを受けとめて、そこから絞り込んでいくという考えも必要かなと思いますので、委員がおっしゃったような素材も当然、我々の選択肢の中には重要なものとして入れて、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 知事が就任されて、県庁観光が100万人を超したということで、喜んでいいのかなどうか、いい面もありますし、入り込みも大変なんです。毎日、朝早くから観光バスが入り込んでおります。余りいい状況ではない、はっきり言って、そう思っています。ただ、この県庁ツアーそのものは減ることはないかもしれませんが、余りこれに重点を置くということはいかがかなと私は思っておりますので、あえて申し上げておきたいと思えます。

○後沢観光推進課長 県庁は、つい先日、100万人を超えて、大きな入り込みですけれども、おっしゃるとおり、東国原知事が就任されて観光地になったわけですけれども、いわばその人気にあやかっているところは多々あるかと思いますが、これからそれを頼りにし続けると、やっぱりいけないだろうというふうに思っておりますので、御指摘のあったような新たな観光素材というのを発見して磨いていくというのをしっかりやっていきたいと考えております。

○井上委員 今の同じテーマなんですけれども、入り込み客数というのは私たちもよくデータとかいただくんですが、それと宿泊客、宮崎のどこに泊まってというデータはきちんとあるんですか。

○後沢観光推進課長 まず、入り込み客数と宿泊データというのは、おっしゃるとおり、違う

ものでして、宿泊データにつきましては、先方との関係があるので、どことは言えないんですが、宮崎市内に20社を対象に宿泊者数を毎月統計としてとっているものがあります。入り込み客数につきましては、バスで来られる方、車で来られる方、フェリー、飛行機、JR、いろいろありますが、県境で年に何回かカウント調査をしたり、アンケート調査をしたりしながら、どれぐらいの観光客が本県に入っているのかというものを推計して整理しております。

○井上委員 ちなみに、平成19年度は450万が入り込み客数ですけれども、宿泊客数というのは何人ですか。

○後沢観光推進課長 今ほどお話ししたとおり、宿泊客については20社の積み上げの数字ということになりますので、県内全体ということにはならないんですが、宮崎市内の20のホテルへの宿泊者数は、平成20年で120万弱という数字になっております。全体の数字を示す数字ではございません。

○井上委員 入り込みの客はもちろん多いにこしたことはないんですけれども、問題は、宿泊していただかないといけないと思うんです。通りすがりで宮崎を通過していただくだけ、私も今回、代表質問でも言わせてもらいましたけれども、通過はだめなんです。経済効果が高いのは、やっぱり宿泊していただくということが大事なんです。東北の人たちはどういうふうなルートで来て、下手すると、高千穂まで来て熊本に帰ってしまって熊本で宿泊とか、いろいろ違うんです。私も、これには非常に興味があるということと、個人的なあれもあるんですけれども、商品を見てみると、なかなか宮崎では泊まっていっていないわけです。観光業界全体の振興を図るといえるときに、どうやって宿泊

客をふやすかということが大事だと思うんです。

前回、私は質問のときに環霧島観光圏のことも申し上げたので、先ほど星原委員から出たようなことは申し上げたわけです。ありとあらゆるところを通じて、どう宮崎のほうにお客を引き込んでくるのか、泊まっていただくのか、泊まっていたときにどうやって宮崎を売り込んでいくのかということ、リピーターをどうふやすかということとか、いろいろあると思うんです。環霧島は、一つ着眼しないといけないところだと思うんです。だったら、えびの、京町温泉をどうするのかという問題点が、皆さん方がよく言っていた磨き上げはどうしているのかということがあると思うんです。数だけ、入り込み客数だけ言われて、450万来ました、よかったというだけでは、そこに経済効果、波及効果——物産館のあそこだけが売ればいいということではないと思うんです。各地域が元気になって、一つの観光地をつくり上げていくというのがないといけないと思うんです。徳重委員が言われるように、いろんなことをみんなすごく心配しているわけです。宮崎はだんだん廃れるんじゃないかという心配をしているわけです。

私、今回の代表質問では黒川温泉を使ってお話をしましたけれども、別にきれいなおねえさんなんかもいないんです。げたをからころ言わせて歩いている観光客だけなんです。置いてあるものも、そう大したものはないんです。土産もロールケーキを買って帰る程度なんです。だけれども、何かが違うということなんです。先日、えびののちょうど市議会議員選挙がなかったので、えびのに行かせていただいて、京町にもう一回行かせてもらいましたけれ

ども、やっぱりどうかしたいんです。一点突破で県庁だけにお客様が来てくださっているという、これは物すごくありがたいと思うんです。これもありがたいけれども、せっかく来た客を逃がさないということがどうやったらできるかということだと思えます。知事は何度も、私に対する答弁も、神話の問題、恋旅のこと、マリンのこととかも言っていたんですけども、何か決め手がないんです。これというのがない。職員の方と話をしたときに、意外におもしろいなと思ったのは、広域農道を使って出てくる、小じられた感じで木城町があって、そこでロールケーキの美味しいお店があるんですけども、あそこに女の人が結構行く、そういうルートづくりということについても、車で来た人をルートで逃がさないということもちょっと考えてみたらどうなんだろうと。無理くり10号線を何で走らせるのかと、よく言うんですけども、宮崎に今あるのをどうやって使って商品化していくのか。部長が私の答弁に対して答えていただいたけれども、どうやって商品化していくのか、エージェントとどうやってうまく話してそれが商品化できて広がっていくようにして発信できるようにするのかということを考えていただけたらと。

私、観光推進課というところには、女性の人たち、おばちゃん系の人とかいないのかなと思ってしまっただけけれども、実際に行く人たちが、実際にうろうろしている人たちが、その人たちが——今、東北が「歴女」とか言われて、いいじゃないですか。直江兼続がどうだのこうだの、景虎がどうだのと言っているじゃないですか。あれもおもしろいコンセプトですね。きちんとしたものを聞かせていただかないと、いつも場当たりの感覚というか、決め手がな

い。このままだと、旅行会社の人たちも宮崎を見捨てるんじゃないだろうかとこの心配があるわけです。単に車の問題なのか、列車の問題なのか、飛行機の問題なのか、それだけなのか。リーズナブルで、お金をそうかけないけれども、必ず、ここはいいというのを思わせるものがないと、女の方は財布をあけないと思うんです。財布をあけさせるものがないと、よくないんじゃないかなと思うんです。せっかく九州内からたくさん来ていただいているけれども、2回は来ないと言われると、それはむちゃくちゃ腹が立つ内容じゃないかと思うんです。そこをどうするのかということと、何かいま一步の先の話が委員会で出てこないから、みんないらすという感じだと思うんです。観光の問題というのは、話していて、私たちもこれがいいという実感がいいわけです。

○渡邊商工観光労働部長 井上委員がおっしゃったことは、昔、私も観光の係長をやっていたしまして、20年間この議論をやっているわけです。議会のときに井上議員が黒川温泉とか出されましたけれども、我々行政も一生懸命やるんですが、民間の方々、例えば黒川温泉には後藤哲也さんがおられる。この人は、露天ぶろとか温泉手形なんかつくって、その当時は変わり者と言われたそうですが、この人が一生懸命になってやられた。それから、湯布院でも中谷健太郎さんという、亀の井別荘をやられた方ですけども、この方が地域おこしでやられた。お隣の妙見温泉の雅叙苑、田島さんがおられますけれども、彼なんか、いわゆる高級露天ぶろ、広い敷地の中で、彼は10数年かかって土地をずっと買い求めておられました、そこにああいう施設をつくった。観光というのは、この方々にいろいろお話を聞きますと、行政に依存

していないんです。自分たちで創意工夫しながら、一つのポイント、あるいはアピールするような、ハード、ソフト含めて、そういうことをやっておられる。かつて岩切章太郎さんがおられた。その後、佐藤棟良さん、そういう方がおられて、宮崎も超弩級といえますか、非常に大きい方はおられるんです。こういう地域おこしできらりと光るような観光地づくりをされる方といえますか、そういう方は潜在的にはおられるんだろうと思うんですけれども、そういう方々の能力をいかに出すかというのが我々の仕事かなど。しかし、基本は、自分たちの地域でそういう視点で観光的な地域おこし、そういうことをやってほしいなというのがずっと私、考えていることです。

もう一つ、井上委員が商品化のことをよく言われるわけですがけれども、商品化ということになりますと、もともと物がよくないと商品化できないわけです。ものづくりに帰着する。それは、ハード、ソフト含めてですね。京町温泉の問題を見ますと、ハード、ソフトともに、黒川、湯布院と比べてどうだろうかという話があるわけです。そのあたりも客観的に見詰めなきゃいけない。我々は、県内の主要観光地の総点検をやって、そのあたりの課題を剔抉して、もう一回議論しようかと思っています。そのときは必ず、行政だけでなく、民間の方々も入れて議論しようかと思っていますので、そういう視点で今後、観光行政頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上委員 部長からそれを言われると、あれなんです、霧島に旅行人山荘というのがありませんか。雅叙苑さんはちょっと高い。でも、旅行人山荘は安くで行ける。そこで同じように小さい温泉が、露天がつくってあって、

そこに行ける。出てくるものといったら、そう大した食事は出てこない。でも、温泉がよくて星がきれい、こうなってくると、大したものじゃないけれども、設定の仕方によっては物すごくお客は来るといふことなんです。うちはプレゼンが下手なんじゃないだろうかと、私はいつも思うわけです。もう少しプレゼンの仕方を研究すると、全然違うんじゃないか。大したものじゃないけれども、何か違う、何かきらりと光るみたいな、いわゆるプレゼンの仕方を一回研究してみてくださいと思います。

○宮原委員長 重要なことだといふふうに思いますので、十分検討していただいて、いい方向に持ってきていただけるとありがたいかなと思いますので、要望だといふふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

既に時間が12時15分前になっておりますので、ここで午前の部を一応締めたいといふふうに思います。暫時休憩をさせていただきますので、1時10分から再開するといふことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時11分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

先ほどに引き続きまして、その他の報告事項についての質疑は何かございませんか。

○星原委員 観光動向調査の中で、先ほどもいろんな宮崎の観光の話が出ていたんですが、いろいろ民間の頑張りとか、部長の話もありましたが、そういう中で県として、要するに、年代や、女性とか男性とか、ターゲットをどういふところにどういふふうにいこうとか、あるいは

県外、海外からの客はどういったところを好んでいるとか、そういう調査、分析をやられたことがあるのか。そういうことで、やる方向性が決まっていくんじゃないかなという気もするものですから、そういう調査をやられる考えはないのかをお聞きしたいんです。

○後沢観光推進課長 ニーズの調査について、統計的な調査というものは、県独自としては私の記憶の範囲ではやっていないと思います。ただ、例えば海外の話が出ましたけれども、海外のエージェントと接する中で、今、韓国なら韓国でどういうものがブームで、旅行としてどういう選考があるのかという情報を仕入れてきて、それをもとに施策を立てたりという取り組みはしています。

○星原委員 どういったところが好まれているかというのをまず調査しないと、歴史、伝統、文化がある、何かがある、こういうものだけではなかなか決めにくいのかなというふうに思うんです。どういう層にはどういうねらいで、どういう施設が県内にあるのかということがまずありますね。そういう調査と、最終的に観光で生きようとすれば、リピーター、そういうのを持たないと、一過性の観光では継続性がないと思うんです。50%ぐらいはリピーターが、1年に1回でも、2年に1回でも来るような形とか、あるいは単純に言えばゴルフなんかはしょっちゅうやるわけですから、ゴルフならゴルフとか、そういうリピーターが来れるためには何をテーマとしてやっていくのかということもあると思うんです。私も今回、質問の中で、食をという、要するに、宮崎の農産・畜産・海産物、そういった食べ物でねらう方法はないかとかありますね。何かそういう目標を定めて、何年間はそういうことで観光客を呼べるのか呼べ

ないのか、そういうテストみたいなものもやっていかないと、47都道府県同じようなことをやるわけです。北は雪があるかもしれん。南は何があるのかとか、そういうテーマを決めて何か取り組まないと、来てくださいだけでもなかなか難しいですし、あるいはいろんなものがあるといっても難しいでしょうし、やっぱりデータをとって、海外からの客はどういった形のところを好まれているとか、あるいは土産で、台湾に行ったときはシイタケとかそういうのが好まれているという話もあったわけです。土産にするにはどういったものが好まれているとか、呼ぼうとすれば、いろんな細かい分析をどこかでしていかないと、なかなかかなというふうに思います。

先ほど井上委員からも出たように、泊のお客を、宮崎に1泊でも2泊でも3泊でもさせるにはどういう方法があるか、どういうことをやっていけば泊をしてくれるのか、そういうところまで突き進んで、そしてどういう形のものを民間の観光業の人たち、関連の人たちとやっていくかも一方でやっていかないと、ふえた減った、そういう形だけのとらえ方で果たしていいのかなという感じが私は個人的にするんです。ですから、もう少しそういう面に掘り下げてできないものかなと。行政じゃないと、一般の観光業の人たちではそういうことはできないんじゃないかなというふうに思うんです。その辺についてはどう考えられますか。

○後沢観光推進課長 おっしゃるようなニーズ、市場調査は大事だと思っています。私、先ほど、県として独自に統計的なものはやった記憶がないというお話をしましたけれども、日本観光協会とか全国の組織では旅行の需要調査とかやっています、そういうのは当然、我々も

参考にしながらやっています。本県について、本県に来られた方にどんなところが宮崎の魅力だと感じましたかとか、そういう調査はまた別途やっていますので、そういうものを駆使してニーズをとらえつつ、足りないところがあれば我々みずからもやるという対応が必要になってくるだろうというふうには思います。

○星原委員 私が言いたいのは、全国的などうかこうとかじゃなくて、宮崎県が本当に観光を県の事業の一つに据えるのであれば、28市町村にもお願いする、あるいは観光関連団体にもお願いする、タクシーとか町場の動いているいろんなところをお願いをして調査することで、どういう意見が出てくるかとか、全部拾い上げるんです。そういうデータを寄せないと勝負が打てないんじゃないかと思うわけです。みんなで宮崎を観光県に育てるためには、関連の人たちが一緒になって、1年、2年、3年ぐらいかけて、いろんな来た人の意見の調査から、どういう目的で来たから、いろんなことまで全部調査して行って、では宮崎として何を売りにしていくかというようなものを見つけていかないと、ただいろんな統計の全国のじゃなくて、生の宮崎県内の市町村、そういう関連のところで作っていかないと、通り一遍の対策しかできないんじゃないかなと。本当にやる気なら、年数がある程度かけてでも調査してみて、先ほどの泊も、宮崎市内だけの20云々という話もありましたけれども、要するに、28市町村に、県外客あるいは海外客はどういった形でどういうふうに流れているのか、そういうものも調査分析する必要があるんじゃないかと思って言っているのであって、通り一遍の話で想定で話じゃなくて、じっくりそういう取り組みはできないものかということを知っているんです。

○渡邊商工観光労働部長 今、星原委員が言っておられる視点というのは非常に大事で、実は今、観光計画というのがあるんです。これが17年から26年までの10カ年計画なんです。宮崎県観光振興リゾート計画という名称だったと思うんですが、17年から26年までなんですけど、ことしの21年が中間年なんです。あの計画を見ますと、委員がおっしゃっている観光意向といえますか、世代別とか、それは日観協のデータをとっているかどうか知りませんが、そういうのを分析はしているわけです。その後、17年に策定して、状況変化が非常に激しい。それから、もう一つは、知事がかわりました。新しい知事になりました。別な動きも出てきているということですね。そういう中で、我々、この計画をどうするかという話が一つはあるんです。そのときに、宮崎県の観光を総ざらいしようかと。今、総点検をやっていますけれども、それも一つでございしますが、そういうことをやってみる。

それともう一つ、では、従来の計画みたいなものをつくるのかという話なんですけど、計画をつくって、それを観光審議会にかけて、それでつくって、ほとんどの方がその中身を知らないといえますか、そういう計画であっていいのか、むしろ、今、星原委員がおっしゃったように、集中的な一つの事業展開というのを、例えば3年、5年やるような、そういう戦略的なプロジェクト計画みたいなものをつくってやっていくのか、いろいろ議論しなきゃいけないなと私は思っているんです。そういう中で、当然、委員がおっしゃるような調査というのにも必要になってくるだろうと思います。そのあたりは十分検討に値すると思いますし、観光戦略というのをそろそろ——宮崎県が観光立県と言える

かどうかという問題が一つあります。そういう中で、的を絞った戦略を立てていかないと、各県との競争にも負けるんだろうと思いますし、そのあたりも含めて十分今後検討していきたいと思っていますので、またよろしく御指導をお願いしたいと思います。

○星原委員 要するに、宮崎の自然とか、そういう自然のままを見せる形で勝負が打てるのか、あるいは何かをつくりながら勝負が打てるのか、今、部長言われたように果たして観光が柱になるのか、そういったところまでひっくめて、どの都道府県もやっているから、宮崎も同じような形では、特色を出さないと勝負が打てない、勝てないというふうに思うんです。そういう中で、宮崎の観光面ではほかの46都道府県に負けないものが何かあるのかなのか、そういうことまでやっていかないと、あるいは九州内でどうなのか、そういうことをやりながらでないと、幾らうちが雪を求めても雪はないわけで、今度は暑いほうで売り込むとして何があるのか、そういう四季折々、1月から12月までの月の中でどういったものが売り出せるのか、年代とか、分析する中にはいろんなことがいっぱいあると思うんです。ぜひ、そういうことを一回取り組んでいただいて、そして本当に観光県として生き残れるためにはどういうことが一番宮崎にとってやりやすい、攻めやすいものなのかを検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、検討を十分していただきたいと思います。

○坂口委員 関連してですけれども、今、部長言われたように、観光立県でいけるのかどうかということからだと思うんです。さっきからずっと説明がありますように、官と民との役割

分担とか、そういうものをすべて含めてですけれども、そういった取り組みが功をなしたかなさないかの判断というのは、事観光、しかも県外からの入り込みなんかに関してはなかなか結論づけられないと思うんです。一番が人様の財布を当てにしているから、景気のいいか悪いかでかなり変わってくると思うんです。そんな中で、こういう調査は取り組まれているのかなというのが、リピーターの把握です。県外から入り込んできている中にリピーターが何人いるのか、このリピーターの人たちの変動というのが、宮崎の魅力を客観的に判断するのに、トータル的な数よりも、あえてそんな変動の中でもリピーターが確実にふえてきているのか、減ってきているのかという、ここらはどうですか、リピーター把握というのは。

○後沢観光推進課長 動向調査の中で、来られた方に、本県を何回訪れたかということを知りたいという調査はやっております。

○坂口委員 その調査結果というのは大まかにどんな動きをしてきているんですか。いろんな見方があるでしょうけれども、全体に占める割合なのか、毎年のリピーターのみの数なのか、2回、3回、4回というものがどうなってきたのか。

○後沢観光推進課長 手元にデータがないものですから、後日、資料を提供させていただくという形でやらせていただければと思います。

○坂口委員 資料は特段構わないんですけども、なぜこんなことを聞くのかというと、さっきのように、本県のある程度客観性の高い評価の仕方というのがリピーターだと思うんです。景気変動する中であっても、まず宮崎を選んでくれる、一たん来て知った上でまた来てくれるとか、それから、せっかく入り込んだ客をい

かに消費活動につなげるかというので、これは前も僕は委員会で言ったような気がして、数字はあいまいなんですけれども、沖縄が消費額の調査までやっていて、初めて来た人の1人当たりの平均消費額がたしか2万だったと思うんです。2度目が2万7,000円ぐらい使っているんです。それ以降がほぼ2万7,000円の横ばいなんです。ということは、リピーターで入る人は何らか宮崎を知って、目的意識を持って来るから、消費活動につながるのかなと。逆に言ったら、それだけ金を使う価値を見出して選んでいるのかなというのが一つです。ぜひ、そこらは含めて調査していただいて、次の計画なんかへ分析してほしいというのが一つあるんです。

それと今度は、競争時代に入って、ぜい肉をいっばいつけられるような状況というのは厳しいのかなと思うんです。新幹線が抜けた、海外からの入り込みが近隣の県にある、ついでに宮崎入りというのはなかなか厳しいと思うんです。宮崎に入るためにこちらに来るというものにしないと、ついでに宮崎というのは景気の変動に——中身だけとってからコースを組もう、ぜい肉は外そうといったときに、最初に外される観光地になってしまう。受け入れの民間の人たちはそのための投資とか準備というものにかなり労力を使っていると思うんです。変動がなるだけ小さい、数だけに頼らずに確実に積み上げていって、立県とするならば、ブームを生むんじゃなくて、安定させる必要があると思うんです。知事がかわったことによって大きく観光状況が変わったと言われるけれども、また今度知事がかわる可能性はあるんです。そこでまた翻弄されるようなことではだめだと思うんです。部長言われたように、総棚卸しも含めて、すべてを白紙に戻すべきかどうかの判断も含め

てですけれども、一遍、中間点にかけての大きい検討は必要かなという気がするんですけれども、どうですか、部長。

○渡邊商工観光労働部長 先ほど申しあげましたように、ちょうど現計画が中間年に入りまして、今、時期的にもいい時期だろうと思うんです。状況は非常に変わっていますし、景気変動というのが観光には確かに大きいわけでございます。できるだけぶれないような状況を宮崎につくり出す、それが僕らが一番やらなきゃいけないことだと思っていますので、そのあたりも含めて、とにかく観光施設だけじゃなくて、県の行政だけじゃなくて、業界の皆さん方の相互のつながり、我々が入って、そこをどんなふうに結びつけていくか、それで全体として輪をつくって、それでパワーをつくっていくというようなやり方が一番だろうと思うんです。そのためには、我々もしっかりしたデータを持たなきゃいけないし、そういう意味でそのあたりは十分今後検討して動き出したいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○徳重委員 もう一つ聞いておきたかったんですが、修学旅行、私は、小学校単位でもいいんじゃないかと思っているんですけれども、小学校5、6年、高学年の修学旅行をターゲットにする考え方はないのか。というのは、宮崎県、修学旅行生が少ない。宿泊も少ない。九州で一番少ないんじゃないかと記憶しているんですが、その数字はわかっていますか。

○後沢観光推進課長 数字は、古いんですけれども、修学旅行の受け入れ実績で、数年前の数字なんです。宮崎県の受け入れが50校、南九州だけしかないんですが、鹿児島県が324校、熊本県が339校という数字が手元にあります。

○徳重委員 宮崎県が特別低いような感じがするわけです。いろいろ勉強する教材そのものもあるし、また今、体験的な修学旅行、体験学習的なものが、例えば西都原に行ってあそこで埴輪づくりなり何なり体験させるとか、こういったものをやらせることによってリピーターにつながっていく、来年も次の生徒を連れていこうということになるんじゃないかという気がするんです。先ほどからいろいろ出ているように、継続、リピーターにならないと、なかなか定着しない。ある基礎的なものをつくり上げていく、修学旅行が数的にも一番まとまるし、そうすることが宿泊につながると思うんですが、いかがでしょうか。

○後沢観光推進課長 御指摘のとおりだと思います。宮崎も昔はもうちょっと来ていたようなんですけれども、大分減ってきている。おっしゃるとおり、隣県の小学校をターゲットに、まずは一つ一つつぶすぐらいのつもりで、とにかく回るということが一つ今まで欠けていた取り組みだと思います。ただ、そのときに、何を宮崎の魅力として提供するのかということも御指摘のとおり大事だと思いますので、宮崎で小学生向けの、小学生もできるような体験や、午前中にちょっと触れました農家宿泊とか、余り大勢は泊まれませんが、そういった小学生向けにどういったものを我々が提供できるのかということをもうちょっと再整理をして、できれば具体的なコースをこちらのほうで幾つかつくって、こういったものがあるので来てくださいという情報とあわせて、小学校を誘致に回るという活動をやりたいと思っていますし、今年度から動き始めております。

○井上委員 今言われた子供たちに体験というときに、太陽光発電、ああいうものを見せると

か、そんなのは可能なんですか。

○後沢観光推進課長 まだ具体的な検討をしているわけではないですけれども、余り無責任なことは言えませんが、どこの太陽光発電施設を見せるかにもよりますけれども、その施設が了解をして、それが小学生の学習のためになるか、修学旅行のネタになるかなというものであれば、あり得ない話ではないと思います。

○井上委員 そういうのをつくってほしいということです。ハウステンボスが今始めているじゃないですか。議員向けに視察と宿泊とをセットにして見せるとか、バイオマスとか、ああいうのも全部セットになっているんですけれども、そういうのとかといったら、私たちなんかだったら、行ってみようかなと。宿泊もついていて、見学コースもついていて、結構専門の人がきちんと説明してくれてとなると、それは一つの売りになると思うんです。修学旅行もそういうのがないといけないと思うんです。宮崎というブランドをどうやってつくり上げていくのかということがすごく大事なかなと思うんです。

全体で見ると、商工観光労働部が設定している観光に関するものというのは、戦略的にはA評価をずっといただいているものがあるじゃないですか。全部が大体A評価じゃないですか。進捗状況としてはそれでいいのかもしれないんですけども、委員の中からいっぱい出るように、本当にそここのところの売りは何なのかという、実態がつかめない。工程表どおりには行っているかもしれないけれども、これですというものがなかなか出てこないというところに問題点があるのかなと思うんです。

一方、みやざきブランドといったときに、例えば食のみやざきブランドといったときに、ほ

かに行けば、ぼろぼろあるわけです。例えば、最近売り出しの観音池ポーク、豚肉だったら観音池ポークがめちゃめちゃ人気があるとか、おとも豚は前からあって、あれも人気があるとか、豚肉だけでも、ハマユウポークだけではくれないものがあるわけです。ということになってくると、地域のそういう意味でのよさ、磨き上げというのがどういうふうにして——この地域はこういうのが売りたいなのがかきちんと把握できていないと、ここに行くとなると楽しいというのがなかなかセットできないということになるのではないかなと思うんです。ここへ行くと、こういうものが食べられます、ここも観音池ポーク、絶対オーケーですみたいな、都城でいくと、そういう意味でいうと、豚肉のいろいろおいしいものというのはいっぱいある。でも、食べさせ方が違うとか——私が黒川にこだわって言うのは変なだけども、アユというお魚一つ食べさせるでも、宮崎の食べさせ方とあそことは違うんです。だからいつも言うんです。食事の提供の仕方、いわゆるプレゼンの仕方を考えないと、アユだからといって、そのまんましか出てこないというので本当にいいのかなど。豆腐なら豆腐だけでも、豆腐の提供の仕方はどうなのかなど。

星原委員からも出たように、細かくチェックしてみて、多分、皆さんがされていることは工程的には評価はいいんだろうけれども、現実のものをどうやってつかんでいくのかということが、実際、物の見える形でどうやってつかんでいくのかというものが必要なのではないかと。観光は見えにくいところもあるけれども、先ほど部長が言われたとおりだと思うんです。熱心なだれかがいないといけないということは、そのとおりだと思う。そのとおりだと思う

けれども、宮崎にそういう人が出てこなかった場合は、では、お手腹ですつといくのかという話になってしまうので、行政ができることについては、地域ごとの磨き上げ、どうやってプレゼンしていくのかというのはある程度やってほしいというふうなことを今申し上げているわけです。

修学旅行も、おいでくださいといっても、どこを見せるのかということが、例えば環境だったら、こういうコースができますみたいなのがないと、どうぞおいでくださいといったって、どうするのみたいな話になると思うんです。サーフィンを体験させるというのもいいかなと、鶴戸中学校がやっているみたいなのもいいと思ってみたりもするけれども、幾つかそういうのをきちっと自分たちで選び抜いて、ちゃんとしたものがあって、おいでくださいというふうにしてやらないと、なかなかそんなふうにはならないんじゃないかなと思うんです。環境なら環境とテーマをきちんと決めてコースがつけられるようにしないと、単なるおいでくださいではだめ、商売にならないのではないかなというのを心配しているわけです。そこが私たちの心配です。そこが一致しないというか、議論しても議論しても一致しないというのは、先が見えないのはそのせいじゃないかなと思うんです。どうやって現実のものと、実際あるものと一致させていくのかというのを、市町村ごとも含めて、知りたい。

○後沢観光推進課長 県内に散らばっている観光素材をしっかりとキャッチして、それにストーリーとかテーマ性を持たせて売ることが大事になってくるだろうというふうに思っていますし、そういう御指摘だったのかなと受けとめていますけれども、そのためには、観光推

進課なり、観光交流推進局の中だけで議論しては多分見えてこないと思うので、実際に活動しておられる方とか、観光関係の業界に身を置いておられる方と一緒に考えていくということが大事なのかなというふうに思っています。具体的なところだと、いろいろ御議論もあるでしょうけれども、九州新幹線対策をどういうふうに講じていくのかという取り組みを考えていくために、観光関係の方、民間の方と我々がチームをつくって知恵を出し合っていくという取り組みを始めています。これをどういう形にしていこうかと議論しているところなんです。観光振興全般に関して、例えば秋に宮崎のキャンペーンを打っていますけれども、そのキャンペーンの内容も、今までは我々が考えていたわけですが、そういう形ではなくて、実際活動しておられる方と一緒に考えていくとか、そういうやり方をしながら、生きた情報も入ってくるでしょうし、やろうとしていることの市場調査的な意味合いも持たせることができるかなと思っていますし、そんな取り組みをしながら、実現していきたいというふうに考えています。

○井上委員 経済交流拡大の戦略というのは、大方A評価か、どうかなるとしてもBという評価をずっと皆さんされているわけだから、もうちょっと丁寧な、そういう意味での深さみたいなのが必要なのかなというふうに思います。企業誘致も、プラスアルファとしてリゾートがついてくるというのは、企業としては大きいテーマなんです。厚生施設を一緒につけているようなものです。誘致のときの売りは、一つは観光がある。厚生施設を丸ごと差し上げますみたいな、これがセットになってきますみたいな、そういうのがあればこそ、企業誘致も違ってくる

というふうに、それは売りなんです。U・J・Iターンというのもそうです。今度、山形県が出している銀座のその窓口みたいなのを見に行ってみたいと思っているんですが、そういうことをいろいろ考えてくると、うちも戦略的に物事をきちんと仕上げていく癖というのはつけたほうがいいんじゃないかと思います。

ベトナムが、東京と大阪にちゃんと事務所を構えて、今度は九州でいえば福岡に構えるじゃないですか。それというのも、人任せでいいのかという問題、海外戦略はどうするんだという問題、いろいろあると思うんです。ベトナムがそれだけ観光に力を入れて、九州をターゲットにしてくるなら、それだったら、うちはそれに対して、返しはどうするんだという問題とか、あると思うんです。福岡も見に行ってみたいと思っているんですが、そういう意味でいうと、いろんなところが、ようこそジャパンも含めてだけれども、各県競争しているわけだから、その競争に打ち勝つだけのこっちは手持ちがないと、勝てないというふうには思うので、ないない尽くしだけれども、うちにはこれがあるみたいなのがないと、なかなか勝てないんじゃないかと思うんです。頑張っしてほしいけれども、そこを丁寧に、そしてしっかりと確実につかみながらやっていただけたらというふうに思います。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。

○野辺委員 商工観光労働部関係の予算で、6月と今回の補正予算で執行停止になる心配のある予算があるんですか。

○渡邊商工観光労働部長 今、国の方針が詳細わかっていないものですから、お答えしようがないわけですが、現時点で我々が心配している

事業というのは、地域活性化経済危機対策交付金というのがあります、これが県全体で交付限度額見込みということで99億来ているわけですが、今回補正を上げている事業をきょう御審議いただいておりますけれども、7件がその対象でありまして、我々としましては、非常に心配しているところでございます。地方には余り影響を与えないということでございますので、我々としては、この事業をぜひとも確保していただきまして、とにかく現在の厳しい雇用情勢の中で行う緊急対策の一つでございますので、ぜひとも実施させていただきたいというふうに思っております。

○宮原委員長 ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですが、先ほど坂口委員のほうからありました観光客のリピーターについての資料がもしありましたら、御提出をお願いしたいと思います。

それでは、請願の審査に移ります。

新規請願第27号並びに第28号について、執行部からの説明はありますか。

○安田経営金融課長 請願が2つ出ておりますけれども、内容としては同一の内容になっております。若干この請願の背景だけ御説明をさせていただきます。

平成18年度になりますけれども、多重債務問題が深刻な社会問題になっておりました。こういった状況を受けまして、貸し手であります貸金業者の業務の適正化を図るために、過剰貸し付けの抑制あるいは金利体系の見直しなどを柱といたしました改正貸金業法が平成18年12月に成立をいたしております。

一方で、政府におきましては、借り手——消費者側ですけれども——の多重債務の対策とい

たしまして、多重債務対策本部を設置いたしまして、例えば相談窓口の強化、セーフティネット貸し付けの提供、あるいはヤミ金融撲滅に向けた取り締まりの強化といったプログラム、いわゆる多重債務問題改善のプログラムを平成19年4月に策定いたしまして、現在、このプログラムに沿って多重債務対策は行われているところでございます。

先ほど言いました改正貸金業法でありますけれども、その内容が大幅な改正ということもありまして、激変緩和を図るために、平成19年12月以降、段階的に施行されてきておりまして、来年6月18日までに完全施行されるという流れになっております。

一方、今回の請願は、多重債務問題が喫緊の課題であるということ踏まえまして、改正貸金業法の早期の完全施行、具体的には、来年6月までとなっておりますのを6カ月間前倒しいたしまして、本年12月に完全施行すること等を求めて請願がなされているものでございます。以上でございます。

○宮原委員長 執行部からの説明が終わりましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないので、以上で終了いたします。

その他で何かありませんか。

先ほど黒木委員のほうから建設業の就職先の関係か何かあったと思いますので、あればどうぞ。

○黒木委員 建設業の転職先はどうなっているのかという資料がありましたら、お願いしたいんですけれども、わかりますでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 建設業の雇用者の状況につきましては、雇用保険の受給資格を取得

したとか、あるいは喪失した人数等を把握しておるわけですが、具体的に、建設業を離職した方の再就職状況というのは把握していない状況でございます。把握できるかどうかにつきまして、宮崎労働局と協議してまいりたいというふうに考えております。

○宮原委員長 協議をいただいて、もしそういった資料が出るようであれば、御提出をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 49 分休憩

午後 1 時 58 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願ひいたします。

○山田県土整備部長 商工建設常任委員会の委員の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進に大変な御指導、御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言おわびと御報告を申し上げます。5月に判明いたしました県営向陽団地におきます家賃算定の誤りについてでございます。その後の調査によりまして、過大徴収総額等が確定いたしました。また、あわせて、その他のすべての県営住宅について調査をしました結果、このほど、さらに18団地の一部の住宅で面積に誤りがあったこ

とがわかっております。まことに申しわけございません。深くおわび申し上げます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させますけれども、今後は、さらに調査を進めまして、それとともに入居者の方々への十分な説明と、今後このようなミスが起こらないよう、再発防止の指導徹底を図ってまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料でございますが、目次をごらんください。御審議いただきます議案及び報告事項を担当課ごとに記載しております。上から順番にごらんいただきますと、まず管理課から、県土整備部及び管理課分の9月補正予算案について御説明を申し上げます。次に、道路建設課から、9月補正予算案及び宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについて御説明を申し上げます。次に、道路保全課から、9月補正予算案を御説明申し上げます。また、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことにつきまして、御報告申し上げます。次に、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、公園下水道課から、9月補正予算案について御説明を申し上げます。次に、建築住宅課から、9月補正予算案及び県営住宅における家賃算定誤りについて御説明を申し上げます。また、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の専決処分を行ったことにつきまして御報告を申し上げます。最後に、営繕課から、9月補正予算案について御説明を申し上げます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ

担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○成合管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が21年9月定例県議会提出議案、2つ目が21年度9月補正歳出予算説明資料、3つ目が21年9月定例県議会提出報告書でございます。なお、県土整備部分関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の委員会資料のほうにまとめておりますので、各課ではこの委員会資料で御説明させていただきます。

それではまず、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の9月補正予算の概要について御説明いたします。この表は、今回の補正額などを一覧表にした県土整備部の予算総括表でございます。今回の補正内容は、国の経済危機対策1次補正に伴うものと、国の当初予算に係る補助決定と県予算との差を事業間で調整したことなどによるものでございます。今回の補正総額は102億3,638万9,000円でございます。補正後の県土整備部の予算は1,011億6,544万6,000円、前年度同期比で114.2%となっております。

2ページをお開きください。2の補助公共事業でございます。主なものとしましては、事業別欄に掲げておりますとおり、道路事業が6億4,550万7,000円の減額、河川事業が26億3,600万円の増額、街路事業が9億9,000万円の減額など、合わせて18億6,792万6,000円の増額であります。

次に、3ページをごらんください。3の地方道路交付金事業でございます。道路事業と街路事業を合わせまして、9月補正額は54億4,500万円の増額でございます。先ほどの補助公共の減

額分、道路事業、街路事業で減額しておりますが、これにつきましては、国の交付率が高い地方道路交付金事業への振りかえが行われたものでございます。次に、4の県単公共事業でございます。合計で9月補正額は9億8,884万5,000円の増額であります。

次に、4ページをお開きください。5の直轄事業負担金でございます。道路、河川、港湾など、合計で9月補正は13億8,169万4,000円の増額であります。

次に、5ページをごらんください。一般会計の繰越明許費であります。公共道路新設改良事業など9事業で134億3,515万4,000円となっております。なお、繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整や用地交渉等により工期が不足することによるもの等でございます。

次に、6ページをお開きください。債務負担行為の追加をお願いしております。これは、道路保全課の沿道修景美化推進対策費で、2事業、1億1,000万円の設定でございます。これは、本県観光を支える代表的な区間でございます宮崎市街から青島にかけての沿道等の植栽維持管理を年度をまたいで切れ目なく行うために設定させていただくものでございます。

続きまして、管理課の補正予算につきまして、御説明いたします。8ページをごらんください。管理課の補正予算額は、874万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は23億9,211万9,000円となります。

続きまして、9ページをごらんください。今回の管理課の補正は、(事項)土木事務所等管理費874万8,000円の増額でございます。これは、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用しまして、土木事務所の公用車の更新や県

土整備部が所管します施設等を地上デジタル放送対応とするものでございます。

補正予算の概要と管理課の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○濱田道路建設課長 道路建設課でございます。

まず、当課の補正予算について御説明いたします。委員会資料の10ページをごらんください。当課の補正予算額は21億9,919万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は277億7,806万2,000円となります。

次の11ページをごらんください。主な補正予算の内容でございますが、まず（事項）直轄道路事業負担金で5億970万円の増額をお願いしております。これは、国の経済・雇用対策に伴い実施される直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、（事項）公共道路新設改良事業費であります。国庫補助決定に伴いまして、13億1,250万7,000円の減額であります。内訳としましては、一般国道で6億2,600万円の減額、地方道——県道でございますが、6億8,650万7,000円の同じく減額でございます。

次に、（事項）地方道路交付金事業費であります。26億9,000万円の増額をお願いしております。12ページの説明欄でございますが、これは、今年度創設されました地域活力基盤創造交付金の決定に伴う増額でございます。一般国道で17億4,400万円、地方道で9億4,600万円のそれぞれ増額でございます。先ほどの公共道路新設改良事業費の減額分13億円余につきましては、すべてこの交付金事業に振りかえとなっております。

次に、（事項）県単特殊改良費であります

が、経済・雇用対策事業の一環として3億円の増額をお願いするものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、宮崎県中長期道路整備計画の中間見直しにつきまして御報告いたします。資料の36ページをお開きください。1の計画の中間見直し検討フローの中で黒く塗りつぶしてある部分が現在検討が進んでいるところでございまして、右側に懇談会というのがございます。この懇談会を今月7日に開催いたしました。

2に懇談会の開催概要を記載しております。

（2）の構成等でございますが、直轄事務所、バス・トラック協会等の関係団体、大学の土木の先生、道づくり団体等の委員15名の方に御検討いただいております。（3）の②の内容でございますけれども、本県の現状、既存計画の達成状況、会議に先立ち実施しましたアンケートの結果を提示し、課題の抽出と道路整備のあり方等について御議論いただいたところでありまして、計画の基本的な考え方としましては、農林道を含めたネットワークや、整備から維持管理、さらに利活用も含めた道路の全体的な計画と位置づけまして、計画期間は来年度を初年度とする中期が5年、長期を10年とし、道路の将来像や理念、整備の方向性を提示するとともに、基本方針と目標水準を設定することとしております。

37ページをごらんいただきたいんですけども、懇談会における内容を記載しております。3は、既存計画で設定している8つの指標のうち、主な4つの指標の達成状況でございますが、現在の計画では最終年度の目標値しか示しておりませんで、20年度の達成状況を記載しておりますけれども、この評価が難しいため、今

回の見直しにおきましては、中長期の目標値とあわせまして、途中年次の目標設定も必要かというふうに考えております。

4に、懇談会に提示したアンケート調査の概要を記載しております。(1)は、8月に実施しました県民アンケートについてであります。整備、維持管理、利活用の各面で今後進めてほしいというニーズについて把握を行い、結果、1,530通の回答をいただいております。さらに、(2)ですが、県内全28市町村を対象に同様の調査を行いました。(3)に結果の概要を記載しております。県民の皆様へのニーズとしては、まず高速道路の整備を望んでいること、その他交通安全など身近な道路の整備へのニーズが高いことが読み取れます。市町村と比較しても大きな違いはございませんが、維持管理におきまして、県民の皆様方からは行政への注文があるのに対し、市町村からは沿線住民にも管理へ参加してほしいという思いを読み取ることができます。

5に、懇談会で御議論いただき抽出された7つの課題を記載しております。高速道路の整備、道路防災対策、交通安全対策、より使いやすい道路のあり方等が課題とされたところがあります。

懇談会における主な意見につきましては、36ページに戻っていただきまして、主な意見というのがございます。この中では、高速道路や中山間地域の「命の道」の必要性、計画段階からの住民参加の必要性といった御意見をいただきました。加えて、選択と集中の考え方は都会と地方では意識の差があり、必要性を訴えることと、整備の実現を図るための戦略が必要といった進め方や、物流や観光の視点による追加アンケートの必要性などについて御示唆をいただい

たところであります。今後、今回の御意見を十分参考にして作業を進めてまいりたいと考えております。今後の予定につきましては、11月から12月にかけて素案のたたき台を提示し、パブリックコメントを実施した後、2月から3月にかけて策定へと取り組んでまいりたいと考えております。

道路建設課からは以上でございます。

○大寺道路保全課長 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。お手元の委員会資料の13ページをお開きください。当課の補正予算額は19億5,550万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算額は167億9,884万5,000円となります。

以下、内容を御説明します。14ページをお開きください。まず初めに、(事項)公共交通安全施設事業費です。これは、国の補助を受けて自転車歩行者道路の整備や交差点改良等を行う事業ですが、国庫補助の決定等に伴い、3億2,100万円の減額であります。

次に、(事項)公共道路維持事業費です。これは、国の補助を受けて防災対策や橋梁補修等を行う事業ですが、国の経済・雇用対策の実施等に伴い、8億6,600万円の増額であります。

続きまして、15ページ、(事項)県単道路維持費は2億900万円の減額、(事項)県単舗装補修費は2億4,200万円の減額、そして16ページになりますが、(事項)県単橋梁維持費3,850万円の減額となります。減額分合わせました4億8,950万は、15ページに戻りますけれども、(事項)地域自立活性化交付金事業への振りかえに伴う減額であります。なお、振りかえに伴う地域自立活性化交付金の増額分8億9,000万につきましては、6月議会で補正承認いただいているところであります。今回の1億1,000万と記

載されております増額分は、内示差の調整で補てんするということとなります。

15ページの（事項）地方道路交付金事業費であります。これは、歩道整備や交差点改良及び災害防除等を行う事業であります。地域活力基盤創造交付金の決定に伴い、13億5,500万円の増額であります。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、道路管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第110条第2項の規定に基づき御報告いたします。委員会資料の38ページをお開きください。今回の報告は、東臼杵郡椎葉村県道上椎葉湯前線の落石事故以下8件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が4件、穴ぼこ事故が3件、マンホールぶた接触事故が1件でございます。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、1万1,820円から13万6,900円までとなっております。なお、賠償額はいずれも道路賠償責任保険から支払われます。報告事項の説明は以上であります。今後、さらに道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じております。

道路保全課は以上でございます。

○大田原河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。お手元の委員会資料17ページをお開きください。当課の補正予算額は37億1,691万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は248億8,254万1,000円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、18ページをお開きください。まず、（事項）ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けまして、ダム管理施設の設備や機器の更新

改良を行う事業でありまして、国庫補助の決定等に伴いまして、30万円の減額であります。

続きまして、経済・雇用対策の実施等に伴う補正についてであります。まず、（事項）公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けまして、洪水によります災害の発生や内水被害を防止することを目的としました河川改修などを行う事業でありまして、三財川などの河川改修事業の増加に伴い、26億3,600万円の増額であります。

次に、（事項）県単河川改良費であります。これは、県管理の河川のうち、国庫補助の対象とならない局部的な河川の改修や堆積土砂対策を実施するための事業でありまして、河川改良事業の増加に伴い、4億4,670万円の増額であります。

次に、（事項）直轄河川工事負担金であります。19ページにかけてごらんください。これは、国が大淀川や宮崎海岸など直轄区間におきまして、通常河川改修や激特事業、海岸事業などを実施するための県の負担金であります。五ヶ瀬川や大淀川などの河川改修事業の増加に伴いまして、5億5,391万1,000円の増額であります。

次に、（事項）海岸保全事業費であります。これは、県内の海岸に漂着しました流木等の処理などを行うものでありまして、海岸維持管理事業の増加に伴い、500万円の増額であります。

次に、（事項）ダム施設管理事業費であります。これは、国庫補助事業の対象とならないダム本体や設備などの規模の小さな改修工事、修繕、機器の更新などを行う事業でありまして、ダム施設改良事業の増加に伴い、7,560万円の増額であります。

河川課の補正予算につきましては、以上であ

ります。

○平田砂防課長 砂防課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。お手元の委員会資料の20ページをお開きください。当課の補正予算額は5億7,034万9,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は52億6,790万6,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。21ページをごらんください。まず、(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命・財産を守るために砂防堰堤等の整備を行う通常砂防事業や、土砂崩壊により下流域等に被害が及ぶおそれのある地すべり区域に対策工を実施する地すべり対策事業等がありますが、経済・雇用対策の実施等に伴い、3億5,888万2,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項)公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う急傾斜地崩壊対策事業や、流域単位で施設の整備などを行う総合流域防災事業であります。経済・雇用対策の実施等に伴い、1億5,900万円の増額をお願いいたします。

次に、22ページをお開きください。(事項)県単公共砂防事業費であります。これは、小規模な砂防工事や既設の砂防施設等の修繕等に要する経費ですが、経済・雇用対策の実施等に伴い、1,500万円の増額をお願いいたします。

次に、(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、小規模な急傾斜地崩壊対策工事や修繕等に要する経費ですが、今年度実施予定箇所を国庫補助事業へ振り

かえることから、825万円の減額をお願いいたしております。

次に、(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、国が大淀川水系で実施する火山砂防事業に対する県の負担金ですが、経済・雇用対策の実施等に伴い、4,571万7,000円の増額をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○野田港湾課長 港湾課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。お手元の資料の23ページからでございます。当課の補正予算額は、一般会計で8億5,789万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして86億7,891万2,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。24ページをお開きください。まず、(事項)港湾維持管理費でございます。緊急を要する岸壁や護岸の補修等の費用として1億3,004万5,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項)直轄港湾事業負担金でございます。細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金でございますが、国の補正等に伴いまして、2億7,236万6,000円の増額をお願いしております。

25ページをごらんください。(事項)公共港湾建設事業費でございます。県内の港湾施設の機能強化、安全性を確保するため、国庫補助事業によりまして防波堤などを整備する経費でございますが、国の補正等に伴いまして、3億6,223万7,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項)地域自立活性化交付金事業費でございます。これは、観光拠点として利用を

図るために宮崎港の緑地にアクセスする道路の建設費であります。国の内示に伴い、3,300万円の減額をお願いしております。

港湾課につきましては、以上であります。

○黒田都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。お手元の委員会資料の27ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で3億8,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は36億5,834万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。28ページをお開きください。まず、(事項)公共街路事業費であります。国庫補助決定等に伴う9億9,000万円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴う減額1億2,900万円及び国の経済対策である1次補正に伴う増額3億円の差し引きによるものであります。なお、国庫補助決定に伴う減額12億9,000万円につきましては、より交付率の高い(事項)地方道路交付金事業費に振りかえられたものであります。

次に、(事項)地方道路交付金事業費であります。ただいま説明いたしましたように、一部、公共街路事業費からの振りかえ10億円の増額をお願いするものであります。

都市計画課につきましては、以上でございます。

○東公園下水道課長 公園下水道課であります。

当課の補正予算につきまして、御説明いたします。委員会資料の29ページをお開きください。当課の補正予算額は2,300万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は10億6,417万5,000円となります。

内容を御説明いたします。30ページをお開き

ください。(事項)県単都市公園整備事業費であります。これは、都市公園としての機能が十分発揮できるよう環境整備を行う事業でありまして、今回の補正によりまして、阿波岐原森林公園の歩道の劣化が著しい区間の補修工事等を行うこととしております。

公園下水道課につきましては、以上であります。

○佐藤建築住宅課長 建築住宅課でございます。

初めに、当課の補正予算について御説明いたします。お手元の委員会資料の31ページになります。建築住宅課の補正予算額は1億1,962万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は28億9,630万3,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。32ページをお開きください。(事項)建築確認指導費でございます。これは、指定道路等の情報管理の適正化に要する経費でありまして、経済・雇用対策の実施に伴う新規の事業として、5,300万9,000円を計上しております。

詳細を御説明申し上げます。40ページをお開きください。指定道路等情報管理適正化事業についてであります。本事業は、国、県、市町村の公共管理の道路以外で建築基準法に基づいて県が指定しました、いわゆる位置指定道路及びみなし道路の情報管理の適正化を図るものであります。現状では、こうした県が指定した道路の情報が公表されていないため、県民や建築事業者等は道路に該当するか否かをその都度土木事務所や市町村に確認する必要があると、建築や売買にトラブルが発生しやすい状況であるとともに、道路の判定に多大な時間を要しているところです。このため、1の事業の目的に記載しておりますように、指定道路の位置や種類を明

示したデータベースとして、指定道路図及び指定道路調査の整備を進めるとともに、それらを閲覧に供することによりまして、短時間で正確な情報が取得でき、建築や売買の計画が立てやすくなるよう、県民や建築事業者等の建築活動の円滑化を図るものであります。次に、2の事業の概要であります。（1）予算額は5,300万9,000円を計上しております。（2）事業期間は平成21年度のみであります。（3）事業内容としましては、①建築物の敷地が接する道路に関する情報が一目でわかる指定道路図の作成、②位置指定道路について、その延長や幅員を明示した指定道路調書の作成、③県民からの問い合わせ等に迅速に対応できるよう、紙ベースで保存されている過去の建築計画概要書をデータベース化することです。これらのデータベースの整備に係る業務を委託しまして、その中で経済・雇用対策といたしまして、17名程度の新規雇用を予定しております。

32ページにお戻りください。（事項）建築住宅管理費でございます。県営住宅の家賃算定誤りに伴う住宅使用料の還付金として1,600万円をお願いしております。

詳細を御説明申し上げます。41ページをお開きいただきたいと思っております。まず、1の向陽団地についてであります。（1）の経緯ですが、本年5月に、県営向陽団地のうち88戸において、家賃算定の基礎となります住戸面積に誤りがあり、うち40戸が過大徴収、48戸が過小徴収であったことが確認されました。誤り発生の要因は、平成10年4月までに新家賃制度移行のため県営住宅管理システムを構築いたしましたが、その過程で住戸面積データに誤りが生じ、家賃設定を誤ったものであります。（2）の過大または過小徴収の概要であります。過

大徴収につきましては、過去の入居者を含めまして40戸71名で、還付する総額は1,268万2,000円となっております。この還付金は、誤りが発生しました平成10年4月分から実際にお支払いいただいた家賃と正しい家賃との差額に法に定める還付加算金額、いわゆる利息を加えまして、お支払いいただいた月数分について合計した金額となっております。なお、今回計上しております補正額の1,600万円は、予算要求額を整理した時点での見込み金額でお願いしたところでもあります。過小徴収につきましては、48戸83名で、過小に徴収したものと正しい家賃との差額の合計は320万1,000円となっております。なお、これらの金額は去る8月末現在で計算したものでございまして、還付を予定しております10月まで家賃納付が継続する関係で、実際に還付する額はここにお示ししました金額とは若干異なる、利息等が異なるということになります。（3）の入居者への対応でございますが、過大徴収分につきましては、10月中をめどに還付させていただきたいと考えております。過小徴収分については、過去にさかのぼっての追加徴収は行わないことにしたいと考えております。なお、家賃につきましては、10月分より正しい家賃に改定させていただきます。以上の3点につきましては、入居者の皆様に対し説明会または戸別訪問を行い、御理解をいただいたところでもあります。

次に、42ページをお開きください。向陽団地の件を踏まえまして、同様の誤りがないかを確認するため、向陽団地を除きます全県営住宅115団地8,812戸に対しまして、5月から9月にかけて間取り図と住戸面積の調査を行いました。今後、さらに詳細な調査を行ってまいります。本日は、住戸面積調査の結果について中間報告

をさせていただきます。(2)の調査結果の概要でございますが、県営住宅管理システムに入力しております面積データが本来の面積より過大であったもの、すなわち過大徴収であったものが10団地166戸で、全体の1.9%、また過小であったものが15団地336戸、全体の3.8%であり、合計で誤りがあったものは18団地502戸、全体の5.7%となっております。過大過小のあった団地は、アとイに記載のとおりであります。この住戸面積の誤りの原因であります。建設年度の古いものについては、住戸面積の算定に必要な正確な図面の保存整備に不十分なものがあったこと、また昭和40～50年代の年間300～400戸建設していたころは、毎年、2平米程度住宅の規模を大きくしていたこととともに、同一年次で複数の標準図面があったことから、似通ってはいるが、実は違う住宅が多数存在し、このため、新家賃制度導入時の作業の中で図面の取り違え等を生じたことが主な原因と考えております。(3)の入居者への対応であります。過大徴収分につきましては、今後、それぞれの住宅ごとの家賃の詳細なチェックに一定の期間を要しますことから、今年度内をめどに還付を行い、過小徴収分については、向陽団地と同様に過去にさかのぼっての追加徴収は行わないこととしたいと考えております。なお、正しい家賃への改定は、入居者の皆様に御説明し、十分な御理解をいただいた上で来年4月をめどに行いたいと考えております。今回の調査の結果、向陽団地だけでなくほかの団地におきましても誤りが発見され、入居者の皆様を初め県民の皆様に多大な御迷惑をおかけすることとなりましたことにつきましては、まことに申しわけございません。深くおわびを申し上げる次第であります。今回のことを踏まえまして、今後、

二度とこのような事態を招くことのないよう、まず建物の整備等に伴う家賃の決定は、複数の職員で住戸面積を含めた計算のダブルチェックを徹底すること、また入居時等に、入居者に対し床面積、間取り等のデータを書面で提供することにより、利用者の目で確認していただくこと、さらに入居者の入れかわり等の機会に、土木事務所担当者による住戸の間取り、床面積の随時のチェックを行うこと、なお、建設完了後に、現在の紙ベースの図面に加えまして、電子データによる保存を確実に実施していくことなど、事務処理上のチェックマニュアルを早急に整備し、運用していくことで、再発防止の徹底に取り組んでまいり所存であります。

再び32ページにお戻りください。(事項)公共県営住宅建設事業費であります。これは、県営都原団地ほか2団地の計3棟について外壁の落下防止のための改修など、県営住宅の維持管理に要する経費で、経済・雇用対策の実施に伴う補正として5,061万4,000円の増額であります。

次に、43ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。県営住宅の家賃等を滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでありますが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。表に掲げております5名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しても家賃等の納付がないことから、「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例」第33条第1項の規定に基

づき、住宅の明け渡し請求を行ったところ、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものであります。専決年月日をもちまして、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

建築住宅課につきましては、以上であります。

○川崎営繕課長 営繕課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。委員会資料の34ページをお開きください。当課の補正予算額は4億516万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は13億1,124万3,000円となります。

内容について御説明いたします。35ページをごらんください。(事項)庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎・公舎等の維持補修を行うものでありますが、国の経済・雇用対策の実施に伴い、老朽化により能力が低下している非常用発電設備や空調設備の更新工事などを行う経費として4億516万7,000円を計上しております。

営繕課につきましては、以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑については後ほどお受けをいたしますので、まず議案及び報告事項についての質疑を受けたいと思います。

○徳重委員 営繕課の庁舎・公舎等の営繕工事ということで4億516万7,000円、これは空調やその他ということだったんですが、内容を具体的に。

○川崎営繕課長 内容についてでございますが、一つは、県庁3号館の非常用発電設備を更新するものでありまして、もう一つが、県庁本館ほかの本庁舎域12棟ございますが、その傷ん

でおります照明器具を更新するものでございまして、この2つを合わせますと、約1億7,000万弱でございます。それから、空調設備のほうにつきましては、県庁3号館、4号館、6号館、7号館、8号館の空調設備を、耐用年数15年以上経過しているものですから、この傷んでいるものを更新するということでございまして、合計2億3,000万ほどを計上してございます。

○徳重委員 発電も照明も耐用年数を超している、空調も今おっしゃったようですけども、耐用年数をすべて超えているという理解でいいんですか。

○川崎営繕課長 そのとおりでございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 説明資料の港湾課の24ページ、港湾調査費の深淺測量ですけども、5,100万、これは経済・雇用対策で出どころが一般財源からになっているんです。一般財源から持ち出さない方法というのはなかったのかというのが一つと、一般財源ですから、事業を出せばそれだけ経済も雇用も確かに効果はあるんですけども、当初で組んでなくて、この対策として一般財源で対応されるということで、ほかの緊急雇用対策とちよつと違うのかなと。財源が、特定財源、基金事業あるいは国庫補助の高いものとかで、そこらはどうだったのかなと。

○野田港湾課長 24ページの港湾調査費5,100万でございますが、これは、(事項)港湾維持管理費の中で1番の説明で港湾維持管理事業というのがございまして、1億1,804万5,000円をお願いしているんですが、この中身としまして、維持しゅんせつ費が入っております、これは通常の補助にのらない小規模な港の維持しゅんせつということで、しゅんせつを行うにはやはり深淺測量が必要でございまして、それは補助

にのりませんので、県単の調査費で対応するというごさいます。

○坂口委員 そこのところが、経済・雇用対策、ぴんとこなかったもので、これは通常、必要な事業のような気も——それはそれでですけども、しゅんせつのための深浅測量ということですけども、深浅測量はずっと継続的にやられていますね。その中で、しゅんせつの必要性とか、逆に養浜の必要性なんですけれども、一般的にというか、平均的になんですけれども、海岸侵食が起こって、汀線の動きと深浅のコンターの一定の時間内での大きい動きというのはどんな方向にあるんですか。

○野田港湾課長 基本的には、港の中ということでお答えをさせていただきますと、台風等の大きな波で外から砂が港の中に運ばれてくる。入ったものは、港の中は波が静かなものですから出ていかないで、防波堤の内側あるいは航路の中にとどまっていく、そういうふうにごさいます。

○坂口委員 この議案の予算の範囲内となると、それ以上の説明というのはなかなか難しいんですけども、一つには、掘れるところが掘れて埋まるところが埋まるということをずっと繰り返してきていると思うんです。その一つがマリーナで、ここもしょっちゅう堆積して、日本でユーザーに一番評判の悪いマリーナです。せんだってば、ここの沖を航海中、うねりが出たというので、ここに寄港したいと言ったけれども、それも埋まっているからということで断られたとかで、安全にもかかわるような最悪のマリーナになっているんです。

そもそも汀線の動きとコンターの動きを聞いたのは、宮崎港の整備がこういった海岸侵食の大きな原因だ、あそこに港を出したことが問題

だという指摘が結構あるんです。でも、理論的にそうだとおところ結びつけられていないけれども、構造物があそこにできたことによる侵食堆積の繰り返したら、抜本的なあそこへの対応というのが必要なような気がするんです。今回、この事業に伴っての深浅測量として必要性に応じてやられたものなのか、長年、データを積み上げていって、海底の動き、海岸の動きというものを分析していくためにこういうことをやられているのかなということ、深浅測量に対しての考え方を聞いたかったんです。予算に絡めて説明しづらければ、それでしようがないんですけども、とにかく、しゅんせつや養浜とかの宿命的なものを抜本的にやる必要があるんじゃないかということで、これは今後、十分検討してほしいということをごさいます。

次に、資料の40ページ、みなし道路ですけども、今言う建築確認をおろすときに、4メートル幅ないと建築確認ができません、それがないうときには4メートル引っ込めたところからつくってくださいというものための管理台帳ですね。ここにみなし道路が来るとおところは、現実的にはかなり住宅が連檐して、家を建てようとする空き地や既得権のない人がそこに来て建てようとするときに、その人に条件づけ、規制づけをやるものですね。そうになると、その土地を200坪なら200坪買って、その30坪なりがみなし道路の区域内に入ると、その私有財産の利活用権というのは全く凍結されるわけですね。そこで、知りたいのは、そういったものに対しての固定資産税の考え方は。全く利活用できないものを資産として持ったとき、そこに固定資産税がかかるようになったときは、これは制限者側責任と思うんです。従前そこに家を認めてきていて、何月何日からだめ

ですよというものですから、市町村、県、国はそのところをどう整理されているのか。それとセットでなきゃ、その人は土地を持っていても一切使えないわけなんです。連檐しているから、道路整備計画も立てられていないんです。凍結する面積に対しての何らかの行政側の責任か、何年後にはこの道路を整備しますという見通しをはっきり示してからの凍結でないと、地主さんには一方的なことで、「いつ道路をつくるの」「恐らくできないでしょう」と。「何で4メートル要るの」「救急車が入りません」「でも、入り口入ってこんわ」「いや、法律がそうだったんです」で、単純に片づけられないと思うんだけど、そこらの問題や課題というのは意識として抱えられていないんですか。

○佐藤建築住宅課長 委員おっしゃるとおりで、固定資産税の問題は確かにあると思っています。県だけでなく、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、4市特定行政庁ということでこちらでやっておるんですけども、県ではまだ行ってないんですけども、宮崎市等では4メートルの幅員のところまで寄附採納的な扱いで、登記まで行って市道にするという手続を行っておるんです。我々の取り組みがまだできていけませんので、今回のデータベース化の事業もありますので、こういう事業を絡めながら、県のものにすることはできない、市町村のものにすることをどうするか、協議が必要だと思っていますけれども、今後、そこらを考えていきたいと思っています。固定資産税は、それまで、登記が変わらない限り、そのまま払い続けなければいけないということになると思いますので、そこに問題があることは認識しております。

○坂口委員 最も理想的なのは、将来の道路計

画を立てざるを得ないスペースだからここは制限するんですよとなれば、そのとき、何らかでそこを公有地を買収していくというのが一番いいんでしょうけれども、また財源の問題で…。結果的に道路をつくらないところの財産を凍結するというのは、一つにはその人の利用権を抑制することになりますし、もう一つには、不動産が動きづらくなると思うんです。そんなところを買っても1割無駄になるということで、住宅地がどんどん伸びてきても、そこにぽこんと空き地があって雑草地になっていたり、ごみ捨て場になっていたり、これはトータル的に何らかの方策を考えていって、少なくとも、緊急時、火災のとき、災害のときに安全確保のために4メートル道路必要ですということでの法律改正でしょうから、そこに到達するような事業を積極的に求めていくんだ、そのときは公有地としての買収が必要なんだということになれば、行政が買い上げるということも決して理にかなわないというか、理屈の通らない話じゃないし、ここは何らかの工夫が要るような気がするんです。法改正に伴って、決して実るものがないんです。これは今後の研究課題としてでもいいですけども。

○佐藤建築住宅課長 委員おっしゃるとおり、研究課題だと思っていますけれども、市町村の道路を県のほうが買うということはなかなか難しいと思いますので、そこらは検討が必要と思っています。

○坂口委員 そういうものを含めて行政課題として。

○佐藤建築住宅課長 我々は、まずこれをデータベース化で公表できるようにして、建築活動が円滑化することを目的にしておりますので。

○井上委員 同じこの事業のことなんですけれ

ども、公道じゃなくて、これにあわせたもので教えていただきたいんですけども、緊急の経済と雇用の対策ということで言えば、これは非常にわかりやすい。17名程度の新規雇用を予定しているというふうになっているわけですけども、この事業の内容というのがいまいちわからないうんですけども、指定道路等のデータベースの整備に係る業務を委託となっていますけれども、打ち込みみたいなものをやるということですか。事業の期間が21年度ということは、来年の3月までしかこの17名は雇わないということなんですか。中身を教えてください。

○佐藤建築住宅課長 事業の内容は、指定道路図のほうは、地図情報システムというもので、それぞれの道路が、国、県、市町村の道路であり、ここは指定道路がありますということがはっきり明示できるような図をつくるということです。指定道路調書というのは、台帳的なものですけども、その道路の調書をつくる。建築計画概要書のデータベース化というのは、電子情報で紙ベースのものをデータベースつくるというものなんですけれども、これを委託により行っていくということで、指定道路図のほうはコンサル業者さんを予定、建築計画概要書のデータベース化についてはデータエントリー、データ入力業者さんですが、県で登録されている業者さんがおられるんですけども、そちらのほうに出していきたいと。雇用については、建築計画概要書のデータエントリーのほうの業者さんがハローワーク等で新規雇用を行うことを予定し、それを17名程度、それが3月末までの委託ということで考えています。

○井上委員 ということは、10月から3月までの6カ月間の雇用ということですね。

○佐藤建築住宅課長 半年ぐらいです。半年満

たないぐらいになると思います。

○井上委員 補正の予算額の5,300万というのは、内訳からすると、どんなふうなお金の使い方になるんですか。

○佐藤建築住宅課長 指定道路、道路位置指定の件数が1,060件あります。二項道路の路線数は約5,000路線あります。建築計画概要書の保存の枚数、26万5,000枚ほどありまして、これを電子化するのに伴う費用ということです。

○井上委員 私、素人で、大変恐縮なんですけれども、情報全体のソリューション展とかに行ってみると、例えば宮崎県なら宮崎県が全部、中に入っていて、データベース化されていて、山の高さから、地質まではわからないけれども、いろいろなものがあるじゃないですか。ああいうものは全くこういうものには利用できなくて、初期化からこういうふうなものをやらないといけないものなんですか。

○佐藤建築住宅課長 落とし込む地図情報システムというものは既製のものを使います。その中に、県内の国・県・市町村道から、県が指定した道路、それを全部落とし込んでいくという作業になります。これはデータ化されたものはありません。建築計画概要書についても、電子データでデータ化されたものはございません。それも新たに行うということになります。それを県民の方々が迅速に確実に閲覧できるようにということで予定しております。

○井上委員 わかりました。

次に、同じ建築住宅課に、県営住宅の長期滞納者のことですけども、大体どのくらい滞納されていて、分割といったときに1回の分割金というのはお幾らぐらいなんですか。

○佐藤建築住宅課長 5名の方がおられますけれども、一番多い方で32カ月51万7,800円です。

毎月の返済額につきましては、それぞれの滞納額に応じた形になりますけれども、月別の家賃にプラスして5,000円から2万4,900円まで、それぞれ応じて分割納付の条件が付されているということです。

○井上委員 余りよくわかっていなくて申しわけないんですけれども、これは、月々の分にプラスしてというふうに理解していいんですか。

○佐藤建築住宅課長 滞納額を減らしていくことが目的で分割納付誓約を結びますので、家賃にプラスしてということです。

○井上委員 例えば、職業を全く持っていらっしやらないとか、個人的に配慮をする理由は全くない方たちだというふうに理解していいということですか。

○佐藤建築住宅課長 無職と言われる方は、生活保護受給者の方も2名ほどおられます。あとの方は職業を持って収入を得ている方たちということですか。

○井上委員 よくわからないんですが、こんなに高額にならないうちに対応というのはなかなか難しいものなんですか。

○佐藤建築住宅課長 滞納の初期段階から納付指導、督促状から、3カ月、5カ月、6カ月、催告書を出して、6カ月目に最終催告書、それから明け渡し請求の検討に入るといったようなことで、ずっと粘り強くやってきた結果で、最終的に明け渡し請求に至り、今回、和解ということに至ったということなんですけれども、ずっと粘り強く指導してきた結果ということでもあります。

○井上委員 分割納付を2回以上怠ったときは住宅を明け渡しとなっているので、ここに至るまでの間に、当該市町村の人たちとの連携、福祉的な対策等と一緒に話をするとか、そういう

のは全くできないものか、それはどうなんですか。

○佐藤建築住宅課長 保護受給者の方などとは福祉のほうと連携を図っているわけですが、なかなか……。

○井上委員 予備軍の人がいっぱいいると思うんです。ここに至った人は5人だけど、この予備軍の人たちは、今のところ何人ぐらいですか。

○佐藤建築住宅課長 実は、30万以上の滞納者が48名ほどいます。この方たちには、ずっと明け渡し請求、法的措置、それぞれ講じていています。この5名の方はその中に入っている方たちということですか。

○徳重委員 関連でお尋ねします。市町村の公営住宅と県の公営住宅、それぞれですが、ほとんどの公営住宅も保証人というのを付けるはずですが、いかがでしょうか。何人ついているか。

○佐藤建築住宅課長 保証人は2名、県でつけております。市町村もほとんど2名ということですか。

○徳重委員 市町村では、保証人に対して非常に厳しく督促請求をされておるんです。私は、都城で自分でも経験があるから、こう申し上げているんですけれども、滞納者に対してちゃんと指導してくださいということを何回も言われましたし、納められなかった場合は安い家賃のところに移動してくださいとか、いろんな手を使ってこられました。最終的に、移転して、生活保護にその方はなったんですけれども、それまでの分については私は払わされたんです。保証人がちゃんと払わされたんですが、市町村と県と違うというのは、いかがでしょう。

○佐藤建築住宅課長 保証人の件につきまして

は、委員から6月議会の委員会のときにお話がありまして、我々のほうも調べさせていただいたんですけれども、県下28市町村のうちで保証人請求というのは2市であったということと、九州・沖縄で*大分県のみがやっている。全国では訴えの提起4件のみということで、なぜそういうふうに行われているかという事情もございまして、県営住宅、公営住宅の対象者というのは低所得者の方、ひとり暮らしの高齢者の方とか、いろいろおられまして、保証人を立てることが非常に難しい状況がございまして、立てるのに困っているのが実情でありまして、そういうときに、ここで保証人に対して訴えの提起を起こしていくと、そこがなかなかできないというようなことになって、入居者の皆さんにも不利益が及ぶということも考えまして、いろいろ広く考えなきゃいけないというところを、委員から6月の委員会でお話を受けた後にいろいろ検討もしてきたんですけれども、そういう状況もあるということでありまして、結論は出ておりません。

○徳重委員 入居するときに、保証人の方も当然お呼びになると思うんです。あるいは確認をされると思うんです。その辺のところをしっかりと行っていただかなければ、せっかく税金で家もつくっているわけですから、そして安い家賃で入っていただくわけです。公平さを欠くということになりますので、ひとつよろしく願いをしておきたいと思います。

○佐藤建築住宅課長 保証人を交えた協議、保証人に対する督促、これも行っておりますので、そこらで滞納が解消するように努力していきたいと思っています。

○宮原委員長 ほかにございせんか。

○太田委員 常任委員会資料の9ページ、管理

課の予算であります。低公害車に公用車を更新と、地デジ対応の事業ということですが、車の購入については過去の車との買い替えということなのか、新たに買いそろえるのか。

○成合管理課長 9ページでございますけれども、今回、土木事務所等管理費で低公害公用車更新事業で1台を更新ということで予定しております。これにつきましては、道路パトロール車を予定しておりまして、出先の土木事務所1所属分を更新することにしておりますけれども、これは財源が、6月補正でもお願いしましたけれども、経済危機対策の臨時交付金でございまして、国の交付金で買い替えるわけですが、当然、買い替えに該当する車両につきましては、県の更新基準、例えば10年以上たつているとか、あるいは走行距離が10万キロ以上ということで優先順位をつけまして、更新をさせていただくものでございます。

○太田委員 次の地上デジタル対応の事業であります。これはテレビなのか、アンテナでもつけるのか、テレビであれば何台ぐらいとか、何かあるのかどうか。

○成合管理課長 同じく土木事務所等管理費で今回要求させていただいております地上デジタル化対応事業でございまして、これにつきましては、518万7,000円を計上しております。事業内容につきましては、アンテナ配線工事、これは、県内の例えば都市公園総合事務所とか3カ所の地デジ対応工事を実施するものでございます。もう一つが、御案内のとおり、2011年からの地デジに対応しまして、県有のテレビジョンにつきまして、地デジ対応テレビに更新するものでございます。台数は県土整備部で61台をお願いしております。更新ということでござい

※55ページに訂正発言あり

す。

○**太田委員** 続きまして、11ページ、これは道路建設課のほうですが、わからないところがありますので、尋ねます。公共道路新設改良事業費というのがあります。12ページにも、一般国道、地方道というふうに説明のところでは分かれておりますが、11ページで言うと、減額の県債の補正でありますけれども、考えたときに、県が一般国道に対して何らかの経費を負担してきたということではあります、国道に対する県からの出さないかん部分というのはどういう意味なんですか。

○**濱田道路建設課長** ここで一般国道と申しますのは、県が管理している国道でございます。この改築事業は、県が国のほうから補助金なり交付金をいただいて事業を実施するというものでございます。

○**太田委員** わかりました。

同じような質問になるかもしれませんが、15ページの地方道路交付金事業費、道路保全課の業務であります。地方道路交付金事業というのは県が交付するということですが、市町村に対して交付するということによろしいでしょうか。

○**大寺道路保全課長** ここで補正をお願いしておりますのは、県が管理します道路に関しての交付金ということで、国から県が交付していただいて、県管理の道路を整備するというのが13億5,500万円の増額であります。したがって、市町村に流れる金というのはございません。

○**太田委員** わかりました。

38ページ、マンホールふたの接触事故というのがありますが、ふたは閉じられておるんですが、何らかの原因でこういう事故が起こった、

どういうことでしょうか。

○**大寺道路保全課長** 県道塩鶴木崎線でマンホールふたに接触事故がありまして、1件計上させております。38ページの6番目の事故でございます。マンホールは、通常のとおり道路の上に配置してあるんですけども、よく見ますと、前後の高さとマンホールのふたの高さが6センチほど離隔がありまして、その前面に道路に波打ったところがありまして、そこを走ってきた車が、車のばねで沈み込んでオイルパンを損傷したというものでございます。通常の車ですと、そんなに波打ったような走り方はないと思うんですが、この車は、車両がやわらかい、車種で申しますとプレジデントでして、道路の波打ったところで急に車高が下がって、6センチのところまで下がって、オイルパンを傷めたという事故でございます。ただ、管理者としては、それも踏まえて十分に管理する必要があるというふうに判断しましたので、管理瑕疵として上げさせていただいております。

○**太田委員** 40ページであります。いろいろ議論がされましたが、指定道路の関係ですが、データベース整備に係る業務を委託というふうに書いてありますが、委託する業者というのは公表されているのでしょうか。

○**大寺道路保全課長** 今から、議決を経まして発注を行っていきます。

○**太田委員** わかりました。

41ページの家賃の誤りについてでございますが、最終的には人間の目で見るということから、コンピューターで全部やられますけれども、人間が介在すると、どうしてもこういうことが起こることはあり得るわけですが、できるだけそういうことがないようにせなきゃいかんと思いますが、例えばこういう家賃等を決定し

て通知する場合に、利用者側、入居されている人が何か不服がある場合は何カ月以内に申し立てなさいという、入居者側から何らかのアクションを起こしてくださるような、そういう行政手続法的なお知らせはしておるのでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 家賃の決定につきましては、毎年度行っているんですけども、次年度の家賃を2月に収入認定通知書というものを送る中でお知らせしているんですけども、その中で、疑義がある場合はお問い合わせくださいという内容をお示ししてお知らせしています。

○太田委員 そういう形はとっているということですね。できるだけこういうミスをなくすためには、見取り図みたいなものでも、相手方に、こういう家になっていますということも含めて出せるようになると、今回全部調べられたということですから、もうこういうことはないと思いますけれども、新たな何かが新築された場合には、こういう形で家賃が決定されておりますという形がまたとれたら、少なくなるのかなというふうに思います。

○佐藤建築住宅課長 委員おっしゃられるように、床面積、間取り等のデータを書面で提供することで利用者の目でチェックしていただくことを今回再発防止策として考えていきます。至急対応したいと思っています。

○太田委員 県営住宅の和解の関係ですが、今、聞きましたところ、生活保護の方が2名いらっしゃったということですが、生活保護の場合、県営住宅の家賃を納めることについては、市から県に直接その人に成りかわって家賃を納めるという手法もあるというふうに聞いていますが、そういう形は今後とれるわけですね。

○佐藤建築住宅課長 代理納付の手続がありま

すので、それをとらせていただいています。

○太田委員 ということは、過去のたまった分、代理納付ができなかった時代の分が残っていたということでしょうね。

○佐藤建築住宅課長 保護世帯の方は、今度、保護世帯になって、この分割納付誓約なされたというような事情です。

○太田委員 そういう人はふえないということになりますね。わかりました。

○井上委員 部長にお聞きしたいんですけども、経済・雇用対策で来たお金で県土整備部が今回補正で上げたい、補正で絶対にやりたいとって強力に申し出た金額の総体と、現実に認められたものの差というのはどのくらいあるんですか。

○成合管理課長 今回の補正でございますけれども、資料の1ページでございますように、今回の9月補正、一般会計で102億3,638万9,000円要求しております。この中で、公共計というのがございますが、これは、補助公共から直轄負担金まで合わせまして96億8,300万余でございます。これにつきましては、公共事業でございます。これにつきましては、主に国の21年度1次補正、経済危機対策の中で、公共投資臨時交付金、いわゆる公共投資による経済の活性化という趣旨で設けられまして、地方の負担分、補助公共の場合は2分の1が都道府県、地方団体の裏負担になりますので、その分を国のほうが補てんしましょうというものがございます。

その交付金を活用いたしまして、県土整備部としましては、例えば補助公共事業につきましては、あるいは地方道路交付金につきましては、国交省の内示に基づくものでございますが、県単公共事業9億8,884万5,000円につきましては、県の裁量で補助公共では手の届かな

い、簡単な道路の改修、特殊工事、交通安全、そういったものでございますけれども、これらにつきましては、委員の質問の御趣旨から申し上げますと、いわゆる賦存量といたしましうか、手をつけたい事業はまだまだたくさんございますけれども、枠の中で優先順位を決めてやったということでございます。

公共事業はそういったことでございますけれども、その他非公共で今回予算要求をお願いしております主なものは、先ほど御説明しました雇用基金による雇用対策、17名の雇用ということ、そのほかは、基金事業でグリーンニューディール基金というのがございまして、これにつきましても、県土整備部でなかなか手のつかない河川や海岸の流木処理、そういった、優先度は高いんですが、県単事業で手の届かないものを優先吟味しまして、要求をお願いしているところでございます。

○井上委員 率直に言って、雇用と経済の対策というのは、早期にお金が落ちたほうが効果は早い。手続は手続として確かにあるのは理解した上で、できるだけ早く現場に人が動くように、現場にお金が落ちるようにというのが一番いい、私はそう思うんです。この事業は必要ですというのは、もちろん、やりたいけれども、今まで先延ばしにしてきた事業とかいっぱいあると思うんです。今回9月の補正で出したものというのは、ちょびちょびなのか、それともこれでいっぱいいっぱい、県土整備部が考えたものは全くほかにはないんだというものなのか、どっちかと聞いているわけです。本来は、もっと予算があったら、今回出している9月の補正なんていうのは微々たるものですかというのか、それともこれでいっぱいいっぱい、うちで考えつくのはこれぐらいですでおしまいなの

か、そこが聞きたいということです。

○山田県土整備部長 発注機関の執行能力もございまして、県内のいろんな河川や道路や砂防、社会インフラが立ちおけているという状況にありますので、我々としては、こういった補正を契機にインフラの整備充実を図りたい、これはチャンスだという思いで補正対応は取り組んできたところでございます。では、あとどのくらいかというお話は、なかなかお答えしづらい面がございまして、我々としては、まだまだといたしますか、そういう気持ちでおるところでございます。

○井上委員 議会で再三出るように、宮崎は、建設業も含めてだけれども、それに関連する事業が非常に多い。できたら、そこに真水がぱつと行くようにしたいというのは、みんな県議会の議員の人たちは考えているし、県議会もそれについてどうしていくのかというのを考えているわけです。想定できるものについては早く落ちていくようにというのを常に持っているんだけれども、これは予算執行上しようがないというものの、何か常に、少ないと言ったらおかしけれども、感覚的に見ると、非常に量的には小さいんじゃないかなと。ほかのだって、今回の経済・雇用対策の分は、全体の補正の中の率からしたときは、そんなにないでしょう。丸ごと、全部ですか。違うでしょう。100億の総体全部ではない。だから、言っているわけです。本来必要であるとしたら、それは分捕り合戦だからしようがないのかもしれないけれども、これはこのままなのかなという思いがしてならないけれども、先々にうちで活力をどこに先に入れるかといったら、中小企業を含めて、そういうところなのかなというふうに思うから、経済的な効果が早く出るようにするにはどう

したらいいのかというのが先手先手でやられないと、後手後手で、倒産してから金が来てもどうにもならないので、そこを常に一つ心配しているわけです。6月の補正も割と、小ぢんまりと言ったらいけないけれども、そういうふうな補正の立て方だったし、本当に今どこに金を注いだらいいのかというのは、庁内全体での議論のときにどんなふうに議論されるんだろうかと疑問に思ってしまうわけです。かといって、すぐ雇用には効果があるものになっているのかというと、なかなかそんなふうにはなっていないので、どこにまず金を注ぐのかという庁内論議をしたときに、県土整備部としてはどうなのかというのをさっきお聞きしたのはそのせいなんだけれども、要らないのなら要らない、要るなら要るといのが明確にならないと、庁内に欲しい部はいっぱいあるわけだから、ずれずれになってしまうんじゃないかと。本当に緊急雇用対策、経済対策ということで、どこに金を落とすかという議論が、総体な補正を見ると、どこに力を入れているのかが余りよく見えない。確かに、予算としてはバランスが悪かったとしても、今ここに金を注ぐというものははっきりと見えないと、県政的には余りよくないんじゃないかという思いがするわけです。県土整備部はこれでよかったのかなみたいな、そういう感覚を持ってしまったんですけれども、そこはどんな議論がされるのかなと思うんです。

○成合管理課長 井上委員からの御指摘でございますが、県土整備部では、先ほど御説明したような公共事業予算をお願いしているところでございますけれども、公共事業全体、公共三部合わせまして124億7,000万円の9月補正をお願いしております。これは県民政策部のほうが所管しておりますけれども、全体的な今回の9月

補正予算における経済・雇用対策としましては、総合政策課がまとめておりますのは366億円という補正額になっております。うち約125億円が公共事業ということでございます。国の21年度経済危機対策の中で、基金事業、そういったものを含めまして、残りは、例えば安全・安心の実現、医療対策、高齢者・少子化対策、そういったもののほうに行っておりますし、農林水産業の支援とか、いろんなものが入っております。

今回の本県の公共事業の補正でございますけれども、先ほど井上委員のほうから御指摘がありましたように、6月補正では本県の県土整備部の補正が経済対策で51億円程度で、他県に比べて少ないのではないかと御指摘を6月議会でもいただいたところですが、今回の9月補正、9月議会の九州各県の状況、土木部関係の予算を見てみますと、福岡県を除きますと、宮崎県が100億円超えということで一番大きな額になっておりまして、これは一つには、6月補正で大きな額を補正しました県につきましては、まだ国の内示が出る前に見込みで予算を組まれた県もあるようでございまして、6月補正と9月補正を合わせた経済対策の公共事業費としては、ほぼ各県並みの予算額になったのではないかと御指摘をしております。

○井上委員 部長に求めたいのは、今、何を県がやるべきなのかというところで、各部バランスとかいっていると、経済的効果があらわれてくるのには物すごい時間がかかってしまうわけです。先ほど商工観光労働部でしたが、道路がないから何もできないみたいな話ばかりしていましたが、あれが本当かどうか私も知らないんです。本当なら、全部の予算を固めて道路をつくれればいいじゃないですか。そういう話です。

そういう言い方からすれば、今、経済的な波及効果として、どこに一番効果が出てくるのかという議論がしっかりされないと、小さく事業を切るだけでは効果は出てこないのではないかと、いうふうに思うわけです。今議会でも代表質問でその議論ばかり出てきましたね。そういう議論を何度繰り返してもまた一緒。倒産してから、それこそ死にそうな人にかたい御飯をやっても絶対だめなんです。そういう人は食べられないんです。そういうことを考えていくと、今、何をなすべきかという庁内論議が足りないのではないかと、前もっての補正の組み方、お金の落とし方というのがちょっとまずいんじゃないかというふうに思うんです。その話はしっかりと庁内の議論のときにやっていただかないと、出てきた予算で私たちが認めた認めないという話だけでは済まないのではないかと思うんです。経済・雇用対策で県政が何をしたいのかというのがよくわからないんです。今度の県土整備部のこれでいかにほどの経済効果と雇用が生まれたのかという実証の仕方、検証の仕方というのは、非常に難しいと思うんです。そこをしっかりと議論してもらえるといいなと思うんです。これを多いとするのか、少ないとするのか、私もよくわからないんですが、私からすると、お金の持って行き場所というのが、地デジや公用車を買うだけではだめなんではないだろうかと思ってしまうんです。これは意見だと思って聞いていただいて結構です。

○宮原委員長 意見ということですので、ひとつよろしく願いをします。

ほかにございませんか。

○佐藤建築住宅課長 訂正があります。先ほど徳重委員の県営住宅の御質問の中で、保証人への訴えの提起を九州各県で実施しているのは大

分県と申しあげましたけれども、大分県ではなく、福岡県でしたので、訂正させていただきます。申しわけありません。

○宮原委員長 それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項についての質疑を受けたいと思います。宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについてということになります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、終了したいと思います。

請願の審査に移りたいと思います。新規請願第25号について執行部からの説明はありますか。

○大田原河川課長 今回、ただいまお話ありましたように、請願第25号としまして、大淀川水系河川整備計画の見直しと事業促進に関する請願というものが出されております。これは大淀川の直轄がかかっている区間でございますが、大淀川の直轄管理区間の河川整備計画につきましては、国のほうが、地域住民、学識者等で構成されます流域委員会に諮りまして、平成18年3月に策定されております。これにつきましては、主な目的としまして、家屋の浸水被害の解消軽減を図ることとしておりまして、おおむね30年間の河川整備の計画が示されているところでございます。

今回の請願につきましては、庄内川、高崎川につきまして、農地のほうにつきましても浸水被害等が発生していますので、この軽減についてこの整備計画の中に入れていただきたい、それとあわせまして、早期にこの計画に着手していただきたい、庄内川、高崎川の改修工事に早期着手しまして、安全・安心できる河川を早く提供していただきたいという内容の請願でございます。

先ほど申しましたように、国のほうでこの計画をつくる中で主目的としておりますのが、家屋の浸水被害の解消軽減ということでございまして、この請願にあります農地等の浸水対策につきましては、私たちとしましても、今後検討すべき課題として十分認識はしておるんですが、まずは、今の整備計画に位置づけられました家屋の浸水被害の解消軽減を図ることが優先されるのではないかと考えております。なお、この整備計画の中に高崎川の改修も掲げられておるんですが、この請願に谷ヶ久保という地区名が出ております。この浸水につきましては、整備計画の実施によりまして軽減されるのではないかというふうに考えられます。また、この計画の中では、大淀川本川河道の掘削もメニューとして上がっておりますので、それによりまして、農地等の浸水軽減などにも効果があるのではないかというふうに考えられます。また、これらにつきましては、地元のほうからも要望を受けておりますので、この内容につきまして、国のほうへまた伝えてまいりたいと考えております。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

○徳重委員 国の直轄部分、この河川の末端の部分になると思うんですけども、直轄部分の掘削を2～3年前からやったかなと思います。これは継続するんですか。

○大田原河川課長 委員が言われましたのは高城のところになるんですか。

○徳重委員 一昨年でしたか、河川の掘削をやりましたね。大々的にやられたと思うんです。末端のほう、下流側はやるんですか。

○大田原河川課長 これにつきましては、継続でされます。今回、請願で上がっています内容

につきましては、中抜け区間といいますか、今、激特等の事業で国、県のほうでやっていますが、今回、高岡の上流部と高城の区間、これが県管理区間になっておりまして、これにつきましては、県のほうで次年度以降の新規ということでいろいろ要望しております。それに続く区間の上流側の整備がどうなっているのかということで、それについての見直しをやっていただきたいという請願でございました。

○徳重委員 上流側もちろんですが、下流側の遺跡の拡張と掘削がないと、上流を幾ら整備しても、とまってしまうということだと思えます。県もちろんやらなきゃいけないが、国にも積極的な働きかけをしてもらわないと、意味がないような気がするんです。

○大田原河川課長 今、委員が言われましたのは、観音瀬のことだと思います。これにつきましては、県の史跡にもなっておりますので、今の計画の中では、下のほうに掘削するんじゃなくて、横のほうにというような計画になっておりまして、これにつきましても、国のほうと今いろいろ協議を進めているところです。先ほど申しましたように、県のほうが来年新規で要望するものですから、それにあわせていろいろ協議を進めていきたいというふうに考えております。

○星原委員 今の関連ですけれども、河川課長、国の直轄の部分はわかるんですが、観音瀬周辺は県の部分ですね。河川国道事務所と話をすると、あそこは県のほうだから県でやってもらわないかという説明を受けるわけです。県のほうはなかなか予算がないということなので、県の予算が厳しい状況だから、地元としてはとりあえず、谷ヶ久保の地区は住家が浸水するものですから、築堤を急いでほしいと。県が

観音瀬の周辺を広げてもらおうと、ひょっとしたら少しは引くんじゃないかという気はするんですけども、そういう場合、県としては、その辺の検討にも入っているんですか、入っていないんですか。

○大田原河川課長 県のほうで観音瀬云々という検討にはまだ入っておりません。ただ、直上流まで国の今度の整備計画に入っているものですから、引き続き、先ほど委員おっしゃられましたように、向こうの事業で何とか、その辺のいろんな調整を今、図っているところです。協議中でございます。

○星原委員 わかりました。

○坂口委員 これは飛躍するんですけども、地方分権の中で、国管理の河川もよこせというようなことも今度協議の対象にという説明も知事からあっているんです。河道断面不足が上流部で起こったときに、断面を確保する。当然、下流域の市街地に入っているところは、それに対応するためにはかさ上げしかないと思うんです。実際、川幅を広げるといのはなかなかです。そうなったとき、堤防の歴史からいったときに、構造自体の強度計算はできないと思うんです。現実には、一ツ瀬川でも、高さはあるけれども、漏水が起こったりとか、極めて危ない状況にあると思うんです。この整備計画に必要とする、将来のそういったリスクも含めた財源が確保できない限りは、河川を安易に受け取ること自体が、事業量が稼げるというのはありがたい話だけでも、危険がいっぱいなところでどうも河川の堤防というのは来ているような気がするんです。構造が、明治時代の人海戦術で何でもかんでも埋めたところがあんこで包まれているわけです。その後にはいろんな、構造令は最近ですけども、それに見合うものができた

ということで、中身が全くわからないものです。これを判断する材料として本当は欲しいんですけども、一般的に河川の堤防というものに対しての信頼度と、今まで先送りされてきたそういった河道断面の不足、これが解決できないところを今後どんなくあいに見通されていますか。これは本当に整備計画で解決できていくのかなと。対症療法でその都度逃れていくしかないかなと。最終的には、昔の霞堤、犠牲地をちゃんと確保して、そこを補償する制度みたいなものがこの計画とセットで、何年確率で何ヘクタールの農地を犠牲にするんだと、そのときの補償制度というのが出てこない、これはなかなか難しいと思います。そんな整理の仕方は見通せないままに、仮に分権なんかでこれを地方が受け取ったら、えらい目に遭いそうな気がするんですけども、そこらは何か考えを持っておられれば聞かせていただけると……。

○大田原河川課長 今、委員言われましたように、確かに原則としましては、下流のほうから完成形で連続堤といいますか、堤防を持っていくのが一番理想的ではあるんですけども、多大な費用と時間がかかります。そこで、今は、おっしゃられましたように、宅地かさ上げ、輪中堤、そういうもので下流よりかちよっと飛んでいるところの浸水被害が発生しているところを応急的に、すぐ対応できるような形での工事をやっているところです。これにつきましては、異常気象あるいは豪雨で完璧に浸水しないとか、そういうことは言えないと思います。例えば10年に1回、30年に1回、まずは暫定形といいますか、被害が大きかったところをまずは必要最小限、浸水しないようにする、そういういろんな手だてをやっていきながら、暫定的な形ができた後に、さらに完成形といいますか、

大きな洪水が来てももつような形、そういうふうな形で仕上げていくのが、地元に対しても効果があるといいますか、話もしやすいし、地元の方も安心できるのではないかというふうに考えております。

○坂口委員 輪中堤やかさ上げというのは、なかなかいい制度で小回りがきく。ただ、何年かかりますね。4～5年になるんですかね。これはこれでトータル的には理想的な形だと思うんです。今のようにほんの1時間ぐらい集中的に降って、すっと引いていく、その間の水をどこに逃すかですけれども、こういった30年計画、10年計画で堤防が整備されてくる。それに伴って地域の発展あるいは衰退が起こって、犠牲にできるという悪いんですけれども、極力、経済的な犠牲が低いようなところにそれを補償しながら、例えば右岸側と左岸側の堤防の完成高を調整しながら、ここの付近では左岸に流すことが経済的負担の対象となる、補償すべき人たちも少ないというものを、そういった今度は小規模な計画というとおかしいんですけれども、それでとりあえずは向こう何年間かは川下を守って、そのかわり、応分の負担はしっかりしていくというものを制度的に何かできないかなど。堤防は今さら難しいような気がするんです。参考ですから、ここままでいいですけれども。

○宮原委員長 ほかにありますか。

その他、何かありませんか。

○黒木委員 さきの一般質問でも質疑が行われたんですけれども、一般競争入札の設定金額ですけれども、宮崎県と佐賀県が250万以上ということになっておりますけれども、この変更について検討がされているのかどうか、お尋ねいたします。

○成合管理課長 入札制度改革につきましては、御案内のように、19年3月に実施方針を決定いたしまして、そのときに250万以上の建設工事につきましては、原則、一般競争入札ということで、20年1月から全面導入をしております。その間、一般競争あるいは途中でやりました総合評価方式等の検証、見直しを行いながら、現在まで来ているところでございます。今議会におきましても、指名競争入札、一般競争入札の問題については、さまざまな視点からいろんな御質問をいただいたところでございますけれども、現段階で申し上げられるのは、一般競争にしましても、指名競争につきましても、メリットあるいはデメリット、課題、そういったものが、さまざまな問題点があろうかと思えますけれども、この入札改革を導入しました経緯、それから、現段階では、指名競争入札になりますと、最大のデメリットが業者選定に恣意の余地が残るという課題がございまして、本会議のほうでも知事以下お答えさせていただきましたように、現段階では、基本的には、一般競争の枠の中で現在の制度の検証と見直し、さまざまな角度から改善等を、県議会あるいは県民の皆様、場合によっては業界の皆様の御意見を踏まえながら、制度の構築をしてみたいというふうに考えております。

○黒木委員 さきに商工観光労働部でも質問したんですけれども、建設業は、倒産したり廃業したりして、失業者ができておまして、特に、ほかに雇用の場のない中山間地域においては厳しいものがあります。商工観光労働部も、再就職先の資料については、わからないということでありましたけれども、こういう制度改革が行われるときには、部局横断的に雇用対策を打つべきではないかというふうに思うんです。

例えば、私の住んでいるような山村においては、建設業というのは重機を持っているから林業にシフトしやすいというようなことが言われておりました。実際に、林業に進んだ人もおりますけれども、現在の木材価格低迷状況においては、仕事をするけれども、日当にはなっても林家に渡す金がない、こういう仕事はやっておれんというような現実です。何か仕事先はないかということで途方に暮れておるといのが現状でありまして、今のいろんな制度見直しはやっておりますけれども、何らかしかり検討して、今の制度を何とか見直さなければ、地方の雇用対策というのは先が真っ暗というような状況になりつつありますので、しっかりとこのことについても見直していただくように、検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

○宮原委員長 要望ということですが、何かありませんか。

○星原委員 関連で。今、出ましたように、経済・雇用対策ということで言えば、企業の誘致とか、そんなのも雇用にはなってくるんです。ただ、中山間地域は本当に疲弊状況で、そういうところが唯一経済対策の部分になるというのはやっぱり公共事業じゃないかなと。公共事業も、先ほど管理課長は、指名になると業者選定で忝意があるんじゃないかという話なんですけど、地元の我々のところでも困っているのは、指名であれば、とらない人と、とった人が大体わかってきますから、順送りである程度、指名いただくと、いつごろ自分たちが仕事とれる可能性が近づいているというのがわかる。金融機関にお金を借りに行くと、では担保にするものは何かあるかと。いつごろ市の仕事あるいは県の仕事がもらえる、そういうものがあると金

融機関が金を貸しやすいんですが、今の状況だと、いつとれるかわからないので、金を貸してくれないというわけです。その点が一番悩ましい状況なんです。金融機関が金を貸してさえくれば、息継ぎしながら、下請でもあるいは民間の仕事でもとりながら、食いつなぎができていくんですが、その予測が全然立たない。ただ、数的に低いところがとっていく、あるいは専任技術者がいるところがとっていくという形の中でやられますと、とれるところ、とれないところとの格差が出てきているんです。これだったら、続けるよりかやめたほうがいいというような、廃業できる人たちは、自分ところの財産とかそういうものがあって、ある程度廃業しやすいんですが、そうじゃなくて何とか回さなくてはいけない人たちが一番苦しんでいるわけです。かといって、ほかの仕事に転業といっても、これまた新たに資本投下しなくちゃならない、資本投下する金がないということになるわけです。

その辺を考えたときに、中山間地の若い人たちの労働力、あるいは災害が起きたときにどうするかということを考えると、地域にもよるわけですが、そういう考え方も持ってもらわんと、ただ単に一般競争さえすれば、いろんな問題が起きないということじゃなくて、地域を維持していく、そういう面も考えた配慮がないと、このままいったら、中山間地の経営内容の規模の小さいところは多分つぶれざるを得ない。やりたくてもつぶれざるを得ないところが今まで以上に出てくるんじゃないかと思うんです。そういうことを考えると、地域地域にある程度の業者が配置されていないと、災害が起きたときなんかは、道路が寸断されていけば入っていくこともできんわけですから、そういうこ

とも念頭に置いた、入札制度を改革するのであれば、そこにも配慮のある考え方も一方で持つてもらわんといかんのではないかなというふうに思うんです。

宮崎県以外では、250万以上というところ、佐賀県がそういう形になっていますが、ほかのところは5,000万とか4,000万以上のところは一般になっているわけで、大きい仕事は競争させていると思うんですが、小さい地域で2,000～3,000万しか仕事をとれなくて、あるいは年間5,000万以下ぐらいの規模でやっている人、そういう人たちは、仕事が交代でもとれるというようなシステムをつくってほしいと思うんですけれども、どうしても皆さん方から見ると、競争競争という形になるんですが、我々、小さい業者の人たちの話を聞くと、そういうことを織り交ぜて、民間とか下請とかやれるようなシステムを何とかしてほしいということなんです。その辺については考えられませんか。

○山田県土整備部長 建設産業につきましては、近年の建設投資の大幅な減少、あるいは入札制度改革によりまして、一般競争の拡大によりまして、非常に競争性が高まってきている、そして、昨年来の経済の急速な悪化ということで、極めて厳しい経営環境に置かれていると思っております。我々としては、建設産業というのは社会基盤整備の大切なパートナーだというふうに思っております。そして、災害発生時の緊急対応、我々は何もできないわけで、業者の皆さんが動かなければ何一つできないということで、そういった緊急時の役割、あるいは特に中山間地域におきましては、やはり経済雇用に大きな役割を果たしているというようなことで、非常に重要な産業であるということも十分認識いたしております。

そういった中で、19年から改革をやってきておりますけれども、公正で透明性の高い、競争性の担保された、そういう制度改革の確立を求めながら、一方では建設産業の育成、そういったことを念頭に置いて、その両立をいかに図っていくかということまでこれまで一生懸命工夫してきたところをごさいます。今後とも、いろいろ御意見を伺いながら、有効な手だて、必要な見直しを行いながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○星原委員 部長が言われることは、いつも僕らも聞いておまして、大体わかるんです。ただ現実には、昔は2,200億円ぐらいの公共事業費があって、これが半分以下になっているわけです。業者も、もちろん一方で減っていくのも仕方のない部分があるかもしれません。ただ、あの当時は、落札額も95%以上とか、その前後でありましたから、会社を守っていく上でもある程度回せたわけですが、今は、あのころからすると、10%も下がっている。完全な純利の部分がないというわけで、競争も激しくなった上に落札額も落ちているものですから、余計厳しい状況になっているわけです。透明性、公平性とか、確かに言葉としてはそうかもしれないんですが、言われるように、いい業者を育てるとか、あるいは地域になくちゃいけないというふうに思われるんなら、ある程度そういうことも考えながら、どうやったら地域に残れる、どういう形のやり方をしていけば仕事を守りながら生活ができていくかということになるかと思うんです。

単純に、私の地元でも29社あった会社がこの2年ちょっとで19社で、10社減りまして、私よりか下の年齢の2代目の社長たちもやめて、そ

ういう形になっていて、家庭まで犠牲になっている姿を見ますと、もうそろそろどこかでとめられる感じにならないと、同じような状況がこれからあと1～2年続くと、またそれぐらいの数が減っていく。地域を守らないかん、地域をどうかしなきゃいかんという中で、その辺の人たちが今まで中心になって地域を支えていたわけです。商店街にしても何でも寂れてきている。第1次産業と公共事業の活性化が図れんのが地域をかなり疲弊させ、若い人たちが地域に帰る元気もない状況になってきているわけです。確かに、皆さん方のほうは、いろんな改革の中でいい方向に持っていこうとして努力されているんだけど、それだけではなかなか解決できない部分があるということは思いながら、また改革にも取り組んでいただきたいというふうに、これは要望で結構です。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。

○坂口委員 これはずっと一貫してなんですけれども、恣意性、公正さ、それは何を意味しているかという、自分らを守ろうということだと思ふんです。発注者側が県民に批判されたり、不信感を持たれることを守ろうということで、一番の根本は、税をいかに生かしていくかだと思ふんです。納税者に対しての行政としての責任です。税の使い方の責任。1,200億もの公共投資をやって、そのことでどれだけその金が納税者に対して生かし切れたかという責任が欠けていると思ふんです。

例えば、恣意ということ先ほど管理課長説明されたですけれども、好き嫌いで指名を入れたり外したりするということを直接的には意味しているのかなと思ふんですけれども、指名に

対して限りなく公正さが保てるような指名選択のあり方とか、指名審査委員会というのもあるわけですから、第三者も入ってくることもあるわけですから、それがないのかなというのと、指名に入れること入れないことが適当あるいは不適当と判断する、総合評価方式の精神はそこです。技術とかそういったもの。また、品確法も、工事箇所ごとにその業者が参入すること、競争に加わること、一般競争入札も含めて、本当に競争に参加させていいのか悪いのかは、競争に参加しようとする者についてということだから、工事ごとに事前に一件一件審査しなさいというのが法の建前です。今のよう、公正さ、遵法とかいうことを主張されるんならですね。実際は、そうじゃない。

一般質問で時間がなかったから十分にもらえなかったんですけれども、例えば総合評価方式で受注調整をかけられた。あれなんていうのは、過去3年間の平均受注額を、当該年度の受注は1.0倍、だから同額をちょっとでも超したら10点も減点するというものでしょう。致命的です。参加したって意味がないぐらいの致命的な調整がそこでかかるわけです。では、それが本当に立派なことか、恣意が考えられないかといったら、この前、言ったように、工事というのは、発注して、その時期に来て出せて初めて何月何日に出せましたというものです。でも、予定というのは、事前に、公表制度だから、いつごろ出す予定ですと組んでいますね。ダブってしまって申しわけないですけれども、どうしても理解できんから言わせてもらふんですが、1億円の工事が目前にあった、5億円の工事がその向こうにあった、自分ところは、この1億に対しては総合評価でやってもらえるんだしたら、一番チャンピオンでいけるだろう、自分と

ころが一番点数高くもらえるだろう、次の5億円、これもほぼそういう物件だろうなど。ところが、この1億をとってしまうと、1.0を超してしまう。100万でも200万でも受注制限がかかってしまって、そこで10点引かれたら、この5億は致命的だ。では、これをみすみす見逃して5億に挑戦したときに、これを滑ったら後が何も無い。理想的には、この1億がその先に出れば、万が一これで滑っても、その1億をやれば、去年並みをちょっと超えるような受注にはつながるし、これは自信が絶対あるとなったときは、順番の理想はこうです。忝意じゃなくても、これは常にあり得るんです。工事の正確性やいろんな条件が整うのを見て発注していかれるわけですから、年度初めや年度の中に見立てた、計画したとおりにはいかない。忝意じゃなくてもそんなになってしまうけれども、忝意でもやれるわけですね。この設計ちょっと問題がありはせんか、一回検討してみたらもうちょっとここは安く上がりはせんか、えらい銭がかかるなど。検討した結果、何もありませんでした、ああ、そうか、よかったで済むし、ほぼ出てくるんです。VEにかけられた経験があるからわかると思うんですけども、幾らでも工夫の余地はあるんです。やっぱりおれが言ったとおりだろう、延ばしてよかったなということで、5億をぼんととれて、よかったのは業者さんだったかもわかりません。だから、忝意といえ、むしろそこにも忝意があります。何もそれを見分ける方法ができません。幾らそこに監視委員会をつくったって、これは忝意でおくられたんじゃないか、いいえ、これについては設計上ふぐあいがありましたとか、設計を再確認する必要がありましたとか、もっといい方法はないかといって、検討に検討を重ねまし

たと。指名でこれをどう漏らしたのというのは、そこに指名審査委員会というものがあるわけですから、どういうことでこれは外したか、どういうことで入れたかということになると、こちらのほうが忝意性は物すごく弱くなると思うんですけども、部長、指名競争入札も一般競争入札も受注調整も経験してこられて、どう感じられますか。僕は、忝意というのはむしろ逆だと思うんです。

○宮原委員長 ここで委員の皆様にお諮りをいたします。既に4時が7～8分過ぎております。本日の日程では午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、引き続き、質疑を続けます。

○山田県土整備部長 忝意性の問題は、一般競争と指名競争を比較したときに、やはり指名競争のほうに忝意性の余地が残る、一般論でございます。

○坂口委員 僕は理詰めで言ったでしょう。今の疑問を解いてください。

○山田県土整備部長 一般競争につきましても、忝意性がないとは言えません。しかし、忝意性の度合いを考えたときに、比較すれば一般競争のほうに忝意性の余地が少ない、低い、私はこれまで経験してきてそういうふうに思っております。全く忝意性がないと言い切ることはできないのかなと思っております。

○坂口委員 そこで、忝意性の可能性は、一般競争入札の総合評価——総合評価は、一般競争入札をやっていたときの弊害を防ぐために必要な評価制度ですから、いつまでも試行じゃだめなわけなんです。入れる入れない、入れるなら

限りなく全面なんです。でも、そういうことは別として、一般競争入札における総合評価を導入したときの忖度の可能性の大きさと、指名競争による忖度といったら、入れる入れないの問題でしょう。それでは、一般競争入札のとき、まず公募をかけて総合評価をやるじゃないですか。審査をやったときに、この工事については、こういう技術力を持ってこういう条件を整えてという指名審査をやって、そこで残った人すべてを指名するという仕組みにしておけばいいじゃないですか。何も忖度の余地はないじゃないですか。こういう工事は、この経験がある、こういう技術者を持っている、年間これぐらいは施工できる体制を持っていないとだめ、経営の中身もこれぐらいないとだめということを客観的に総合評価項目にやっていって、審査した結果、その中の何者が資格を持ちましたよと。あるときは30者になるかもわからないです。あるときは5～6者になるかもわからないです。この人たちこそ、税金を払って物をつくらせるに値する人たちだというのを評価するのが、それでどれぐらいすぐれているかというのを順序立てて点数つけていくのが総合評価ですから、その点数の中で何点以上ある人は全部指名することにしますよというので、好きな人を選ぶんじゃないで、総合評価での評価項目と配点のあり方で、今言われたように山間地にも企業さんは残ってもら、地元業者を育ててもら、技術が高いところは残ってもらというようなものをして、その中から、忖度じゃなくて残った人をすべて指名するという方法もあるし、頭から悪と決めつけていますよね。

でも、忖度は、一般競争の総合評価——例えば総合評価で提案の採点をされる。前はそれが20点か10点か0点かの世界だったから傾斜に

していくということでやられたけれども、5項目を4点満点の20点の配分として、これには丸印にしましょう、この提案は評価しましょう、これはだめです、バツですよとか、減点はないんだっただすね。そんな提案、おまえのところの技術は何たるものかという減点もない。5つを4点ずつに分けて、4対2対0とされたですけども、採用したものが4と2に分けられるというのは限りなく裁量に近い、忖度に近いといっているぐらいだと思います。技術評価なんていうのは、実効性まで含めた技術の評価なんていうのは、1人1人違うと思うんです。だれも、おまえのこの2点はけしからん、4点じゃないかということも言えない。4点を多過ぎる、2点じゃないかということも、どちらが正しいかもわかりません。だから、そういう忖度の可能性のあることといったら、僕は、総合評価のほうが忖度は高まってくると思う。可能性としてですよ。それが積み重なっていったときは、証拠立てられないけれども、不信が起こるということは間違いありません。総合評価のあり方というのはおかしいんじゃないかという、今でもかなりな不信が起こっています。だから、検証されて、常に変えられているんでしょうけれども、忖度に対して、もう一回だけ聞きますけれども、本当に指名制は忖度の度合いが高いと、今でも部長は思っているんですか。ほかにどういうことがありますか。入れられた、入れられなかったのほかに、どういうところで指名だと忖度が働きますか。総合評価での忖度の可能性を言われたら、もし言えと言われれば、時間があれば何ぼでもまだほかにありますよ。

○山田県土整備部長 今、総合評価のことをおっしゃいましたので、我々は、総合評価でな

るだけ恣意性の余地が残らないような取り組みをやってきております。まずは、試行要領を定めてやっているんですけれども、その中で落札者決定基準というのを定めておまして、これは公表しております。その評価基準の設定等に当たっては、学識経験を有する第三者に意見を聞いてきております。それから、入札公告時に評価項目あるいは評価基準を公表するとともに、技術提案等の審査に当たっては、出先機関、本庁内において多人数で多段階での評価を行っているということです。その際に、公正性を確保するために、企業名を伏せて、企業名がわからないような形でやっているというようなこと、開札後は、速やかに入札結果を応募者に公表いたしているというようなことでありまして、なるべく恣意性が入らないように、いろいろな工夫をして取り組んでいるというようなことでございます。

○坂口委員 それは工夫であって、現実的には入ります。業者名を伏せていても、例えば特別な大きいトンネルだの、大きい港湾だの、プロジェクトに近いようなものの工事は、参入できる可能性を持つ、入ってくる人たちは何者かなんです。その中で、その提案を見れば、それだけ経験を積まれた技術者だったら、大体これはどこの提案だろうとか、以前どこどこの工事現場における経験だからこれは実行できますなんていう説明をヒアリングでやるわけでしょう。どこということがわかるじゃないですか。そんな建前論じゃなくて、現実を言っている。現実には、過ぎた時点で不信が起こるということをやっているんです。

長くなりますけれども、とにかくそういう余地がいっぱい残る。こういうことをやります、ああいうことをやりますと言ったって、現に今

でも不信が出ているということと、言われたように何人で評価しようと、どの人がつけても、マークシートじゃないんです。これが本当に効果があるのかとか、この場合、オーバースペックも含めて、これはオーバースペックと判断すべきなのかすべきでないのかとか、その判断はまちまち違うんです。だから、そこに恣意性が残るし、不信感を買う余地が残るじゃないかということをやっている。どちらをやったほうがいいというんじゃないんです。判断をかたくなに拒まれるからです。

もう一つ言われているのが、指名だったら談合が起こるじゃないかと。今までの指名というのは、だれだれを指名しました、幾らの工事は何者ですということをや公表していたから、相談相手ができるからです。それを今言ったように、一定の基準以上の、この工事にはこういう点数でこういう部門で何点を確保した人だけを指名しよう、公表すまいとなったときは、あるときはそれが25者、30者になるかもわからないです。そこに本当に適切な工事をやれる人が指名対象とすれば、点数次第で、あるときは5～6者しか残らないかもわからないです。それを公表しないとされたときに、まず相手は何人いて、どこのだれかもわからないというのが一つあります。言われるように、全体で分け合うパイが足りないわけです。今回譲ったら、おれにいつくれるんだという約束ができない限り、談合というのは成立しない、そういう状況とかを見たときに、談合を排除できる指名、競争性を確保できる指名というのはあるんじゃないですか。指名制に戻したから90何%になるなんて思ったら、それは余りにも短絡的だし、甘いと思います。だれが指名されたかわからない仕組みをやれば、競争性は、落札率は余り変わらない

いと思います。

時間でとめるときはとめてください。——しかも、それで競争性も変わらない、落札率も変わらんなら、指名も一般も同じじゃないかと部長思われるかもわからん。ところが、総合評価となると、その点数を確保するために、過去こういう経験を持った技術者も雇用せんといかん、配置予定技術者も満点とれるのを何人持たないかんでしょう。今度は、提案する内容を履行するための設備とか、その他の投資もやらんといかん。物すごいコストがそこにはかかっているわけです。業者が今後気がついていくのは、一般競争入札になって、総合評価になって、最低制限価格を見直してもらって、去年の決算のときは落札率が何%で、それよりよかったのに、何でことしは赤字かということに決算したときに気がつくと思うんです。総合評価にこたえるためのかなりの投資を業者が求められている。それをやらなかったら競争に落ちていく。だけれども、またその総合評価の項目とか評価点が変わるから、せっかく投資したものが次の年度まで点数として生きられずに、また新たな投資が始まるというようなこと。

だから、今、自分らを守るための総合評価の試行期間で評価がえであったり、自分らを守るための一般競争入札であったりで、その中で、業界と相談されているといえ、少なくとも発注者と受注者の間であって、肝心の納税者が税金を納めていて、その税金をどう生かしているんだと、黒木委員のところでもどう雇用の場で県民の税金が生かされたんだとか、全体の産業の盛り上げのために建設産業を育成して、自分らの息子の雇用を安定させてもらったりするために、自分たちの税金がどう生かされるんだという、税がいかにか生かされているかという視点か

らの、今の改革の中でのそういう視点というのが全くないと思うんですけども、税は生かされるべきだと思います。そこらはどなんぐあいに検証されていますか。公共事業の建設業法の一番の目的の健全な企業の育成、それから公共投資の景気への貢献という景気対策、波及効果、ここらをどなんぐあいに入札制度改革の中で検証されているんですか。

○成合管理課長 坂口委員からの御指摘でございますけれども、入札制度改革につきましては、委員の御指摘のように、最終的には税の使い方、使われ方というのは私ども非常に重要な視点でございます、先ほどから御質問いただいております一般競争、指名競争入札の、先ほど申し上げましたように、いろんな課題、もちろん指名競争入札にもデメリットはございますけれども、一般競争入札の中にもいろんなデメリットがあるということでございます。ただ、坂口委員の御指摘のように、指名競争入札でそういった税の使われ方を考えたときに全部否定するのかというようなことであれば、そういったデメリット、恣意性の余地が残るとか、談合が行われにくい土壌にするとか、そういったものの方策があれば、いろいろ研究していくということもあり得ると思うんですけども、委員が先ほどからおっしゃっているのは、公募型の指名競争入札事前審査型とか、そういった手法もとられる可能性も国等においても研究されているようでございますので、そういったものも含めて研究していく必要があるかと思えます。

現段階で申し上げますと、先ほど申しましたように、19年3月の実施方針決定から基本的な考え方として、一般競争入札の導入という枠組みの中で、現在の発注者側のマンパワーの問題、あるいは現状の建設業界の実態等を踏まえ

まして、現行の総合評価方式の地域企業育成型を県独自でことし1月から導入したわけですが、いろいろありますが、地域に根差した建設業者が受注しやすい条件とか、そういった工夫を私どもとしてはしてまいったというふうには考えているところですが、委員の御意見も、先ほどからおっしゃるように、税金の使い方という視点も必要であるというふうには認識しているところでございます。

○坂口委員 例えば、地域企業育成型、これも結構なことです。これは地元にとっては苦肉の策です。それはそれで必要かも知れませんが、そうなったときに、まず総合評価は何だったのというところは、県も概要を出しているんですけども、競争が激化して低価格競争になったことによって、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されるようになった、だから、こういう方法を導入してやるんだということでの総合評価ですね。そんな中でまたいろんな弊害が出てきて、地元の人が取れるようにということで地域育成型、よその町は手が出せませんよ、1本だけですよということで、これはこれでいいと思うんです。地域の企業育成とか地域経済への貢献、否定するものじゃないんです。でも、もっともっと総合評価というのは技術の評価していったというのが比重の半分ぐらいないといけないと思うんです。そんな弊害が出てきた。職員の人手が足らん。だから確認書をつくってからも、提案はさせないんだ、既に点数つけられたものを1年間カードを切って、そのカードで技術は評価していったんだ、だからそこに提案型は消えていったわけです。金額も上げられた。それは本末転倒だと思うんです。むしろそういうところを評価し

て、いい業者に仕事を確保してもらおうんですよと始めたところで、職員不足が起こった、事前の審査はできない、そういう帳じり合わせのために簡素化していった、どんどん上げて、業者のほうは技術を提案したり、高度な技術を生かしたりするために体制を整えてきたものが、評価対象から外されていきました。

課長も勘違いされているかも知れませんが、せめて一部についても含めて指名競争の再度評価をすべきじゃないかというのは、大きい工事を言っているんです。小さい工事は総合評価でいろんな試行錯誤しながら、なるだけというけれども、大きい工事というものは、さっきも言いましたように、本当に技術力が生かされて、対象になる業者も少なく、事前にしっかり審査ができて、約束したことをはっきり責任持って履行できるというのが確認される、複雑な工種を幾つも組み合わせる、金額も多くて工期も雨季から乾季、暑い時期、寒い時期、雨の時期、いろんな自然条件と闘いながら品質を確保していくという、いろんな点からの相当高いものが求められるような工事に限っては、事前にしっかり審査していった、談合を排除できる条件で入札させて、せめてそこらももう一回試行できないかと。僕は、一律何ぼ以下の指名競争入札に付すというのは余り工夫がないと思っているんですけども、それらのところはもう見えてきたんじゃないかという気がするんです。

くどくなってしまうんですけども、受注調整というのは幾らもあると思うんですけども、今の地域企業育成型で、どの町にあれば点数を幾ら上げますよという、それも受注調整の一つの手法ですね。技術力とか過去の経験とか、いろいろありますけれども、過去何年間の間に企

業がこういう実績を持っていたか持っていないかというのも、これは受注調整、参加調整です。今、談合だの指名だのをあしきものとしてずっと説明を一貫してされてきているんですけども、その企業が有する過去10年間の経験という中の過去の8年間ぐらいはあしき談合時代に持った経験であり、実績なんです。そういう時代に力のある者がつけてきたものを今、競争時代だといって、その時代の点数とかそういうものを生かすということも、これはどうも理にかなっていないと思うんです。そういう時代は本当に談合があったり、そういうことがなされていたということを感じて疑わないなら、そういう時代に強かった人たちというのは談合の力を持っていた人たちがいろんな実績をつけてきているわけで、そのころの実績は評価してあげますよ、新たな時代に入ったんですよという、そういう矛盾点もある。

フランクに僕らがよかったなと思えるものは余り今の総合評価の中にはないような気がしてならないんです。本当に自信持ってやっておられるか。これは答えようがないでしょうけれども、この次の一つは答えてほしいんですけれども、例えば入札中止がどれぐらいあるかということ、全体じゃないんですけれども、新聞なりいろんなので出された、昨年度20年度分なんかを見ても、委託業務とか設計とか測量の業務では一般と指名とありますからですけれども、両方ある委託とか測量業務の中の11.6%ぐらいだったから、12%ぐらいが入札延期中止、12%ぐらい委託契約業務では起こっていると思うんです。その中での指名では2%ぐらいしか起こっていないと思います。工事になっては4%から5%ぐらい入札中止が起こっている。その理由というのは、ほとんどが設計ミスか、積算

ミスかです。こういうものが一般競争入札になって、そして予定価格も何も出なくなって、いろんな人がわっと来だした中でだれかが気がついて、何らかで質疑を上げてきて、これは間違えていたということに気づいているだけで、気づかないまま契約がなされているというものもたくさんあると思うんです。

今のは、2通り考えがあるんですけども、指名にすればそれがわかりやすいかということ、わかるかわからないか、どちらが確率が高いかわからんけれども、そういうことでありながら、一方では点数をつけたり、1点を競わせたりしながら、最低制限価格を1円でも割った人はまず失格なんですよと。最低制限価格も法律上の定義があるのに、それをランダムにして何ぼか上乘せして、実際は法律上の解釈では失格じゃない、それにさらにランダムかけるから、ここに来た人はそこから頭から外れる。そして、契約をしていっているけれども、指摘されたものをすると、予定価格とかいろんなものが、設計に漏れがあったとかが起こっているということで、決して完全なものをやっているんじゃないんです。物すごい危ういことをやってきているんです。こんなものを含めて、本当に納税者に説明できるような入札をやっているかということ、結論は、自分らを守るためだけだと思うんですけれども、入札の延期中止が起こっていることに対しての県土整備部長の考え方、これについてどういうぐあいに深刻に受け取られて、これにどう対応していくというのか、そのところをまず説明してください。

○山田県土整備部長 積算が原因で入札中止したのが、まず実績で申し上げますと、公共三部で申し上げますと、21年度、全発注件数が306件ございます。そのうち違算による入札中止が6

件というようなことで、20年度が全発注件数2,227件のうち22件、違算による入札中止ということがございました。発注者がみずから気づいたというのも、ほとんどが応札しようとしている業者のほうからの問い合わせとか、そういったことで判明したということでございまして、これにつきましては、やはり予定価格の適正化を図っていかないかんといいうふうに思っております。工事箇所の現地の十分な調査確認、現場条件等を十分に把握した上で、必要となる経費を設定積算するということが基本でございますので、こういった事例がゼロという形になっていないということは真摯に受けとめまして、今後とも、予定価格の積算の適正化については、職員の積算能力あるいは現場条件を的確に判断する技術力の向上、こういったことについて十分今後とも指導して、そういった向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 技術力を高めるとか高めないじゃなくて、積算ミスというのは、そんなレベルの間違いじゃないんです。仮設はどれをやるかという判断ミスぐらいとか、中には単純ミスで、何かというと、やっぱり精査不足、人手不足です。ほかのところにエネルギーを向けざるを得ない。そこに時間をかけることができない。それと、若い担当なりに対して周りが指導していくような時間的余力を持っていない。だから、指摘されるまでわからない。本当なら、そこで隣に聞いたり、現場に行って、仮設はこれが適当かどうかということをして……。ほぼ必要なものというのは、限りなく金抜き設計に近いようなものがコンサルから上がってくるわけです。そこで判断すべきものというのは限られると思うんです。だから、時間がかけられるかど

うかの違いでそういうミスが起こるのが一つ。

後は、時間がないからまたあしたにしますけれども、今度は見積もりに対しての単価の決め方、設計上の単価、その周知の仕方とか、まだまだ問題点はいっぱいあります。時間があれだったら、これはまたあしたやっています。

○宮原委員長 きょう、一応終わろうと思っっているんですが……。

○坂口委員 計画はあしたが県土整備部じゃなかったですか。予定表のとおりということで開会前には確認したですよ。だから、ゆっくりやっているんです。

○宮原委員長 時間まで行きますか。

○坂口委員 どっちにしても、あしたもやらせてもらうんです。ほかの人があれば先にやってもらって、時間はきっちり2日使わせてもらいます。

○宮原委員長 ほかの方ありますか。

ないようですから、どうぞ。

○坂口委員 あしたでいいです。30～40分じゃ終わらんとおもいます。

○宮原委員長 時間はまだありますから、きょうのうちやられる分はどうぞ。

○坂口委員 本当に技術力不足が原因でそういった積算ミスが起こっているのか、ほかにも気がつかないままにしているのがあるかないか、そのところはどうか考えられますか。

○岡田技術企画課長 予定価格については、その現場に適合した形で積算していくわけですが、積算能力というのは、やはり職場での研修、先輩から後輩へとか、係長が係員に、これまでの経験をもって指導していくというのが一番適しているわけですが、委員が御指摘のとおり、そのあたりが最近不足しているのではないかと、私どももその辺は認識しております。し

たがいまして、設計に当たっては、チェックリストなどを使いながら適正に設計する、また実際に精査に当たってもそのようにする、そしてまた入札後であれば、施工計画の中でもチェックリストに基づいてチェックしていくということを行っております。

ただ、そうはいつても、委員御指摘のとおり、積算間違い、積算漏れとかいうのもございます。これは、入札中止に至ったもの、そのまま契約に当たったものもあろうかと思うんです。契約に当たったものにつきましては、現場条件の変更ということで、設計に誤謬があったということであれば、実際に甲乙協議のもとで必要があれば設計変更で適切に対応して、決して請負に一方的に負担を強いてはならない、そのように思っております。

ただ、入札中止になったものがすべてが違算によるものではなくて、中には金抜きの表示の間違いとか、そういうのもございました。こういうようなことはあってはならないことですので、我々も細心の注意を払い、また間違いがあれば、どういうことで間違ったのかということとは情報を共有していかなければならないということで、発注機関へもそのあたりは徹底しているところでございます。

○坂口委員 それじゃだめだと思うんです。法令遵守、的確な施工を確保するということからなると、技術力が足りない、時間が足りなくなったら、それはしっかり確保することだと思うんです。担当者の技術力が足りないなんていったら、納税者側から見たときは、とてもじゃないけれども、納得できないことです。まして、技術提案なんかをさせた現場を担当していくわけでしょう。採用した内容はそこで履行を担保しなきゃだめなわけです。積算レベルで

の技術力が伴わない人が提案型の現場を担当して、それを確認しながら履行させるなんていうことは、常識的にはなかなか難しいと思うんです。今のやり方を進めていくということは、職員の技術力をしっかり高めることと、必要な職員の数、特に技術系の職員を確保するということが、ここらに対して部長、今の県の行財政改革の流れの中で可能なんですか。今のようなことの責任をしっかりと果たしていくという、法律の面からだけでもいいですよ。道義的なものは別として、法的にしっかりと自分らは責任果たせる、こちらは法的なミスは犯さない、そのかわり業者は絶対見逃さないという、今、コンプライアンス、見逃さないという姿勢の改革ですから、そこらは本当に片落ちにならないんですか。

○岡田技術企画課長 担当職員の技術力不足と総合評価という中でお答えさせていただくならば、昨年実施した総合評価の中で技術提案を求めたものが約5%でございます。これらの技術審査に当たりましては、先ほど部長のお答えの中にもありましたが、決して担当一人で評価するものではなくて、発注機関の中で、もちろん担当も入りますが、リーダー、工務課長を中心として発注機関でも審査いたします。そしてまた、本庁に上がりまして、事業課の補佐あるいは担当リーダー等で組織するワーキングで審査いたします。またさらに、部の技術審査会等でも技術提案については評価しておりまして、部長のお答えにもありましたように、多人数で多段階において審査しております。個々の担当の技術力が低下していること、私たちもこれは何とかしなければならないと思っているわけですが、現時点での総合評価に関しては、一人の意見ではなくて、多人数で審査することによっ

て例えばオーバースペックの問題等にもこれから対応しようと考えております。

提案については、私たちは決して過度な提案を求めているのではなくて、与えた課題に対して、工事を発注している場所、当該地域の地形、地質とか、また配慮すべき条件等を施工計画の中で配慮しているのか、また実際に提案されている内容が品質向上につながっているのかという観点で審査しているつもりなんですけど、私どもも総合評価を始めてまだ間がなかったということで、技術提案に対する審査について、特に過度な提案に対して、わきが甘かったのではないかというところも反省しております。ただ、これにつきましては、全国的にも課題となっておりますので、今年4月から国においては、過度な提案等については抑制する方策が打ち出されております。私どもも、8月からの公告に対しては、これこれに対する提案は評価しないというようなことを明確に打ち出して告示しているところでございます。

○坂口委員 それは評価の過程です。評価して採用したもの、とにかく点数を与えたものに対しては履行させる責任が出てくるんです。評価の過程は何ぼ人手かけてもかけるほどいい、かけるかけないは別として、いいですよ。落札した人に対して担当がそれを履行させきる、あるいは積算もできないような担当では判断できないんじゃないかということが一つ。

オーバースペックは、国のほうでも全国的にもと言われたけれども、本県が問題なのは、この概要ではわかっているんです。予定価格の範囲内で標準設計においてということでしょう。提案されたものをもう一度見直したときに、それで設計をやっていたら標準価格として予定価格が変わるのはアウトということは、最初この

概要でうたっているんです。ところが、それを入れてしまっただけで、しかも本県が問題なのは、最低制限価格を設定する制度でしょう。だから、その提案されたもので設計をしていったら、その人らはことごとく失格の価格で入札をした人たちと契約を結んでしまっていたということに行き着くから、一概にオーバースペックだけで片づけるべきじゃなくて、そこでは判断が2つに分かれると思うんです。高度技術提案型とか最低制限価格を設定していないとなれば、ちょっと幅があるかもわからないけれども、失格の業者になっていたということです。この提案を当たり前前に設計すれば、そういうものが過去あっていた。でも、これは反省してからやり直されるというんだから、これからだけでも、そういうことはこれから先だからここで問わないんですけども、問題は、設計をまともにできるだけの技術力を高めていない若い職員の人たちが現場を持って、そういったものを本当に履行されていることの担保確認ができるのかということ、その人たちが、さっき言ったように、審査とかいろんなことで内向きの仕事で、それで技術アップが図れないような状況で、本当に将来の県民のための土木行政を少なくとも技術の面でやっていけるのかなということです。ここらに対しての問題意識があるならば、行政改革の中でしっかりうたい込んで、解決していかないとだめじゃないんですかということを行っているわけなんです。今後はどうなんですか、土木事務所の再編計画等いろいろ組まれているけれども。

○児玉県土整備部次長 先ほどから委員からいろいろと問題点を指摘いただいているところなんですけど、私ども、入札・契約制度の改革につきましては、これまでずっと御説明してきま

したとおりに、公平性、透明性、そういったこともあって、一般競争の枠組みの中でこれまでずっと検討してきておりまして、その中で総合評価を活用することによってそれが達成できるんじゃないかということでこれまで検討してきました。

そういった中で、いろいろお話がありましたように、現場の職員が大変になっているというようなことも事実としてあるわけでありまして、私どもとしては、入札制度改革に伴って取り組まなくてはいけない業務について、技術職員一丸となって、もちろん事務職も含めてですが、職員一丸となってみんなで取り組まないかと。そういった中で、業務量が増大しておりますので、一つには、業務量を簡素化できないか、我々だけではなくて業者さんの負担も含めてであります。そういったことをやりながら、あるいは今後の課題としては、外部に委託できる部分がないか、総合評価の審査あるいは現場の監督のあり方、そういったことも含めた外部への委託、具体的には建設技術推進機構というのがありますが、そういったところも活用しながら、なるべく職員の負担を軽減するような方法も考えていかないかん、そういったいろんな取り組みをやりながら、あとは、組織としても、簡素で効率的な業務がやれるような組織にしていけないかんと思っておりますし、そういった意味で、出先の組織をどういう形にするのがいいか、そういったことも検討しています。そういった取り組みをやりながら、みんなそこで取り組んでうまく業務ができるように、さらにまた、課題としては、団塊世代が大量退職して新規採用がふえるという、若返るといふ課題もありますから、そういう人たちにいかに技術を伝承していくかというのも課題とし

てあります。そういったことをみんなで取り組みながら、全員を底上げして、みんなが効率よく仕事をすることによって課題を解決していきたいと考えておるわけです。

きょうもいろいろ御指摘いただきましたけれども、今の入札制度が今のままでいいのかどうか、そういったことも含めて、いろんな提案をいただきましたから、そういったことをまた、さっき管理課長も言いましたけれども、研究していきながら、よりよい制度に持っていきたいと考えておりますので、今後とも、いろんな御指導、御意見をちょうだいしたいと考えております。

○坂口委員 くどくなりますけれども、特別簡易型よっての簡素化とか、さっきも言いましたように、もともと総合評価型というのは品質確保から出てきたものですから、現在の企業の技術力というものが評価されないとおかしいんです。あそこで確認書を切るというのも簡易な工事ならなんですけれども、金額の多寡じゃなくて、金額は低くても、工事の複雑性、難易度とかで、少なくとも現在の技術とか提案力を評価する項目が必要です。そうすると、また事務量がふえる。それを簡素化するために金額を上げていくという、今のは逃げです。逃げの簡素化。

例えば、この企業が持っている技術点が過去の点数で80点とってましたとか、配置予定技術者も85点とってました、満点あげましようといったって、では、この企業が点数とれたのはこの技術者を持っていたからで、その職員は今いませんと。その職員がいなくて、その企業はその点数とれるかという保証はないわけです。逆に、この社員はあの会社で85点の点数を持っていたといったって、安全管理なんていう

のは幾ら会社が金をかけさせるかで、その社員を雇用してきたから、そこが85点とれる保証もないわけです。だけれども、簡素化していけば、そんなものは前処理しておいて、とんといくしかないというようなことで、本当に今のは試行中の試行で、トータル的になるほどと納得できる総合評価じゃないと思うんです。

そこらを今後どうやってやっていくのか。事務量がふえるから減らそうよの視点からやっていけば、求めるべき方向じゃなくて、ますますおかしな方向に行ってしまうはせんか。だから、納税者の視点というものを入れた三者の視点からというのが必要ということと、これはみんなに申しわけないんですけれども、さっき言ったような受注量の制限というものを、今後、本当にこんなものをやっていくのかどうか。そうなったとき、優良な企業を伸ばすということがどう制約されていくのか。建設業の今後の健全な発展のためからこのところを今後どう扱われていきますか。これはあくまでも試行をやっていって、ある時期が来たら検証されるというような気はあるんですか。

○岡田技術企画課長 委員の質問の中の最後の部分の受注制限のところについてお答えさせていただきます。8月の総合評価の見直しでは、総合評価の目的が品質確保にあるということで、品質確保するために適正な施工体制がとれる目安はということで、過去3年の受注状況、それをもって、手持ち工事というか、受注状況を評価することなんです。ちなみに、9月25日までの状況を申し上げたいと思います。土木一式工事で3年平均を超えたものが、土木一式、港湾工事以外で1者、特A級で1者、A級で3者、港湾工事においては特A級で3者という状況でございます。既に1を超

えた、過去3年の平均を超えた企業がこのぐらい出てきたんですが、では、特A級全体で見たとき、今の状況はどういう受注状況なのかと申しますと、特A級68者中まだ49者が受注していない状況にあります。これはパーセンテージでいいますと約70%に当たるわけです。公共事業のパイ全体が縮小していく中で、確かに委員がおっしゃるとおり、受注制限がこれから伸びていく企業の頭を押さえている感じもいたしますが、現在の公共事業のパイの大きさというか、縮減する中では、まだ受注していない企業が7割もいるところでやはりこういうことも必要なのかと。これらは、総合評価の見直しを行う中で、関係団体とも意見を交換する中、特定の企業がひとり勝ちするということに対するストレスと申しますか、そのあたりに対する配慮を求められまして、私ども今年度から、これも試行ということなんですが、受注状況を評価項目としたといういきさつがございます。

○児玉県土整備部次長 総合評価は、先ほど申しましたが、今の制度で万全、盤石だと思っていまないので、あくまでも試行ということで今は取り組んでおります。この試行というのは、なれるための試行じゃなくて、試すための試行でありますので、当然やってみてダメならまた見直すとか、そういったことを含めて考えておりまして、よりよい制度になるように試行と、試行した結果の検証、必要な見直し、いつまでも試行がいいかというのは別問題としまして、今の段階ではそういうことで考えております。

○坂口委員 総合評価と一般競争入札ということ自体が技術力や競争力のあるところのひとり勝ちにつなげる方法で、それはわかっている導入したと思うんです。今ごろになって、これはえらいことが起こった、とれんところがあるわ

たとえば、指名ではそれらを、会社の体制とか、トータル的に見てやってきていたわけです。こんなことじゃこの企業は一回も仲間に入れんで受注もさせんようなことじゃいかんわとか、そういった全体を見て——だから、一概に指名をやるべきだというんじゃないんですよ。もう一回検証の中で、指名の持っていたいい点は何だったのと。今、試行から試行を繰り返して、着陸地を持たないような試行というので業者を振り回している現実はどうなのか。本当に品質の確保が大切な時代に、約束だけはしたけれども、出向いて行って、そういった施工を確認する時間が少なくなってきたことの責任は将来どう出てくるんだろうか。今の利用者と将来の利用者の品質の確保ということであつた総合評価の理念というのは、我々、実行できているのか。

さっき言ったように、過大な競争が労働者や下請業者にしわ寄せが行くことを防ぐために総合評価を導入したんだというけれども、この前の本会議での工事原価の定義とか、民民の取引でも建設業法はかぶるのに、工事原価も出せないようなことで、そういった不的確なものとはとか、少なくとも建設業法関連では、積算体系の中では直接工事費と共通仮設費と現場管理費、それを全部見たものが工事原価となっています。これ以外に原価というものを定義づける言葉はなかなかない。これをやってみて苦情が出たわとかじゃなくて、そういったものをトータル的にやっていくのが試行だと思うんです。そんなものをやってみて、2年もやったんですから、これだけ苦情が出て、また違うことの方を変えたけれども、また苦情が出たというふうなもの、従来やっていた指名競争入札で競争せずに談合があつたというのが限りな

く疑われるが、それは90何%まで受注できていた、パイがいっぱいあった時代に、8者、10者の公表をやりながらの指名だったというものをトータル的に考えて、もう一回それを真っ白い頭で、だれのための改革なのかとなったとき、県民のため、納税者、利活用者のための改革で、自分らを守る、自分らが県民から疑われたり、いろんなことから身を守るための改革では、また将来後悔しますよということを言っているわけです。一遍、せめて頭を白に戻されませんか。どちらがよかったかということは今後大きい中で検証されていくという、その必要性を感じられないですか。よそでもあれだけ見直しをやってきているのに、指名と一般競争入札、頭から検討する考えがないというのはおかしいと思います。それでなかったら、今の指名はこうやって悪いんだ、一般はこうだからいいんだという納得いく説明がここで欲しいです。答えられないんですか。それが答えられないのは、どうもわからんから答えないのか、そんなことやる気がないというので答えないのか、せめてその区別ぐらいは言ってほしいです。そんなものは頭がないということなのか。

○山田県土整備部長 指名競争を頭から否定するつもりはないんです。指名競争のよさもあるわけです。ただ、18年の一連の事件を契機に、県民の信頼回復するために、制度改革の実施方針というのを定めて、その中で一般競争の枠組みでという、そういう方針のもとに今まで来ているわけです。その中で、単なる価格競争のみでは問題があるということで、総合評価を中心として、いろんな試行を繰り返してきています。おっしゃるとおり、完全なものがまだできていないわけです。試行錯誤を繰り返しているというのが現状だと思っています。我々も、こ

れが100点満点とは、さらさら思っていないので、いろんな事務の負担も出てきているし、オーバースペックの問題とか、いろんな問題をその都度一生懸命、改善、見直しをしながらやってきておりました、頭の中では指名競争を全く否定するものではないと思っています。一般競争のメリット・デメリット、指名競争のメリット・デメリット、こういったものを頭の中では思いながら、例えば福島県は指名競争を試行しておりますけれども、結果的には指名競争は断念したということなんですけれども、そういった情報を我々もとりながら、このままで本当にいいのかという、そういった気持ちはやはり持っておるところでございます。

○坂口委員 福島県がどういう試行をやって、なぜ断念したんですか。

○成合管理課長 福島県は、19年ですか、本県と同じような事件が起こりまして、昨年度だったと思いますけれども、250万以上、全面導入、一般競争にしたわけです。いろんな課題があるということで、記憶によれば、1,000万未満の工事について指名競争入札の試行をしてみたということでございます。その結果、期待していたメリットが余り得られなかったと。小規模公共事業のほうをやられたんですけれども、指名競争をやることによって、公告から契約までの入札事務の軽減、短縮、そういうねらいもあったようなんですが、結果的に、指名競争入札の指名をする場合のシステムを、本県で言えば県土整備部のようなところじゃなくて、別の出納事務局とか、そういう部署に持っていきまして、そことの調整に逆に時間がかかったとか、あるいは落札率も一般競争入札と比較して変化がなかったとか、その辺のメリット・デメリットを整理された上で、試行されたんですけれど

も、現在は全面導入というような形にされております。

○坂口委員 あそこは本県と違っていたわけです。一般競争入札に持っていったときに、総合評価の事務手続の増大とか、入札・契約での増大、総合評価を入れない部分との比較だったわけです。事務量が変わらなかったというけれども、指名でも一般でも、やることが一緒だから変わるわけがないんです。そこを変えなかったわけですから。そして、さっき言われたように、競争性は確保できたわけじゃないですか。落札率は変わらなかった。それに、完成検査の点数も、指名に戻したけれども、変わらなかったというけれども、完成検査のときの点数というのは、あくまでも見かけの点数で、絶対的なものじゃないんです。今後使っていくって初めて何ぼのものであって、工事、工作物というのは絶対的なものじゃないから、担当がつければ、ほぼ同じような点数が、指名でやろうと一般でやろうと、出るんです。福島県のは、検証した結果、何も変わらなかったというけれども、変わらないのが当たり前です。セットでの一般競争入札でなくて、入札の方法を一般競争入札にしていただけだから、変わるわけがないんです。

それを参考に本県がその検証をしないというんだったら、余りにも短絡的で、本県の場合は確実に事務量は肥大化してきているわけですから、そして、予期せぬような工事も起こっているわけです。点数は高い点数くれたけれども、後で弊害が出た。どこかに原因があるわけです。委員会でも見たけど未満災、工事過程での沈下、そういうことが起こり得るということになってきているという現実を見ながらやられていくべきだと思います。

その前にもう一つ、これらはぜひ整理しても

らいたいから、こういった委員会の場でぴしゃっと記録を残しておきたいんですけども、さっきのように、1円を争うようなとか、オーバースペックについても検討を要しないと微妙になってきているとかいう中で、例えば離岸堤の沈下はさっき言ったんですけども、85点もくれたのが未満災にかかるということになってしまった。今度あれを修理しようとしたときに、またあの後の波で、とうとう消波ブロックが何個かこっちに落ちていますね。恐らく復旧工事のときは、つってあそこに乗っけることになると思うんですけども、あれなんかも、県のやり方での歩掛かりというのは、標準歩掛かりで見ていくわけです。ところが、実際あそこにクレーンを持って行ってあれをつろうとしたら、まずこれを固定しておいて、下を掘って、下に穴をかけて潜らせないと、玉掛けはできないんです。そんなことで、かなりの金がかかるはずのものを通常の歩掛かりでやって、それで入札させて競わせるわけです。これは、適正な設計のあり方という考え方の基本に戻ってやったときは、失格価格で恐らくまたやらせることになるし、赤字を出させることになると思うんです。だから、発注者側はそんないかげんなことをやっているんです。受注者には一つたりとも許さないという姿勢で、決してこれは好ましいことじゃないし、やるべきことじゃないということです。

長くなり過ぎるといけないから、歩掛かりのこととか、後はまた通常の活動の中でやっていきますけれども、部長、僕は、出先機関の職員の人に電話していろいろ聞いたんです。「あなたたちは、一般競争入札というのは正しいことをやりよると思うか、間違っていると思うか」と。ことごとく「間違っています。いかんです

よ、このやり方は」と言いますよ。部長に、僕はこの前、聞くように言ってくださいということを経理を通して言ったんですけども、出先の長、課長、主幹とかに聞いてみらんですか。

「このやり方はいかんですよ」と言うですよ。知っている若い人に聞いたけれども、「このやり方はたまらんですわ」と言います。事務量はふえたけれども、全部内向きの仕事です。自分らのための仕事。県民サービスじゃないし、技術の向上につながらん。「我々は技術屋で入ってきて、それで苦勞するのは構わん」と言います。「こんなつまらんやり方は間違っていますよ」と言います。でも、その結果、県民に何か利益がもたらされるならいいけれども、少なくとも出先機関の発注に実際携わって現場を管理している人たちが、僕の聞いた範囲で全部じゃないですが、対面だから、ある程度それこそ忝意が入ったのかもわからんけれども、「間違っている」とことごとく言ったということはどうとらえるか。部長としては、自分の部下の人たちが、我々は県民のために正しい改革をやっている、この方法は譲っちゃだめだ、間違っていないと自信を持ってやられているのか、そこらを把握されていないのか。把握されているとすれば、間違ったことをやっているという部下が思いながら、仕方がないからということについてきているという、僕のような把握をされているのか、これだけははっきり聞かせていただきたいと思えます。

○山田県土整備部長 特に、総合評価の見直しに当たりましては、所長会、工務課長会、そういった会議等を通じて、各発注機関の現状等についての意見聴取等を行っております。また、担当技術職員の業務負担につきましては、意識調査を実施しておりまして、技術提案などの審

査を行う職員の業務負担が増加しているということで、そういった状況については十分認識いたしております。そういった中で、やはりいろんな改善工夫をしていかないかんというようなことをごさいますして、総合評価方式における審査確認書の発行とか、そういった事務処理の簡素効率化を今後とも図っていく必要があるかというふうに思っております。技術職員が現場管理業務に専念できる、自分の現場は自分がきちっと把握できるような、限られた人材ではございますけれども、そういった体制の簡素効率化、その辺を今後とも図っていかないかんと思っております。土木事務所再編は御理解いただけなかったわけでございますけれども、それは我々も真摯に受けとめております。今後、その辺をどうしていくか、これを真剣に我々も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○宮原委員長 ここで委員の皆さんにお諮りいたします。質疑が続いておりますが、残りの質疑については明日29日午前10時から行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議ないようですので、あす10時の再開といたします。

本日の委員会の日程は終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時8分散会

平成21年 9月29日（火曜日）

午前10時13分再開

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	西村 賢
委員	星原 透
委員	野辺 修光
委員	黒木 正一
委員	太田 清海
委員	井上 紀代子
委員	徳重 忠夫
委員	坂口 博美

欠席委員（なし）

委員外議員（3人）

議員	米良 政美
議員	横田 照夫
議員	外山 衛

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	山田 康夫
県土整備部次長 （総括）	岡村 巖
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	児玉 宏紀
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	藤原 憲一
高速道対策局長	渡辺 学
管理課長	成合 修
用地対策課長	服部 芳邦
部参事兼技術企画課長	岡田 健了
部参事兼工事検査課長	富高 康夫
道路建設課長	濱田 良和
道路保全課長	大寺 重樹

河川課長	大田原 宣治
ダム対策監	小嶋 雄一郎
砂防課長	平田 一善
港湾課長	野田 和彦
空港・ポート セールス対策監	前田 安徳
都市計画課長	黒田 博司
公園下水道課長	東 康雄
建築住宅課長	佐藤 徳一
営繕課長	川崎 俊一郎
施設保全対策監	上門 豊生
高速道対策局次長	河野 俊春

事務局職員出席者

議事課主査	前田 陽一
議事課主任主事	吉田 拓郎

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案、報告事項及びその他の報告事項の質疑については、昨日の委員会にて質疑をお受けいたしましたので、本日は、その他についての質疑をお受けいたしたいと思います。何かございませんか。

○星原委員 きょうからの入札の改革の問題なんですけれども、いろいろ皆さん方とのやりとりを聞く中で、業界の方々の意見も少し聞こうということで、きょうちょっと聞いたので、その辺の話も先に入れさせてもらいたいなというふうに思うんです。まず、地域の協会の話としては、今回の問題がこういう形に来たのは、業界のほうじゃなくて、あれは官製談合だったんじゃないかと。電子入札とか、いろんなことに移行していこうという話が出ている中で、知事がかわって、急激に250万以上は一般競争入札に

ぼんと来られた。業界のほうは準備期間ができないうちにそういう形になって、実際スタートして、スタートしたのはいいんですが、皆さん方、いろいろ試行しながらとよく言われるんだけど、試行しているうちに我々はもうつぶれていくんだ、だから、そういうことを本当に考えてもらわんと困ると。ついこの1カ月以内に仲間の1人が自殺もしたという話まで出るんです。これからだって、そういう可能性はある、そういう話です。

我々も今までいけない部分もあったのかなと思うのは、マスコミなんかにか書かれると、公平公正という形で、要するに、低ければそれが公平みたいな感じで伝わっているんですが、実は労務費一つとっても、一番高い11～12年前は1万9,000円ぐらい見てもらっていた。それが今は1万1,000円前後、6割ぐらいになってしまっている。そうなるくと、経費にしても、仮設やいろんな問題にしても、全体が下がっているわけです。その中での数字になっているんで、仕事を仮にとっても、いいところは全然ないと。社員数が多いところは固定経費なんかでも何千万円も年間必要なのに、いつとれるかわからない中で雇用も守れない、そういう部分もあるというわけです。そういうことをきちっと想定されてやられているんだらうかと。いろいろ御苦勞はいただいて、いろんなことをやられているけれども、現実の一つも業界にとってはいい面がないと。最終的な話として、一般競争もだけど、このまま、こういう形で続いたら、あと1～2年しかもたないだろうと。一方で、災害とか、いろんなことが起きたときには、本当に皆さん方は県民を守るのか、守ってくれるのか、その辺まで本当に考えて、真剣に取り組んでいらっしゃるか、そういう話が出てくる

んです。

地域の中でも、3分の1ぐらい、やめたり、廃業になっている状況の中で、協会の運営も今後は守れない状況、そういうこと等が出る中で、業界も守れ、県民も守れ、全体的に流れがいい方向に行くには、試行という形できのうも出たんですけれども、試行がいつまでかかるかわからん間で、さっきも言いましたが、もうもたない、つぶれるんですよと、真剣にそういう発言されると、我々もこのことについてお互いに知恵を出して、方向をきちっとして、最終的には、皆さん方に幾ら言ってもあれかもしれませんが、やはりこれは、知事が250万以上は一般競争入札とぼんとうたって、それに皆さん方は合わせてきたような気もするわけです。そうすると、知事が政治的にどう判断するかというもあるだろうと。今回、代表質問や一般質問の中でも、知事から、業界の皆さん方と会って話しながら進めていくような答弁も出たわけですが、そういう形で知事を交えて、皆さん方と業界の役員やいろんな方と、どうしていったらいいかということあたりが真剣に話し合いがされているものなんですか、されたことがあるんですか、まず、その点を1点、先にお聞きしたいんです。

○成合管理課長 業界との意見交換でございますけれども、昨日からの各委員からの御指摘もありましたように、建設産業は極めて厳しい経営環境に直面していると。一つには、一般競争の拡大による競争性の高まり、もう一点は、建設投資の官民を含めて大幅な減少、さらに景気の悪化等々ございまして、非常に厳しい経営環境に直面しているというのは認識しているところでございます。

委員の御指摘のように、19年3月から急激な

改革ということで始めまして、基本的には、一般競争の枠の中でというのが実施方針で決定された事項でございまして、我々としては、その枠の中で、一般競争の中でも総合評価を改善していくというような方向性でずっとやっておりまして、御質問の業界との意見交換につきましては、私、4月から管理課長になりまして、現在までに、1カ月に1回とは言いませんけれども、総合評価の項目の見直し、あるいはその他のいろんな技術的な事項を含めて、3回ほど県の協会と意見交換を実施している状況でございます。そのほかいろいろ、協会のほうにも出向きまして、事務局あるいは理事さんとお話をするという機会は設けさせていただいているところでございます。

○星原委員 管理課長は、4月からこっちで3回ほどそういう形で協会の人たちと話しているということなのですが、では、知事が入ったの会というのはやったことがあるんでしょうか、知事が就任して以来。

○岡田技術企画課長 ことしの1月から、小規模工事を念頭にいたしまして、地域企業育成型を導入したところでありますが、地域企業育成型の総合評価導入に当たりましては、知事に、総合評価はこういう仕組みですと、限りなく指名競争入札に近い形で一般競争入札の中の総合評価ということで、評価項目をシンプルにし、地域の建設業者を適切に評価する、こういうシステムを試行したいと説明して、知事からも、これは一つの方策だねということを受けております。それから、昨年8月の中旬に行われたと思いますが、決起大会がございました。その前に私ども、現在置かれている状況、入札制度改革全般について、知事との意見交換をしたところでございます。

○星原委員 皆さん方がいろいろ改革をされながら、知事にもこういうことでやりますという報告をされる。知事は、それでやればというような感じで、流されてきているのかなと思うんです。我々が聞いている業界の特AからDクラスまで、いろんなクラスでも意見が違うんですが、そういう話が知事の耳元に正しく伝わっていて、それで今みたいな形で進めている、知事はちゃんと理解をされていて、今の流れになっているのか。知事に、業界の今のありよう、今の状況が本当に正しく伝わっているのかどうか、その辺があるんですが、皆さん方はそういうことを正確にお伝えになっているというふうにとっていいんですか。

○岡田技術企画課長 私どもが制度を変えるための説明だけではなくて、知事自身も、いろんな折につけて疑問に思われることがあれば、私どもに、これこれについて聞きたいということでありまして、知事のところには説明によく上がっているところでございます。

○星原委員 皆さん方は、いろいろ情報収集して、こういう形でやりたい、こうですと。知事も、それならいいと、そういう相互理解のもとに進まれているというふうに仮に受け取りますね。私から見ると、九州管内、きのうも出たように、一般競争で250万以上は佐賀県うちだけで、ほかは3,000万、4,000万、5,000万以下が指名でやっていますね。そういう状況やらすべて把握して、景気が悪い中で本当に業界を守り——地域の経済に与えている影響というのは、どこの商店街、小さい商店街もかなり疲弊してきているんです。落札率の低さとか、仕事量が少なくなっていることは、かなり影響があると思うんです。そういうことまですべてトータルで物事を判断されながら行われているかど

うか、まだ理解できない部分があるんですが、そのあたりまで知事には全部伝わっていると受け取っていいんですか。

○成合管理課長 今、技術企画課長がお答えしましたとおり、いろんな機会において知事のほうから御質問があったり、今の現状を聞かれたりする場合に、私たちが報告に行く機会が多々ございます。そういった中で、御質問にありましたような全国の一般競争の導入の状況、そういったデータ等を聞かれる場合もございまして、今、建設業界の置かれている現状、そういったものの御質問を受けたこともございまして。委員の御趣旨のとおり、今後とも、知事あるいは総務部のほうとも、いろんな情報、私たちの知り得るデータを細かくお伝えしていくことに努める必要があるかというふうに考えております。

○星原委員 出た話の中で、先ほど言いましたように、この10年ぐらいの間に労務費が随分安くなってきているわけです。そういうことについての協議なり、国なら国、国交省あたりに、労務費が下がり過ぎじゃないか、これではやっていけないとか、そういうような部内での話し合い、あるいは国交省あたりに向けてそういう話というものはしたことがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○成合管理課長 例えば、労務費のお話でございますけれども、労務単価がかなり下がってきているというようなデータもございます。そういったものについては、例えば議会での御質問、あるいは議員さんからデータが求められるとかいったケースもございまして、そういった機会をとらまえて、いろいろ部内で協議し、あるいは場合によっては知事のほうにお伝えするというようなことも、機会があればやっており

ます。

○岡田技術企画課長 労務単価につきましては毎年11月に国と県で、実際支払われた労務について企業に対して調査を行っておりまして、労務単価は、その地方地方の単価として国が決定しております。10年前に比べますと、随分低下しております。その分、確かに企業としての余裕がなくなったという話は伺っておりますが、今の状況というのは、デフレスパイラルの状況だと思っております。落札率が低くなる、労務単価をどうしても惜しまなければならない、ということが調査に反映されて、労務単価が低下してきたんだと思いますが、情報によりますと、国では、その調査の仕方を若干変えて、デフレスパイラルに陥らないような工夫をされるという話も伺っております。

○星原委員 最後にもう一点だけ。知事がかわって、マスコミあたりが取り上げることで、どうしてもその辺が大きく前面に出ているせいもあるのかなというふうに思っております。今言う労務費が下がって、10年前あたりはこうだとか、こういうふうに変わってきている。今こうやっていることを見ると、厳しいから最低制限に近いすれすれでしか勝負ができないような形、これは競争だからしょうがないんですけども、そうなっている。それで果たして企業が、会社が、社員まで養って、家族まで養って、とっている数字で守っていける、企業として成り立っていける、そういうふうに皆さん方が思っているのかどうかなんです。

私から見ると、100%で組むというのは、その予算の範囲であれば、100を超えなければ、積算されて、我々も出されたものを通していただけますから、それは別に構わないと私は思うんです。それがぎりぎりですべていって企業が本当

に成り立っているのか。皆さん方は、いい企業を残す、いい企業を守ると言うけれども、業界の人たちからすれば、いい企業も今はどうしようもないんだ、現実には会社を守るところまでいけないんだという話なんです。

実際に、10年前ぐらいの時代の数字と変わってきているあたりを県民にも一方では理解してもらわんと、昔の業界がいい時代の、要するに粗で3割も幾らもあった時代の感じで多分いろいろ思って、それぐらいでとってても十分やっっていけるんだ、そういうとらえ方をしているんじゃないかなという気もするんです。ですから、今の実勢というか、実態はこうだということあたりが伝わって、県民にも理解もらわんといかんのかなと、私はそういう思いも話を聞きながらしているんです。そういうことあたりも今後やっていかないと、本当に業界の人たちがどんどん地域からいなくなって行って、一方では、景気雇用あるいは企業誘致だとか言われているけれども、果たしてそういうことで地域を守り——特に中山間地域なんかは、業者もその地域にいないと、災害等が起きたときは何も動けんわけですから、そういうことを考えてトータルでどうしていくかということを見ないと。仕事量が少なくなってきた。2,200億ぐらいあったものが1,000億前後、半分になってきている。その中で落札率も下がっていくような形の中では、生きていけんだろうと思うんです。企業のところでいろいろと皆さん方が考えられて最善の方法は出されている、努力はしているというふうに思うんですけれども、現実はその効果が出ていない以上は、あるいは1～2年ももたないと言われているような状況に陥っている以上は、本当の意味の効果が出ているのかどうか、その辺にちょっと疑問を感じる

んです。私は、そういう思いであります。後はまたいろいろ出た後に。

○井上委員 星原委員のに関連してなんですけれども、私も議場で何度もこの問題を取り上げたことがあるんですが、必ず言われたのが、業者数が多過ぎる、宮崎県には業者が多過ぎる、だから適正な業者というか、適正な数というか、そういう数までというような答弁をいただいたんですけれども、宮崎県で業界として適正な数というのはどのくらいの数を言われているのか、そこは教えていただきたい。

○成合管理課長 宮崎県内の建設業の許可業者数でございますけれども、各年度によって増減がございますが、現在、5,250業者ほどが許可業者でございます。ピーク時は平成11年でございまして、6,450ほどの業者がございまして、かなりの減少、2割程度、18.5%の減少ということでございます。全国のピークも、平成11年がピークでございまして、全国で60万業者おりましたが、平成20年に51万業者ということで、15%強の削減率というようなことになっております。

井上委員から、県内でどのくらいの業者が適切なのかという御質問でございまして、これはなかなか難しい問題だと考えております。建設投資額が、官民合わせまして、ピーク時からすると相当減ってきております。そういった中で、適正な許可業者数というのは非常に難しい問題でございまして、1者当たりの請負額というのが、ピーク時からするとかなり減ってきているだろうということでございますけれども、では、どのぐらいが適正なのかということにつきましては、発注機関として数字を算出するというのはなかなか困難であろうかと考えております。

○井上委員 私たちには現実にそうやって答弁していらっしゃるわけです。それは受けとめておいていただきたい。結局、淘汰するためには、業種を別の業種にするとか、農商工連携も含めてそうだけれども、業種がえをしてもらうだとか、そういう誘導策というのを現実にとってきたですね。それと、今回の問題で淘汰されていけばというふうに考えているのかなと逆に思うわけです。倒産は見込んだ上でこれを行っているというふうに考えていいのかどうか、そこはどうなんですか。

○成合管理課長 県のほうで新分野進出への支援ということで、あくまでも建設業に軸足を置いた経営という中で、例えば農業分野、林業分野、福祉分野、そういったところに進出される企業さんに初期投資額の助成を行ったり、あるいは商工と連携しまして、経営相談、経営コンサル、そういったアドバイザーを委嘱しまして、経営相談に当たったりとか、金融面、いろいろ取り決めをしております。

それともう一つは、先ほど申し上げたように、建設産業が全国的に、本県も厳しい状況にあるというのは認識しておりまして、例えば今議会でも、125億の公共事業予算、追加補正をお願いしているところですが、公共予算の追加あるいは早期発注にも努めているところでございます。そういったもろもろの総合的な支援の中で、非常に厳しい建設業へのきめ細かい支援に努めているところでございます。

○井上委員 先ほどから何度もあるように、宮崎は業界的には人数も多くて、そして小さい業者もすごく多くて、その中でやってきているというのは、皆さんがよく御存じのとおりです。今回、知事は、マニフェストで入札制度の改革というのを出されたわけだけれども、改革のシ

ステムというのは、県土整備部が、こんなふうにしたほうがいいですよと提案をしないと、あそこまで細かく知事はおわかりにならないと思うんだけど、あの素案は県土整備部がつくった案ですよ。どうなんですか、そこは。

○成合管理課長 19年の3月に、県の入札改革の実施方針を定めておりますけれども、もちろん、県土整備部のほうの考え方、それと当時は総務部の行政経営課の意見等も酌み入れながら、公共三部ございますので、農政水産部、環境森林部のほうも、全庁的な協議をしまして、例えば行革懇談会等にもお諮りしたりとか、県議会のほうにも御説明したりとか、あるいは県民の皆さんにパブリックコメントをとったりとか、そういったことで最終的に全庁的な協議の場をつくりまして、決定されたというふうに聞いております。

○井上委員 入札制度改革のシステムづくりをしていくときには、今の宮崎の業者数がある程度淘汰しないといかんという大前提のもとに、そしてまた、あのような事件があった後なのということもあったと思うんですけれども、どっちかというとならぬと官と官の事件だったわけです。結局そのことによってそういうシステムをつくっていくときに、予想できるじゃないですか。こうするとこんなふうに業者が倒産するだろうとか、この人たちはこうするだろうと、その予測というのはきちんとつけられて、入札制度の改革というのは、県土整備部は現実に仕事をするとところだけれども、公共三部全部ともそういう意見で集約ができたということですか。

○成合管理課長 当時、入札制度の改革を行う際に、もちろん18年の事件を契機に、全国の流れの中で、全国知事会の方向性、それから県

独自の考え方、さまざまな考え方をもちまして今回の導入が図られたわけでございますけれども、当時、建設業者の、委員のおっしゃるような淘汰というような考え方は恐らくなかったのではないかというふうに考えております。

○井上委員 圧倒的に客観的な情勢によって今の状況がと。星原委員が何度かおっしゃった業界が今抱えている問題と、県土整備部が思っている業界の認識というのは、一致はしていないということですかね。先ほど聞いていると、一致しているかのごとく議論されたけれども、現実には、星原委員が言われた業界の声というのは、そういう形では県土整備部には伝わっていない、そして業界のありようというのは県土整備部になかなか伝わっていなかったということなんですか。

○成合管理課長 19年3月に決めまして、20年1月から一般競争の全面導入を図ったわけでございますけれども、実施方針には工程等も含めて決定されておまして、それ以後、先ほどからお話ししていますように、入札改革後、建設産業の状況等を見まして、あるいは先ほど私が言いましたように、いろんな意見交換をしながら、基本的には、一般競争の枠の中でございまして、業界等と意見交換をいたしまして、例えば最低制限価格の引き上げ、あるいは地域企業育成型の導入、そういったいろんな改善、見直しによりまして、その辺は業界の意見等が反映されているのではないかというふうに考えております。

○井上委員 部長にちょっとお聞きしたいんですけども、きのうも坂口委員の方から激しく意見が出ましたが、県土整備部としては、公共三部あるので、県土整備部だけで云々ということはないかもしれませんが、これほど入札制度

改革の意見が県議会と合わないということについては、どういう認識なんですか。今後、入札制度改革について県土整備部はどうしたい、試行をずっと続けるだけで後は何も考えていないのか、出口はどんなものなのか、どんなふうに考えておられるのか、そこを聞かせていただきたい。

○山田県土整備部長 入札制度改革に対する姿勢でありますけれども、やはり一連の事件を契機に、あれほどいろんな県民の批判を受けて、県政への信頼を失墜したというようなことの中で、これはやはり何とかすべきだということから、そういった県民の信頼回復のために、公正・透明で競争性の高い制度の確立を求めて取り組んできたわけでありまして、その中では、指名競争、原則廃止して、一般競争の枠組みの中で制度の構築を図っていくということでございまして、さらに品確法等で言われておりますように、単なる価格競争のみでなくて、それ以外の要素も十分配慮した上で、価格と品質にすぐれた、そういった入札方式が求められておったわけですが、総合評価落札方式をメインに、幅広くまた意見も伺いながら、検証し、必要な見直しも行ってきたということでございまして。我々としては、入札制度改革の中で、建設産業の非常に厳しい経営環境状況というのも十分認識をし、建設産業育成につきましても、なるだけ両立を図っていくという思い、そして県民の皆さんに対しましては、いいものを提供していくという品質の確保、我々としてはそういった課題があるわけございまして、その中で、いろいろ工夫、見直し、検証を図ってきたということでございまして。建設業界が依然として厳しい、これは、制度改革もあると思えますし、公共投資そのものが一時期としますと半減

している、非常に厳しい状況、そして昨年来の世界的な景気の急速な悪化、そういう状況が起きておりまして、非常に業界が逼迫しているというふうに受け取っております。

そういった中で、今まで業界の皆さんともいろんな意見を交換いたしまして、そして今まで要望書もいただいております。昨年は、特に最低制限価格の引き上げ、地域企業育成型の拡大、そういった御要望もいただいて、そういったことを十分踏まえながら、4月には最低制限価格の引き上げ、地域企業育成型、2,000万未満を3,000万未満に拡大、これも業界の皆さんから一定の評価をいただいているところがございますけれども、そういった形で総合評価等につきましては試行を重ねながら、必要な見直しをタイムリーにやっていくという思いで今までやってまいりました。また、評価項目の見直しとか、いろいろ対策を打っておりますので、今後の状況を我々もしっかり把握しながら、今後どうするかということをきちんと検証し、また対応策を打ってまいりたいというふうに思っているところがございます。

○坂口委員 関連して、技術企画課長が労務費に関して、国のほうも調査のあり方云々という説明があったですね。これについては、なぜ労務費が下がるかという、調査をすれば、下がるのは当然なんです。その対象の中に、1次下請、2次下請が入っている。積算のあり方というのは、一般管理費まで含めたもので積算している。逆に言ったら、経営者は、労務費を、単価の中にあるのを丸ごとすべて渡せないという宿命があります。その中で今度は、労務者しか持たない、一般管理費を食わないようなところで物価調査会が調査対象にしている。県も、そこらの単価までそこに報告を上げているとい

うことで、競争があれば下がるということは当然ですよ。

だから、県にも責任があると思うんです。国が決めてしまうんだと言われるけれども、調査のあり方が、やはりこれは妥当性がないということを県が判断されて、そういった調査ではこういうものが問題があるということを言わないと、そこには県も意見が具申できるようなシステムになっていますし、公契連からも物が言えるようなシステムになっていて、労務費に関してだけじゃなくて、2次製品からすべてそうですよ。2次製品なんかは、経費を含んだ製品としての積算でしょう。そこに経費は、今度はパテントなり持っていて、今のはもう限りなくそのメーカー指定に近いような県の設計じゃないですか。機能表示じゃなくて、製品表示に限りなく近いじゃないですか。詰めていったら、例えば消波ブロックなんかでも、この型枠じゃないとできないよと、経費はその製品屋が持っていくわけですよ。そんなことをやっていて、物価調査をやっていたら、上がるわけないし、今度は逆に、下がらないものについては、経費はそこが持っていてということですよ。だから、そこらの問題点を県としても挙げてきているのかどうかということですよ。国の動きが今後注目されるみたいな無責任な発言と、僕はとったんですけれども、そこはどんなぐあいに絡んでおられるんですか。

○岡田技術企画課長 先ほどお答えしましたのは、労務単価についてでございます。労務単価については、物価調査会ではなくて、国と県が合同で調査を行っております。最終的には、その内容を分析して国が決めているというところで、今までまだ国にこれこれという意見を具申する場はなかった、そういうふうに理解して

おります。ただ、近年の建設産業の状況、公共事業が縮減している中で、今までの調査ではどうしても下がっていくということが問題になったようで、その検討会の中では、調査の方法を変えるというふうな情報を得ております。

それから、個々の2次製品等の物価については、委員の御指摘のとおり、私ども物価調査会に委託いたしまして、そのデータを購入して積算単価としております。特に、施工単価、市場単価というものは、製品だけではなくて、施工に至る労務まで含めたものを請負のほうに調査を出しているもので、その精密なところがなかなかわからないというのが実態であります。積算の合理化というところで我々は、市場単価、施工単価というものを使用しているところでございまして、機会があるごとに私どもも、そのところの矛盾、あるいは現在の市場の実態等を報告して、改善を求めているところでございます。

○坂口委員 改革システムをつくるときに総務部とも相談されながらという、部長とか管理課長の説明だったと思うんです。それで改革システムプログラムというものをつくったということだけでも、総務部とも相談されたのは、まだ救われると思うんですよ。これは僕の勘ぐりかも知れないけれども、きっかけが官製談合だったと。これは技術的な面から見たときに欠陥システムと思うんですよ。わかりやすい例というのが、6月議会での2号議案の土木事務所の統廃合、それと並んで、実施すらできない入札・契約部門と発注部門の分離、こんなばかなことを、部長も、そんなことをやったら工事はスムーズに進まないということを前委員会で答えられたんですけれども、これぐらい技術陣が無責任にこれから逃げていたと思うんですよ。

それはやっぱり官製談合が発端だった。ある意味では、事情聴取を受けた方もいるかも知らん。大変なことにかかわらないほうがいいということで、丸ごとハウマッチで総務部に投げた。だから、あんなくだらんものをつくったんです。技術方も、自分らが責任持って改革するんだといえば、あれにかんではいたら、あんなばかなことをうたうわけがないです。2006年につくった行政改革大綱ですよ。松形、安藤両知事が、途中で見直したことがない大綱ですよ。それを2007年に自分が当選したんだからということで改革をやった。そこに乗ったもので、物すごく責任があるんですよ。あげくの果て、地元をあれだけ大騒ぎさせて、2号議案は圧倒的多数で廃案。平成19年度に検討して20年から始まりますといった入札・契約部門と発注部門の分離、ようやらない。まだうたってあるじゃないですか。そんないいかげんなシステムで業者が泣かされる、僕はそう思うんですけれども、技術屋の責任者として、部長はどう考えられますか。こういったシステムづくりに責任持って関与してきたかどうか。

○山田県土整備部長 この入札制度改革につきましては、先ほど管理課長が説明しましたとおり、これは、公共三部、全庁的な検討を重ねて、議会の意見も聞きながら、そしてパブリックコメント、そういったことも踏まえて、県民の皆さんの意見も踏まえた上で、実施方針を定めたものというふうに思っております。

○坂口委員 そうしたら、議会の意見も、県民の意見も耳を傾けるべきじゃないですか。これだけ騒いでいるのに、今、かたくなじゃないですか。自分らが決めたようにやるんだということですよ。パブリックコメントとか何とか言われるけれども、そこで改善されましたか。パブ

リックコメントなり、議会の意見なり、どう反映しようとしているのか。胸を開いていないじゃないですか。かたくなに、一般競争入札が正しいんだと。

そこで、きのう、河川課長と部長が答弁しなかったから、事務方でちょっと整理してほしいけれども、僕の質疑で切ったんだから、答弁を聞くところからがきょうの委員会の始まりです。これは後でいいです。そこで、何から聞いていくかだけれども、本会議から聞いていきますよ。まず、工事原価についての答えを出してください。

○岡田技術企画課長 工事原価は、建設業法の言うところの工事原価でよろしいでしょうか。建設業法19条の3に言う工事原価とは、工事場所の地域性、工事の内容等を総合的に勘案いたしまして、必要と認められる価格、そのように理解しております。

○坂口委員 工事原価を下回る契約はやらせてはならないと、部長が後から答弁でやられたように、優位な立場にある者がそういう契約をしてはならないということで、部長のその後の判断を聞かなかつたんですけれども、発注者、県と業者、甲乙は対等な立場ということをやっていますね。ところが、対等というのはそうじゃないんです。工事に介入できる権限を持っている。検査できる権限を持っている。いろいろな指示を出せる権限を持っている。実体の契約関係では、発注者と受注者は対等じゃないですね。優位な立場は発注者です。条件をつけることができる。建設業法だから民間も対象にしている。元請と下請、これは対等な関係じゃないです。その工事現場現場ごとに下請届がいかになされているか、自分らが契約した金額がいかになされているか、その施工現場の工事原価、

これは出されていますか。そして、その確認されていますか。下請届なんかの金額確認。

○岡田技術企画課長 工事請負契約約款におきまして、下請の通知をするということになっておりまして、下請通知が出されますと、設計額と我々が積算した予定価格と比べまして、チェックは行っております。ただ、そこまででございます。

○坂口委員 それはやられていないですよ。原価比較はやられていないですよ。施工現場ごとに原価を出していないですよ。

○岡田技術企画課長 我々が積算している予定価格というのは、あくまで標準的な現場をもとに、標準歩掛かり、あるいは妥当な工法、付近で入手できる労務、材料をベースにしております。実際の下請云々については、通知は出てきますけれども、今言われましたように、実際どういう原価になっているのかという照合まではいたしておりません。

○坂口委員 今言われるので出されているというのは、一つには、積算上の工事原価というのがあるじゃないですか。積算体系上の、純工事費に現場管理費を入れたものを工事原価と言うということで、これは建設業法で認知された言葉ですね。どんなぐあいになっているか、その解釈もまだわからないんです。下請届出と本当に照らし合わされて妥当な金額とされているのか。

もう一つだけ聞いてから譲ろうと思うんですけども、関連していたものだから、いいですか。

○宮原委員長 どうぞ。

○坂口委員 それから、もう一つは農政水産部が発注した例のトンネルです。あの法律判断も本会議でされていないんです。同様に、県土整

備部も同時に2つトンネルを出されていて、似たようなことなんです。それをオーバースペックというようなことで片づけられているけれども、僕が聞いているのは、予定価格に反映すべきものが評価対象として予定価格に入っていないんじゃないか、いわゆる提案されたものに基づいて標準設計をしなければいけないものを、標準設計として出したものに技術提案をさせて、そこにコストのかかる提案をさせて、価格を変えずにそのまま仕事をやらせたのではないかと、俗に言うサービス工事、設計漏れですよ。こういうものはそこになかったのか。

○岡田技術企画課長 まず、建設業法で言うところの工事原価と、私どもが積算する予定価格は、委員御指摘のとおり、標準歩掛かりをベースにいたします直接工事費、それに必要とする共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されておりまして、建設業法の逐条解説においても、そのようになっておりまして、大変似ている。ただ違うというのは、逐条解説によります一般管理費というのは、利潤相当額というものは除くというただし書きになっております。建設業法で言うところの原価と申しますのは、強い立場を利用してでの指し値発注みたいなことを言っている。私どもが行っているのは入札でございまして、応札者の自由意思に基づくものというのはこれには当たらない、そのように理解しております。それから、予定価格というのは、宮崎県の財務規則の122条に基づきまして、入札に付するときには予定価格を設けるとしております。最低制限価格につきましては、地方自治法234条の3、あるいは地方自治法施行令167条の10の2だったと思いますが、最低制限価格と建設業法で言うところの原価、これは似ているようですけれども、法的な取り扱いが違

うのかなと思っております。

それから、農政水産部のトンネルについては、確かに技術提案というものが課題というか、当時はあまり意識していなかったのですが、我々が求めている施工計画あるいは品質向上につながるものを超えたオーバースペック云々のものがありますが、これが法的にどうということになりますと、あくまでこれは応札者の自由意思ということになりますので、法的には問題にはならないのではないかと、そのように理解しております。

○坂口委員 僕は、それは違うと思うんですよ。予定価格を本県の場合はじゃなくて、これは予決令、それに基づいた県の財務規則、自治法ですね。品確法ができて、その中の高度技術提案型がうたい込まれるまで、日本の入札制度というのは予定価格をあらかじめ決めなきゃいけないんです。そこには設計書が伴わなきゃいけないんです。そこには特記仕様だ、共通仕様だというものが伴って、条件がすべてその中に入り込んだものを、幾らかかるということをそこから積算していかなきゃいけないんです。これは上限拘束性で、決して動かしちゃいけないわけです。設計は妥当にやらなきゃならない。払うべきものは払わなきゃいけない。払っちゃいけないものは払っちゃいけないということで、そこに提案されたものが設計内容にかかわって、これは当然コストとして、だから、そういった技術提案の中味にあるものまで含めたものをつくろう、つくらせようとしたときには、そこにあるもので見るべきものは設計に計上しなきゃいけないわけです。だから、その中に標準設計として考えなきゃいけない提案がなされていたのじゃないのかということ言っている。そうすると、予定価格が、提案されたも

のがあって、この工事はこういうぐあいにやって、こういうものを使って、こんな工夫をやるという、まず条件を並べて、それに基づいて設計をやっていくわけでしょう。それをやったら予定価格が高くなるんじゃないかということ、これは当たり前でしょう。そこですよ。

○岡田技術企画課長 オーバースペックに関しては、我々が求めている以上のものの提案であると。トンネルの設計などで予定価格というのは、これだけあれば標準的なトンネルはできる、我々はこれでいい、このレベルでいい、これだけのスペックでよろしいということで予定価格を設定しております。技術提案を求めたときに評価してしまったのは、今は、設計で示している予定価格をベースに評価していて、設計変更の対象となるほどの技術提案というのは、それは総合評価では評価せずに、設計変更で対応しておりますが、昨年場合はそのあたりがぴしっと整理されておらず、認めていたと。結果として総体で見れば、かなり予定価格をオーバーした価格に、設計になってしまっているのではないかと考えております。

○坂口委員 そんな中で、地方自治法に基づいて最低制限価格をかけることを本県は選択しているんです。これは原則かけないんです。でも、かけたほうが得だとなったときに、そのほうが納税者に対してプラスになると判断したときにかけなさいという最低制限価格を、選択的にかけているんです。そこで最低制限価格が決まって、1円でも下回ったら、失格なんです。契約しなきゃならない相手なんです。オーバースペックと言われるけれども、その中に設計変更せざるを得ないようなもの、この前、僕は7,000万円ぐらい言ったけれども、半分の3,000万円でもいいでしょう、予定価格が3,000万円ぐらい上

がったときに、最低制限価格すれすれで業者が入札していたら、当たり前前に設計をやって当たり前前の率で最低制限かけたら、その下に潜り込んできた、いわゆるドボン業者で、排除しなければならない業者だった可能性があるやり方をしていたんじゃないのか、またこのトンネルの場合、あつたんじゃないのかということです。

○岡田技術企画課長 最低制限価格の制度といたしましては、委員御指摘のとおり、1円でも下回れば、心情的にはと思うんですが、これは制度でございますので、1円でも下回れば失格ということになりまして、オーバースペックに対して厳密に積算すると、そういうこともあるのかなと。予定価格が高くなりますので、その辺の対応というのは十分ではなかったのかなと、そのように思っております。

○坂口委員 あのとときの落札率は、80～85の制限の中で84.7ぐらいだったですね。ということは、ほとんど最低制限価格です。20億からの物件で、経費がほとんど少ない物件で限りなく85に近づきます。だから、これ以上詰めませんけれども、1円まで争っていったら、微妙な問題を含んでいた入札だと。そういうのに介入するために、既にそのときは品確法で高度技術提案型というものを認めていたわけですわ。いい提案がなかなか業者から上がってこない。なぜ上がらないかということ、提案をすれば減らされる、やれば金がかかるけれども、発注者はくれん、そんなあほらしいことをだれがやるかということで、行政が持っている技術レベルよりもはるか民間が高いのに、それが行政側が導入できない、さあ、どうしようということで提案をさせて、その提案に金がかかるときは、それに基づいて予定価格を決めてもいいですよという、上限拘束発注じゃなくて提案後設計という

方法を認めたのが品確法で、そのときは既に品確法の中にうたわれているんですよ。だから、高度技術提案型をとるのかとらないのか、標準型までしかいかないのか、その判断をしないままに走ってしまったわけでしょう。そこはどうか。

総合評価型というものをどうやるか。それは何を意味しているのか。何を求めようとしているのか。僕は納税者感覚で今、物を言っているんですよ。高い買い物をして——例えば先ほどのトンネル、これは技術点が、50点、40点、30点いるから、現実にはあり得ないけれども、60点技術配分されているわけでしょう。そこに提案したものが全部だめだとなったら、0点の人もあるわけでしょう。60点の開きというのは、20億のトンネルで2億9,000万開くんですよ。2億9,000万高くても、その人と契約するぐらいの価値を持たせた技術評価なんです。そんな高い買物を県民にさせるのに、そこも詰めないでこういうことを導入したというのは、先ほどからいろいろあるように、拙速過ぎるとか、技術屋と相談していないとか、そこらがあったとしか考えられないんですけれども、部長、どうなんですか。その時点で予測しきらなかったことなんですか。それとも、検討が足りなかったことなのか、答弁をしてください。

○山田県土整備部長 総合評価の中で高度技術提案型というのも確かにございます。本県の場合は、これは採用していないということでございまして、総合評価でスタートしたということでございます。

○坂口委員 本県の場合は、標準型どまり。ということは、予定価格は拘束式、事前に予定価格を決める。だから、その範囲内での提案しかさせられないという、すごく狭いわけです。そ

の中で何でこんなに広くとって問題がなかったのかというのを本会議からずっと言い続けているけれども、答弁しないけれども、きょうは、その中でどういうことが問題だったのかということは、ニュアンスまでにとめておきます。これがアウトかセーフかまでは求めない——言われるなら答弁してください。

○山田県土整備部長 委員言われる、こういった、いわば過度な提案、そういったことについては、これはやはり全国的に問題になっておりまして、発注者の要求以上の、そしてコスト負担を要するような提案、こういったものがふえてきたと。これは技術ダンピングとなっているおそれがあるというようなことから、国においては、そういう過度な技術提案は評価しない、そういう取り組みを始めたところでございまして、先ほど技術企画課長が言いましたように、本県の場合も8月から、そういった過度な技術提案というのはいもう認めませんということで取り組んでいるところでございます。

○坂口委員 認めませんじゃなくて、間違っって認めておりましたというのが実際なんです。今度はそれを的確にやっていくと、標準型でも技術提案型でも、技術の幅が物すごく狭まってくるということです。そここのところは今後見えてくるでしょう。これをどうこう言うものじゃないけれども、技術の提案の幅は物すごく縮小されてしまうということで、本来の総合評価の利点は何だったんだろうと。品質や技術につながるもの、そういったものを持っている企業で、できる企業を判断して、高い買い物だけれども、県民にそれ以上のサービスを提供しようというところが本当にやれるのかという問題点を含んでいる。これは今後だからいいです。まだほかにだれかおられれば、途中でやめて……。

○宮原委員長 それなら、ほかに。

○徳重委員 初歩的な質問になるかもしれませんが、予定価格、そして最低価格、これが一つ一つの工事に提示されるわけです。予定価格なるものは、皆さん方が積算をされて積み上げられた、これが上限といったらおかしいかもしれませんが、標準価格ということで評価していいと思うんですが、私は、この標準価格に最も近い形での入札が今まで行われてきたんじゃないかという気がしてならないんです。90%、いや95%以上ずっとされてきたんじゃないかなという思いです。そのときも最低価格があったらと思うんだけど、今、最低価格が85~90ですか、県は引き上げられたわけですが、その前は85まででしたね。今、85~90ということですが、85から86~87ぐらいでおさまっているんじゃないかなと思うんだけど、その15%というのは何を削減すればできると思われていますか。

○岡田技術企画課長 予定価格というのは、工事の目的物、河川なら例えば護岸をつくるのか、そういう目的物をつくるのに、標準的な業者さんが最も妥当と思われる工法によって標準的な工期内に仕上げるのに必要となる価格をもって予定価格、それには会社の営業的な要素とか利潤も含まれたものであります。

一方、最低制限価格というものは、そういう目的物をつくるのに必要最小限とする価格ということで、最低制限価格を従来80~85%で設定していたものを85~90%の間で設定したということをごさいますして、この間が何を差っ引いてということではなくて、もともと、これは地方自治法234条によるんですが、入札に付す場合は、買う場合には最も安く、売る場合には最も

高くという原則がございます。その中の例外規定として、余り安過ぎる、あるいは高過ぎると、最低制限価格の場合は安過ぎるとなりますが、発注者側はいろんな不利益をこうむる、こういう場合には最低制限価格を設けることができるとなっております。そのところで予定価格と最低制限価格というものは違いがあるということでございます。

○徳重委員 例えば、85で落札したという場合、予定価格、15%、今おっしゃるように、事務所経費あるいは営業経費、いろんなものがその中に含まれているとおっしゃいましたが、工事原価としては、最低価格を工事原価、こういう理解でいいんですか。

○岡田技術企画課長 工事原価は、先ほど坂口委員の御質問にもお答えしたんですが、最低制限価格で言うところのものは、その目的物をつくるのに必要最小限の価格というのが最低制限価格でありまして、それを85~90%の中で設定しているということでございます。委員がおっしゃっています、これがイコール工事原価なのかといいますと、必ずしもそうではないと思っております。

○徳重委員 皆さん方は、そういう評価というんですか、最低価格なり予定価格を決められているんだけど、結果的に、それを受ける業者が仕事をしていく中でいろんな問題が起きているわけです。例えば、ガードマンを雇うにしても、1日、8時から5時までの単価で一応試算されるでしょう。ところが、現実に5時で工事をやめるという人は一人もいないわけです。仕事はやっぱり6時ぐらいまでかかるわけです。ガードマンを5人雇えば、1時間オーバーすれば5,000円です。1カ月だったら15万、それだけでも丸々赤字になります。そういうお話も

聞いたりするわけです。あるいは技術者をそこに常駐させておかなきゃいけない、いろんなことがあるということで、とてもじゃないが、特に下請に回ってきたときが大変だということをお聞きするわけです。

下請は、先ほど坂口委員からもいろいろお話があったようですけれども、元請から下請に行ったときに、下請の人たちのする仕事の範囲、その原価計算というか、そういったものが基本的にされていなければならないと思うんですが、そのまま支払われない。それがまた15%切られたりする。県が試算した額よりまた15~20%引かれて下請に来る。下請はたまったものじゃない、こういうお話なんです。それはどう思われますか。

○岡田技術企画課長 今の委員の御質問は、当初の落札率がそのまま下請に影響していく、当初の落札率のまま下請にもし寄せさせているということだと思んですが、坂口委員の質問の中にありました原価割れ——建設業法の19条の3で言う原価とはというくだりで、強い立場でもって指し値、このあたりを建設業法では禁じておまして、やはり適正な価格で支払いはしていただきたい。また、法律上もそのようになっていると。ただ、入札における落札率との関係というのは、これは行き着くところはそうなんだろうが、元請と下請の関係というのは企業の経営の中の話ということで、我々としては関与しにくい部分なのかなと、そのように理解しております。

○坂口委員 関連して。僕は、今の答弁は、解釈の間違いか、違いかしらんけれども、予定価格と最低制限価格は別個なものだという感じで説明されたような気がするんですけれども、これはセットなんです。予定価格が決まって、工

種によって率を掛けていくわけですから、予定価格が決まれば、当然、最低制限価格は決まるんです。最低制限価格は、例外じゃなくて、ただし書きなんです。今言われたように、契約をするときは、契約には2種類ある。金が入ってくる契約と出ていく契約とある。入ってくる契約は、際限なく一番高い人とやりなさい、そのかわり、とれる担保とかいろんなものはありますよ、供託金みたいなものを積みせたり、半分を前納させたりとかですね。入ってくる保全是必要だけれども、一番高い人とやれと。出ていく契約というのは、これも一番有利な人とやれと。一番有利な人とは一番安い人のことだと。

「ただし」なんですよ。安いがゆえに、こんな価格では適正な工事の履行ができないおそれがあるとき、手抜きをされたり、途中で業者がケツを割ったり、今言われるように原価割れ契約を下請と結んだり、違法行為をやったり、社会の取引の秩序、経済に著しい影響を与えるときというのが今のようなことですね。法を犯すことをさせるような価格で結んでは、納税者の負担になります。損になります。だから、納税者に決して損させないように、しかも一番安い人とやりなさいと。そのときに、知事が必要と思えばかけなさいというただし書きなんです。それをかけているわけですよ。1円違ったら失格させているということです。

今の答弁では、予定価格と最低制限価格は別個のもので、それぞれ積み上げているんだというように感じだけでも、予定価格が決まって工種が決まれば、決まるでしょう。純工事費を100%見て、現場管理費を75%見て、それに最近の見直しで一般管理費を30%見だしたただけのことで、本当に乱暴な数字です。一般管理費は、先ほど言われたように、本社経費をどうす

るかとか、会社の体制で違うと言うけれども、一般管理費の中には、例えば租税公課、役員の配当とか、本社を持たなければ入札に参加できないという義務的なものをいっぱい含んでいて、これの妥当性もないけれども、県は一律でやっているということです。それはいいですよ。とにかく、予定価格が決まれば制限価格は決まってしまうということで、これはセットじゃないんですか。一つ一つ別個に積み上げてくるんですか。

○岡田技術企画課長 平成19年10月に最低制限価格を引き上げました。このときには、8月ごろの業界に対するコスト調査をベースにいたしまして、80～85%の間で最低制限価格を設定いたしました。その後、一般競争入札の導入によりまして、落札率が最低制限価格に張りついている状況、これは今も変わらないんですが、私どもとしては、先ほど徳重委員からのお話がありましたように、予定価格の範囲の中で、予定価格に近いと言ったら語弊がありますが、決して最低制限価格に張りついてほしくないという思いがございます。そういう意味で今回、4月に5ポイントほど引き上げて85～90%ということにしたわけですが、これは、最低制限価格を工種あるいは工事の規模等によって85～90%の中で設定するとして、これ以上のことは、坂口委員がおっしゃいました、予定価格ときちっと連動しているというようなことは、私ども最低制限価格に張りつくという状況を回避したい、少しでも緩和したいという思いから、これについては一切公表しておりませんので、連動しているとも連動していないとも答えることはできない、そのように思っております。

○坂口委員 そこは総合的に県政の利益になるということで公表しないということなら、これ

以上はさわらないですけれども、理論的にはそうなるんです。最低制限価格というのは、先ほどのように法律が背景にあって、ただし書きで、これ以上損させちゃだめだよということで決めていくものだから、理論として積み上げられて、一定の計算式で求められる数字がそこに出てくるということにならなきゃおかしいと思うんです。どうやってどう計算するというのは、ここで置いておきます。

でも、そうやって決まっていくもの、それをこの前、5%上げられたという根拠、それは赤字が出ないかとか、いろんなことをやっていって、業界が悲鳴を上げている、何とかそこに張りつかないでほしいというようなこともあるとかいうことで、これは理論で上げられたんじゃないかと、このままでは県経済が大変なことに陥る、結果として納税者に損をかけることになる。その損というのは何かといったときに、一方では、納税者が税金を納めて、ものをつくる。それを享受しようとする。だけれども、過激な競争を一遍にやったものだから、倒産が出て、失業者が出てきている。一方では、雇用対策だ、やれ企業誘致だで何十億という金を、また我々の税金を出している。そこで雇用の場をつくった以上にこちらから失えば、トータル的に損しているじゃないか、どうするんだという納税者に対しての説明責任を果たすために、最低制限価格を少しでも見直して業者の倒産を防ごうというのが今回の5%上げだと僕は思うんです。

だから、この前の本会議で、これは政治判断であって、法律に基づいてそういった調査をやって、1円を厳しく問うことのできる、自治法が言う、これ以上安くつくらせたら手抜きされるとか、そういったものじゃなくて、政治判

断だと。トータル的な県民の利益を確保するための5%見直しじゃなかったのかということをお会議で聞いたけれども、時間の都合で、聞いたというか、僕はそのことは持論を述べただけで、お会議で聞く時間がなかったけれども、県土整備部長、こんな法令が背景にあって、シビアに積み上げてしか決められない、しかも結果的に1円が物を言うという、すごい強制力を持った数字です。これを一挙に5%ぽんと上げた。今のように、最低制限価格の計算の仕方も県民には公表できないと。これは情報開示対象となるかどうか、微妙なところですよ。公表している県もあるわけですから。県が総合的な利益だと言われるから問わないけれども、そういうシビアな数字で、物すごく緻密なものを5%上げた、二度にわたって見直した理由、これは事務的な判断なのか、政治レベルでの政治判断なのか、どちらなんですか。

○山田県土整備部長 先ほども言いましたけれども、建設産業の経営状況が厳しい中で、経済、雇用、この辺が急速に悪化してきたという背景、そして業界からも最低制限価格の引き上げの要望もございました。特に緊急的な対策を打つということの中で、経済・雇用緊急対策の一環として出しておりますけれども、お会議のときにも申し上げましたように、基本的には、建設産業の発展、品質の確保、この観点から今回引き上げを図ったと。建設業界が非常に厳しい状況にかんがみて、基本は、建設業の発展、品質の確保、この観点から引き上げておりまして、いきなりぽんと、えいやで上げたわけではございません。そして、そういう根拠につきましても、十分検討を加えた上で設定したということでございます。

○坂口委員 品質確保となると、事務的ですよ

ね。さっき言われたように、これ以上では品質確保に責任が持てないと。建設業の発展という政治的なんですよけれども、では品質を確保するために、どの部分がどう間違っていて、どこを見直して上がったんですか。そんなんじゃないでしょう。品質の確保は、最低制限価格の範囲内で契約した相手に、現場の担当もいる、技術専門員もいる、抜き打ち検査もできる、段階確認はしなきゃならん、こういったものを——公共事業に関しては、商法で言う契約後の発注者介入という制限されているものを取っ払って、公共事業に限り介入させているんです。品質の確保、履行の確保をしっかりと責任持ちなさいということをやられているのに、上げなければならないというのは、先ほどの最低制限価格の計算ルールが新たなものを入れざるを得なくなった、全体がそれでは当然できないという数字的なものがあつたというときに品質の確保と言われるだけで、だから上げたということで、どこにあつたんですか、前の最低制限価格率では品質が確保できないと判断された部分というのは、今の設計のあり方、最低制限価格の決め方の中で、どの部分のどういう数字が、品質確保につながらない数字があつたんですか。そうじゃないでしょう。僕の言っている意味がわからないですかね。

○岡田技術企画課長 最低制限価格に張りつく状況というのが、従来の指名競争入札の場合では、ある工事では利潤が出た、ある工事ではそうでもなかった、利潤が薄かった、そういうのが複数あつて、それで何とかバランスを保っていたという状況があるかと思うんです。一般競争入札に入って、落札状況が最低制限に張りついた状況になったときに、業界として、こんなことが続いては品質確保が難しい、そういう

声が上がりまして、私どもは、そういう声に配慮したつもりでございます。

○坂口委員 単純でいいんですよ。事務的判断か、政治的判断か。例えば、最低制限価格を張りついてしまったから上げるという行為の中で、それを事務的に上げたとすれば、さっき言われるように、綿密な調査をやって、国が決める単価しか入れられない、あるいは標準歩掛かりしかそこに入れられない、標準歩掛かりを分解して入れるようなこともしていない、そういうことで現実的に標準的な施工能力を持った業者が標準的な工法あるいは施工計画の中でこの工事をやったら、理論的にこれは赤字が出ますよと、赤字の部分は最低制限価格として本県はとめていますよと、契約排除をしていますよ、だから見直したんですよというのが事務的な見直しです。建設業者がひーひー言い出して、最低制限価格に張りついてほしくないけれども、張りついてしまう、これじゃどうしようもないから上げたというのは、政治判断です。的確に答えてほしいんです。政治判断だったのか、事務的な判断だったのか。その両方抱き合わせというのが先ほどだったけれども、そうじゃないんじゃないかというのが、そういった客観的な根拠はどうも理解できない。そうなると、部長が言われるように事務的な、あるいは政治的なだんごでやったんだというけれども、政治的な判断で上げたんじゃないのかなと思うんですけれども、どうなんですか、部長、この上げたのは。政治的な判断だったら、ここでこれ以上問うても意味がないんですよ、何日やっても。

○宮原委員長 部長、政治的判断なのか、事務的判断なのか、簡潔に。

○山田県土整備部長 何度も申し上げますけれども、最低制限価格につきましては、建設業の

健全な発展や工事の品質確保を図る観点から、経済・雇用緊急対策も加味しまして、引き上げたということでございます。

○坂口委員 何度も聞いているわ、そこは。品質の確保のためには理論が要るわけでしょう。積算の考え方、あるいはルールに基づいたカウントの仕方が要るわけでしょう。これじゃ品質の確保ができないから最低制限価格をかけたわけでしょう。だから、その積み上げで、一方では計算の仕方は公表できないよと。これは手続をとったら、我々は監査委員も持っているんですよ。わかるんですよ、計算の仕方は。しかも、ランダムをかけて、ランダムは後で触れまされども、そこらは政治的判断じゃないのかというんです。事務的にきちっと整理できて説明できるんなら、こういう理由で何%この部分を上げたんだと、今ここでやれるはずですよ。もとの数字は言わなくていいです。この部分が何%、こういった客観的な分析をした結果、本県の決めているルールに基づいた判断で最低制限価格を割っている、だからこれは上乘せしなきゃだめだということで上がったというのが、今言われる品質確保のためにです。建設業がピーピー言っている、大変だ、あるいは県の思惑のように、ある程度適正価格でとってくれずに、ぎりぎりでしかとってくれない、だから上げようというのは、これは政治判断です。そのどちらなんですかと。何度も言っているようにということがわからないから、結論を聞いているんです。

○山田県土整備部長 最低制限価格の算定方法ですけれども、これにつきましては、それぞれ、国、各県、いろんな工夫をして定めておるところでございます。国のほうが、いわゆる公契連モデルというのが公開されておりますけれ

ども、直接工事費あるいは共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これについていろいろ、どの割合で見るとか……。

○坂口委員 そんなことは、僕が言っているじゃないですか。どちらかと聞いているんですよ。

○山田県土整備部長 いや、考え方はそういう組み立ての中で、そして先ほど課長が言いましたけれども、コスト調査でどのくらいの費用がどういう割合で入っているか、その辺は我々把握しておりますので、そこをさらに分析して、そして今回引き上げたということでございます。

○坂口委員 そうしたら、その結果、引き上げ前と引き上げ後では品質が変わりましたか。引き上げる前に品質が悪かったものがあるんですか、完成検査をやったとき。どういう点数が変わったですか、最低制限価格を上げたら。

○岡田技術企画課長 工事成績で見ますと、引き上げ前と引き上げ後というのは数値にそれほど変化はございませんでした。

○坂口委員 そうしたら、品質を確保するためという説明はおかしいじゃないですか。地方自治法あるいは予決令、これは一番安い人とやりなさいと言っているんですよ。でも、公共工事のこの税金というのは貴重な財源で、県民が納めた血税だ、だから最終的に税が生きるようにしなさいと。税を生かすというのは政治判断ですよ。一番安くやれというのは、根拠に基づいた事務判断です。事務判断でやった。品質が確保できない。では、上げた。品質は変わらない。事務判断は間違いで、政治判断じゃなかったんですか。明確に答えないと、この繰り返しになっちゃうですよ。僕が言っているのが度を越していると思ったら、委員長、とめていただ

いて結構です。

○宮原委員長 部長、政治判断か、事務判断か、どちらかということを明確に答弁していただきたいと思います。

○山田県土整備部長 非常に逼迫した経済・雇用状況、これを配慮した上で、最低制限価格というのは地方自治法施行令で県が定めることができるとなっておりますから、県の判断で、裁量といいますか、根拠はそこにあって、今回の非常に厳しい状況を踏まえて引き上げたということでございます。

○坂口委員 だから、それはどちらなのかということですよ。県が決めることができるように自治法がうたっているとなったら、それは県の裁量。自治法の言う最も有利な相手と契約するぎりぎりの価格、これは裁量じゃないんです。事務なんです。裁量ということは政治判断。これは政治判断と、僕は判断しますけれども、それが間違っていたら、ルール違いだけれども、このところが間違っているということを示唆していただきたいです。僕は、今の最低制限価格を見直したのは県の高度な政治判断だと。これ以上経済を混乱させたら、トータル的に県民に損失を与えてしまうと。景気・雇用対策というのには何十億と出しているんですよ。そんなに一方では出しながら、それ以上のものをここから逃している。だから、これは経済を安定させて、経済をいい方向へ向かわせる、トータル的に県民に利益を与えられる、そのほうが損失を少なくできるという政治判断だったとしか思えないんです。

では、部長に答弁を求めるのが酷なのかもわからん。上げようと言ったのは知事なんですか、部長なんですか。まず、そういう相談を持ちかけた、このままではいけないですよと。相

談しながらやっているということだったですけれども、80～85を85～90に見直すことが適当ですよということをだれかが言わないと、ぼんと出てくるものじゃないと思うんですよ。どんなぐあいな過程を経て上げたんですか。どういうことだったのか、そこで判断したいですよ。

○成合管理課長 3月24日に、委員御質問の最低制限価格は公共事業における経済緊急対策として引き上げたところでございます。部長も申しましたように、非常に疲弊した建設産業の現状、それから最低制限価格が九州でも低位にあるというようなこと等々を知事にも御説明いたしまして、そのほか、最低制限価格の引き上げだけではなくて、総合評価の問題、それから地域企業育成型、執行段階でのいろんな発注の問題、手続の軽減化等、やはり建設産業支援と…

○坂口委員 それはいいです。それは一つずつじっくりやっていきますから。だから、今のをどう思われるか。裁量で上げたのなら政治判断ということですよ。そして、今言われるように、建設業はこれじゃ大変だと。県全体の経済に広がらなくてもいいです。建設業は大変だ、今決めている最低制限価格に全部張りついてしまっ、こういう状況だ、だからせめてこれを上げて、失格ラインを上げないと、やっぱりここに来てしまうと。ここにすることが結果的に建設産業の育成につながるということでもいいですよ、県全体の経済じゃなくて。それが判断基準じゃなかったんですか。

○成合管理課長 もろもろのそういった対策につきまして知事に御報告いたしまして、最低制限価格の引き上げについても御相談し、知事が判断されたということでございます。

○坂口委員 これは間違っていたら後で訂正し

ますけれども、今までのを聞いた以上、僕は、政治判断だったと思うんです。政治判断ならば、この混乱を避ける——あるいは現象的には最低制限価格に張りついていて、業者がピーピー言っ、その倒産につながっていく。下請業者あるいは労務者、従業員への給料なんかの面でのしわ寄せをしちゃいけないということを建設業法は言っているんですよ。そういうことを排除するために、理論的には詰められないけれども、結果としてこういうことが起こっている、だから5%上げたんだということで判断されたと僕はとって、次に進むしかないから進みますけれども、では今度は、そういうことを回避できて、そういった弊害を排除できるというのが目的地になれば、政治判断というのはそこで政治責任が問われるんです。今の最低制限価格と今の業者の倒産状況、これでその目的——建設業界の混乱、倒産、失業、あるいは労務者へのしわ寄せ、下請業者へのしわ寄せ、こういった法が守れと言っているものを今の上げで守れるのか。85～90の最低制限価格で十分なのかということ。十分守っていけるという見通しがなければ、政治判断というのはそこで責任が問われるから、修正すべきだと思うんです。少なくとも、修正すべきかすべきでないかという協議には入るべきだけれども、今までの県土整備部の見解としては、もう二度にわたって見直してきましたと。後、見直そうという意思がうかがえないんです。検証しようという意思もうかがえないんです。ここらについて、部長どう考えられますか。

○山田県土整備部長 最低制限価格につきましては、過去2回にわたって引き上げたということございまして、現時点で見ますと、全国的にも、これははっきり言って、国が7月に調査

しておりますが、トップレベルの8県の中に入っております。そういう状況で、高い水準にあるというふうに考えております。

○坂口委員 落札率の数字、全国との比較というのもそれはいいでしょう。でも、そのベースにある予定価格の適正ですよ。設計漏れですよ。条件変更、設計変更というのが頻繁に行われているじゃないですか。本来、工事はやってみて何ぼのものだから、穴掘ったら水がわいたとか、穴掘ったらこの調査図の柱状図と土質が違うじゃないかと、やってみて初めてわかるものに対応していくのが設計変更で、今の県の設計変更というのは、調査資料、測量、そういったものを見れば当然これは入れていないといかんわなど、こんな設計変更です。設計漏れに慌てて対応するという設計変更が多い中で、よそと同格に比べないでくださいよ。よそは予定価格はぴしっと決めていての90%かもわからない。本県は、これからいっぱい抜けていて基礎数字が低い中での90だったら、おのずと違うじゃないですか。だから、こんな混乱があるんじゃないんですか。これでは標準的な業者がやっても赤字を出して逃げるようなことも手抜きすることも絶対ないですよ、1円たりとも狂いませぬよというのが最低制限価格ということを今まで説明されてきたわけです。でも、そんなことが起こっているということは、そういう最低制限価格に計上すべきものが漏れているんじゃないかという心配と、考え方が間違いじゃないか。よその県よりレベルが高いと云って、さっきも言われたように、県の考え方で、裁量でやったというわけでしょう。

まして、今度の入札制度改革は、宮崎モデルを全国に発信するんだと、大上段に振りかぶったわけです。よそがどうだ、国がどうだ——タ

イミング的にも、国が見直したのに追随して見直した。国が怖いだけじゃないんですか。県が県のモデルなんてつくれるような立場にないんじゃないんですか。よそを見習っていくしかない。よそでもたくさん指名を復活してきたところもありますよ。県にそれだけの実力がないのなら、これをテーブルにのっけて、よそ様の知恵をかりるべきです。あるならば、国が何と言おうと、理論に基づいてこうだと、我々の裁量だ、権限だ、どこに問題があるかということを会計検査院でも国土交通省でも求めるべきです。モデルをつくるような、その力があるんですか。モデルと言われながら、一方では他県、一方では国と言っている。90超すことが、何が怖いんですか。県民に損害を与えるようなことはやっぱり未然に防ぐべきです。県民に損害を与える、県政が混乱するからと、5%上げた。それでも防げなければ、もう一回再考すべきじゃないですか。

僕は、今ちょっと興奮しているから判断ができないけれども、これ以上無理と思ったら、次のステージを考えてください。それか、委員長報告の中でしっかりとこのことを整理してもらって、知事に突きつける。ここに知事と呼んでほしいですよ。ここで暫時休憩を頼みます。

○宮原委員長 委員協議をさせていただきますので、暫時休憩して、1時再開ということにさせていただきますと思います。

午前11時50分休憩

午後0時59分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を受けたいと思います。

○徳重委員 総合評価落札方式、独自で進められてきたということのようですが、これを取り

入れている県はどれぐらいあるんですか。

○岡田技術企画課長 総合評価落札方式そのものを取り入れている県は、全都道府県で採用しております。ただ、委員がおっしゃいました前段の部分の地域企業育成型という、小規模工事を念頭に置いた総合評価というのは、これは本県独自のものです。

○徳重委員 そこで、よく聞かされることなんですけれども、地域企業育成型あるいは総合評価方式の評価の配点がそれぞれ項目ごとに決まっているわけですね。工事を受注した人、あるいは監督がいらっしゃる場所、当然のことかと思うんですけども、ほかにいろんな配点方法があって、消防団員がおるとか、身障者の雇用があるとか、いろんな要件がたくさんあって——価格だけの競争は技術力があってもどうしても負ける。点数が限られておるわけですから、とれない人はずっととれない、工事をとった人はまた加点されていくということであれば、一般競争だから、強いものがずっと残っていくんだと、もう参加する気持ちにもなれない、こういうような声があるんですが、現実そういう状況にありますか。

○岡田技術企画課長 地域企業育成型に関しては小規模工事を対象としておりますので、対象企業も現在、Dクラス、Cクラス、Bクラスまでは対象になっておまして、評価項目を設定する場合も過度な負担にならないように、委員の質問の中にありました障がい者、消防団員、そういう雇用に関しては、消防団員が1人いなきゃいけない、障がい者が1人いなきゃいけない、新規雇用が1人いなきゃいけない、そういうわけではなくて、新規雇用、障がい者雇用、消防団員雇用、その中から2人おればいいのか、そういうようなパッケージにしている部分

もございます。

それから、工事の実績についてなんですが、地域企業育成型の総合評価においては、受注したら、完成するまでは地域企業育成型の総合評価には参加できないというような制限を加えております。これはなぜかと申しますと、もともとが小規模工事を対象にした小規模業者ということで、十分な施工体制をとるためには、一件一件仕事を仕上げてくださいという思いがあることから、ある意味、そこが一つの制限になっているということがございます。

配置予定技術者のことになりますが、この総合評価においては、配置予定技術者が1件につき1人ということになりますので、技術者がいないからとれないんじゃないかと、地域企業育成型を受注するためには少なくとも1人の技術者を立てる必要がある、そういうことがございます。

ただ、地域企業育成型というのは、地域に根差す優良な業者が受注しやすい環境を目指しておりますので、どうしても地域内においてはある程度、工事成績などをもって見ると序列化ができるという傾向はあろうかと思っております。したがって、小規模工事だからといって地域企業育成型一辺倒でいきますと、またそれはそれで問題が起きるのかなど。通常の価格だけで勝負する一般競争入札とあわせて、バランスよく取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

○徳重委員 これはどうなるんですか。仕事をAという業者がとった。工事が幾つもありますね。一つ終わって、また次をとる。工事実績評価というか、それも加点されるんですね。どうなっていますか。

○岡田技術企画課長 地域企業育成型について

は、実績は、件数は評価しない。これまで県の工事で完成させた工事の成績をもって企業の技術力として評価すると。完成件数を何件という、その件数をもって評価とはしておりません。

○徳重委員 それともう一つお聞きしておきたいのは、一般競争だから、だれでも参加できるということになっていると思うんだけど、そうなると、どうしても、とる業者が片寄ってしまう。強い者が強い。弱肉強食じゃないけれども、強い者が強いという形で、業者が3つも4つもとっていくというケースは、今のところないものですか。聞くところによると、3つも4つもとっている業者もおるんだという話も聞いたりするわけです。そうすると、数が少なくなっているわけですから、本当に何人にしか行き渡らないということになってしまうと思うんですけれども。

○岡田技術企画課長 地域企業育成型については、総合評価の型式においては、受注したら完成までは、通常の土木工事であれば、1,000万、2,000万であれば、大体工期が半年近くかかると思うんですが、完成という形で納品するまでは、引き渡すまでは次の入札に参加できない仕掛けになっておりますので、委員の御指摘がありましたように、次々に何件もというような状況は、起こらないとは言いませんけれども、起こりにくい、そのように思っております。また、現在の実績では、そのようにはなっておりません。

○徳重委員 1年間にAクラスだって、金額にもよると思うんだけど、限度の受注額なり、あるいは件数なり、そういったものを制限する考えはないのか。

○岡田技術企画課長 今、委員がおっしゃった

1年間に何件云々は、地域企業育成型以外の総合評価落札方式においては、ことし8月の改正におきまして、受注状況を評価するという項目を加えたところであります。これは何かと申しますと、適切な施工体制をとるという観点から、過去3年間の受注平均額をもってその企業の持つ適切な施工能力という想定のもとに設定しておりまして、9月25日時点での契約状況までのデータで申しますと、過去3年間の平均を超えた、既に受注を超えた企業が、土木一式工事でいいますと、特A級で1者、Aクラスで3者、港湾工事に関しましては、特A級で3者が過去3年の平均の受注額を超えております。この受注状況を評価項目に加えることによりまして、受注独占といったらおかしいんですが、特定の企業が受注していくということに対して、ある程度の抑制効果は期待できるのではないかと考えております。

○徳重委員 最後にしたいと思っておりますけれども、技術評価のことで、市町村の仕事を受注している業者がたくさんいらっしゃるわけですが、国の仕事をして、あるいは市町村の仕事をして、公共事業に変わりはないわけですから、市町村の仕事はレベルが低い、高いとかという問題じゃないと思っているんです。そうなりますと、当然評価としては、市町村のそういった評価も出ているはずですから、そういったものも加味して総合評価の中に入れる考えはないんですか。

○岡田技術企画課長 市町村工事の評価について加味する考えはないかということでございますが、まず一般競争の入り口としては、市町村工事も実績として認められます。ただ、総合評価に関しては、価格だけの勝負ではなくて、企業の技術力を評価いたします。そうしますと、

市町村工事での工事成績を県工事と同じレベルで考えますと、ちょっと無理があるところがございます。どういうことかと言いますと、市町村すべてが工事成績評定をつけているわけではございません。したがって、県の工事に関しては国の評定要領に準じてつくっておりますので、現在のところ、評価に関しては、国の実績、県の実績のみを企業の技術力評価点として認めているところがございます。

○坂口委員 関連して、3項目、それぞれですが、まず地域型の調整の1本とったらだめというものの、次は終わるまでだめですよというものの、具体的には、地域加点というのが、工事が発注された市町村とか、あれらとの連動はないんですか。頭からだめというんですか。あれとは関係しないんですか。災害型というのか、何型というのか、その工事現場に企業が所在するときは、15点だったか、20点だったか、何点加点とかいうものがあるじゃないですか、

○岡田技術企画課長 地域企業育成型の総合評価は小規模工事だけを念頭につくっているもので、これだけは本県独自の一つの世界であるということで、この中では1件、例えばDクラスであれば、通常の特別簡易型の総合評価でも参加できるわけですし、地域企業育成型でも参加できる。制限としては、地域企業で受注すれば、完成するまでこれ1件ですよ。ただし、特別簡易型における、例えば災害型とか、災害シートとかいうのは適用できますので、そちらのほうでは、地域の建設業者が災害型であれば特にまた評価されるというようなシートになっております。

○坂口委員 地域型は、結局、1本とったらだめというものですよね。これは入札の参加機会も与えないことになるわけですね。そうする

と、指名とどう違うのかということです。指名なら、そこらを判断して、同じ1本とっても、この会社の施工能力、施工体制、いろいろ違うと思うんですよ。まして、上2つから下においてくることもあり得るし、そんなときに、一社一社、施工能力、施工体制というのは違うのに、それを一概に、おまえのところはもうとったから終わるまでだめと。

そんな中で、ちょっと話が横に広がってしまうけれども、さっきから言うように、工期を延ばしたり、不確定要素が工事にはいっぱいあるわけですよ。今度は、業者がワンデーレスポンスを求めてまで工期短縮を図ろうとしたり、それに的確に対応できて、工期を発注者の責任において延ばさないならいいですよ。標準工期が4カ月だったとするじゃないですか。自分ところは施工の努力で、施工計画で1カ月短縮しようとする。そして、3カ月後にはまた次の工事をあえてとれる資格を復元しようとするときに、用地の買収だ、ほかの工事とのふくそうだ、あるいは国のいろんな問題だ、設計上出てきた課題だということで、即座に施工を続けさせるようなことができなかつたとき、延びたときは、その企業はやはり終わるまでとれないわけでしょう。これはだれの責任で入札参加権なり、契約に結びつくようなことの権利というものを剥奪することになるんですか。

○岡田技術企画課長 今、委員のおっしゃいましたように、不確定要素がいろいろあって、工事に入って実際に着手できない、手待ちの状況になる、こういう場合には、中止命令とか、協議によってそういう対応をとるべきであります。では、そのときに地域企業育成型ではどういう対応をとるかということなんですが、現在、地域企業育成型というのは、ことし1月か

ら始めまして、まず試行の入り口で昨年度100件、今年度250件を行おうとしておりまして、この価格帯においてこれがすべての総合評価ではないということで、委員のおっしゃいましたようなことをまだ想定していないと。私ども考えれば、こういうこともあり得ると思います。レアなケースとして今後研究していく、多分そういうものに対しては例外として扱うというのが適切ではないかと思っております。

○坂口委員 例外で地域企業育成型をやっているわけですね。例外の例外なんていうのは、余りにもいいかげんですよ。そういうことは当然想定されることです。指示書を切って休める。そのときに、延びたことに対して必要な経費の支払いと、そのことによって次に参加できないことに対しての損害賠償のあり方に対してのものがセットでないと、例外の例外措置なんてあるものですか。本家本元の基本的な計画に間違いがあったから例外的にやった、試行的にやった、またそこで矛盾が出たら例外の例外なんて、そのことで業者が翻弄されているということ。これを我々としては問題視しているんです。そのことによってつぶれていく人がいるということです。そのときに、たまたま計画どおり工事を終わらせてくれていれば次に行って手形が落とせたのに、それで1カ月、工事中止命令をやられる。今度は、そういうトラブルを怖がったら何が起こるかという、指示書を切らないという、業界からの批判の多いこのことにつながっていくでしょう。若い担当がわからずに指示書を切って中止命令を出した。次の結論が出せない。人手はない。そんなところで工事がどんどんおくれる。おまえは何でそんなこともできるのかと怒られる。指示書を切りたくないという現実がいっぱいあるじゃないですか。こういう

ことも想定すべきだと思うんですよ。経営者は命をかけているということです。県の方針に少しでも対応できて、有利に契約に結びつける努力をするために、命をかけて金をかけてやっているということです。そこをどう整理されるおつもりか。

○岡田技術企画課長 地域企業育成型というのは、本県が一般競争入札を進めている中で、小規模工事に関しては、限りなく指名に近いと。いったらおかしいんですが、地域の建設業者が伸びていく環境づくりということで導入した総合評価方式でありまして、これからの試行を検証しながら、委員がおっしゃいましたようなことも考慮しながら、見直していく、よりよい制度に構築していくべきなのかなと考えております。

○坂口委員 今とられている一般競争入札というのは、会計法なり、自治法なりに基づいてという説明で、法を守るという精神でそういうことをやっているというのが大きな流れの中の説明の方向性だったかなと思うんですけれども、167条では、一般競争入札を原則、ただし、納税者の利益を確保せんといかんから、一般競争入札に付すよりもっといい方法があるときに指名競争入札あるいは随契ですよと。だから、一番いい方法を選ぶ責任がまずあるんです。すべて一般競争入札をとということじゃないんです。前提なんです。比較して有利なもの。指名競争入札をやったほうがいいという法律の解釈というのは、指名する業者が少な過ぎるとき、あるいは指名によったほうがトータル的に得があるとき、指名によることが有利なときです。指名のほうが一般競争入札より不利でないときです。不利なときというのは、今のように、法的な問題で裁判に訴えられるところも整

理していない、行政が信用をなくすということ、このペナルティーは極めて大きな不利です。それから、今のように、この工事をとったらだめですよ、次はとれませんよ、では、その小さい工事の対象とする人が何者かあった。みんななかったときは、参加しないじゃないですか。参加が少ないから、今まで特AからDまで分けていたのを、上まで入れますよなんて、何のためのランク分けだったのか。何のために業者は努力してランクを上ってきていたのか。小さいところから始めて、努力しようとして上を目指したのかと。ことごとく上から下に来れる、そんなものでカバーしていくしかない、そんな矛盾点が一つある。

どうせとれないというのと、とったって、これには技術点が、先ほど徳重委員が言われるように全員参加で、中で排除組が出てくる。そうすると、うちとあそこでは確認書の点数に差があるということは最初からはっきりわかるわけですから、行けないとなったときに、参加する人は減るじゃないですか。参加する人が少ないということが想定されるとき、指名でやりなさいとなっているんですよ、法解釈は。それを、指名は悪いものと。何でか。官製談合をやったからということで、167条は、そんな簡単な理論じゃないですよ。あるいは予決令の29条の3、そんな簡単なものじゃない。その比較が一つあるということで、さっきから言うように、小さいものは指名に戻したほうが有利じゃないのかと。県民のために有利じゃないのか、あるいは遵法精神から、そうすべきじゃないのかということを議会はしきりに言っているわけです。これにもかたくなに耳をかさないわけです。

もう一つは、随契も認めているんですよ。一定規模以下のものについては随契もいいし、指

名もいいですよ。それを本県は250万と決めているけれども、これが一定規模以下の金額として妥当かどうか。これだけインフレが続いてきたときに本当に妥当なのか。抜本改革だから、その比較もやるべきじゃないんですか。何もやっていないじゃないですか。最初から一般競争入札に行くということを選択して取り組んだ、こんなものは改革じゃないですよ。抜本的な見直しでもない。モデルをつくっていいこう、そういった理念のあるものでもないです。自分らを守るために逃げ込もうという改革だとしか僕はとれないんです。

今の指名競争入札と一般競争入札に対しての選択の考え方、これはしなきゃいけないんだという法的な責任の見解、それから今のように、いろんなことを試行しながら、問題が出る、それに試行的に地域企業育成型あるいは災害型とやっていったとき、このときの将来起こるであろう混乱とか、場合によっては訴訟もあり得るのなら、それを想定したときの次に失う県政の信頼、この回復に要するエネルギー、こういったものを総合的に判断したときに、本当に指名競争入札は悪で、一般競争入札が正なのか、自信持ってお答えできますか。

○成合管理課長 一般競争と指名競争のメリット・デメリット、課題等も、きのう委員の御質問にお答えしたところですけれども、委員の御指摘のとおり、地方自治法施行令の167条、例外として、指名競争入札につきましては、参加業者が少数であること、発注者側にとって不利であること、その不利な条件としましては、例えば膨大な手続が必要になる、煩雑である、あるいは経費がかえってかさむんじゃないか、税金の使われ方とかいうお話もありました。委員の御指摘のとおりでございますけれども、自治法

のほうに戻りますと、やはり原則一般競争という法の趣旨もごございます。委員の御指摘のように、250万以下は随意契約として本県はさせていただいているんですけれども、これについては、自治法施行令上認められた、手続的に小規模工事についての手間賃、これらを考えて随意契約というふうにさせていただいているところをごございます。

全体的には昨日のお答えとかぶりますけれども、一般競争、指名競争、それぞれ課題はあるかと思っております。指名についても全面否定というような形は思っておりませんで、ただ、本県の入札制度改革が平成18年の事件に端を発しまして、一日も早い県民への信頼回復に向けてということで平成19年3月に定められたわけをごございますけれども、その中では、基本的には、現段階では一般競争の枠の中で制度の改善を図っていくというような方針で県としては臨んでいるところをごございます。御理解いただきたいと考えております。

○岡田技術企画課長 先ほどの坂口委員の質問の前段の部分に、地域企業育成型の参加企業が減っていくのではないかと御質問があったと思っておりますが、データをお答えしたいと思えます。地域企業育成型をことしの1月から始めましたが、1月から3月まで実施いたしました地域企業育成型について、平均応札者が9.4者ございました。今年度になりましての平均応札者が12.7者ということで、8月時点、B、C、Dクラスで電子登録している業者が、1,100者のうち約700者おまして、現在のところ、地域企業育成型に対しては入札参加率が高いという状況にあらうかと思えます。

○坂口委員 現在のところ、それ以上踏み込んでもいかんかもわからんけれども、だんだん、

有利、不利が見えてくるわけですよ。こんなものにこれだけの労力をかけても頭からとれないとなって、それと倒産が進んでいるということで、これが減るとことは十分想定できるわけです。また、これを試行するからにはシミュレートしていきなさいだめなんです。これと直接ダブるわけじゃないけれども、では、不調・不落がどうありますか。少なくとも予定価格を伏せた後、事後公表にした後、不調・不落の状況はどんなんですか、件数。

○成合管理課長 データを確認させていただいてよろしいですか。

○坂口委員 ある程度の数があるかないかですね。不調・不落は起こっていないのか、起こっているのか。それも、ある程度あるのか、例外的にしかないのか。

○成合管理課長 お待たせしました。入札不調の発生状況をごございますけれども、本年度4月1日以降8月までは、県土整備部においては1件発生しております。昨年10月から事後公表にしまして、20年度は、小規模な工事あるいは舗装を中心に81件発生しております。

○坂口委員 10月以降、事後公表期間中、その間どれぐらいですか。

○成合管理課長 81件は、20年度全体でございます。

○坂口委員 何が言いたいかというと、小さい工事でそういうことが起こっている、頻度が高いということ、事後公表にしても起こっているということ。仕事がなくてこんなにきつくて、何とか参加機会をふやしてくれと一生懸命仕事を探している、赤字でも契約しようとしている、そういうさなかにあつて、何でだれも参加しないのかということです。原因は何だと考えられますか。

○成合管理課長 考えられる不調の主な原因でございませけれども、一つは災害復旧事業工事、これが12月に重なると。国の査定等を受けますので、そういったこと、それから一つには、小規模工事は、工事の難易度といたしましうか、例えば小規模な河川の工事とか水がえが必要であるとか、そういったものを敬遠される傾向があるのではないか。あるいは舗装工事につきましても、集中して発注いたしますと、現場代理人、主任技術者等の不足、そういったもろもろが要因であろうかというふうに考えられます。

○坂口委員 業者は、赤字に泣かされながらも、1円でも多く利益を出したいというのが前提にあるわけです。そんな中で、そういうのにだれも参加しないということ、とりたくてもとれないわけです。何だかんだ言っても、災害があるといっても、年間受注量は足りないわけです。そんな中で敬遠している。予定価格は伏せてある。何で敬遠するんだろう、損すると何でわかるんだろうと。金抜き設計が、縦覧があるじゃないですか。県がやった金抜き設計に県の歩掛かりと単価を入れていったら、とんでもない、こんな工事になったら、かなりな赤字を打つということが自分の積算でわかるわけです。だから、手を出さないわけです。今言われたように、水がえがどうなっている、あるいは仮設がどうなっている、仮設の中でも、こんな山の中に作業路の仮設も、進入路の計上もされていない、そんなのがわかる。ということは、県の積算力もそれぐらいのことなんだということが一つ。

その中で、地域育成だ、何だかんだ言っているんな調整しながら、僕の判断では、地域育成型なんていうのは指名よりもまだ悪いと思うん

です。順番が来れば、待っていればとれるわけですから。そういう中で、積算も十分にわからない人たちがそこに迷い込んで、しかも競争をしてそれをとらされる、こんな不合理も起きている。だから、前から言うように、県がこれだけ、遵法精神だ、少しの間違いも許さないんだと言うのなら、発注者側もそれだけのものを整えて、不調だの不落だの起こらないように、まずその実力を備えてからじゃないんですか。

○岡田技術企画課長 県の積算力についてなんですが、県では、確かに委員のおっしゃるとおり、積算の間違いにより入札中止になったということ、これは否定できません。きのうの部長答弁でもありましたが、2,200件、昨年発注しておりますけれども、その約1%がそういう違算で中止になった事例でございませ。これらにつきましても、特に積算力が劣っているというわけではなくて、1%を大きいととらえるか、小さいととらえるかというのがありますが、職場での研修をしっかりと行うとともに、積算力については、例えば技術センターなどでもしっかりと研修を行って、全体の底上げ、これが大事だということ、一生懸命取り組んでいるところでございませ。

○坂口委員 その努力を物すごくされているというのはわかっているんです。評価もしているんです。でも、言っているように、一遍に乱暴に、計画性も何も持たずにどんと一般競争入札を入れたときに、対応できないままにやっているんじゃないのかということの一つは問題視しているということです。今、1%が多いか少ないかと言われたけれども、これはパーセントの問題じゃなくて、そういうこと自体が起こることが問題。当初からわかっていた設計漏れや設計の考え方の違いを踏まえると、まだあると思

うんですよ。金抜きでわかるだけでそれだけですから。これは設計変更に応じなきゃならなくなるわけなんです。設計変更に応じるためには、文書を出して、担当がそれを受理して、内部で協議して、どうするかと。そこに日にちを物すごく要するわけです。そうなったときに、先ほどのような、1本とったらだめですよという受注制限。工期が延びる。自分のところの施工計画どおり物が進まない。担当が出てこない。最悪の場合は、仕事を進めている間は現場代理人は常駐しなければいけないと義務づけながら、現場代理人に出てこいと呼びつける。発注者側がおのずから法を、あるいはそういった基準やマニュアルを犯しながらやっている。こういう状況が裏にあるでしょうと。だから、すべてをどんとやりながら、一步も譲らないぞという姿勢でいいのかと。それで県民に対して責任がとれるのかということを行っているんです。業者のためでも、県のためでもないんです。納税者理解が得られるような責任を感じてやっているんですか、犠牲を出してまでやる必要があるんですか、その自信があるんですかということを知っているんだけど、こういったことから来る弊害についてどういうぐあいに把握されているのか。それらを総じて比較しても、一般競争入札全面移行というのは、間違いなく我々は正しいことをやっていると思っておられるかどうか。また指名に戻ってしまったですけども、指名との比較はさっきやったから、これはもういいです。それを一つは言っているということと、今言いましたように、総合評価上の問題点を幾つか指摘したんですけども、それらに対して今後やはり検討をしていかないと問題が出てくるだろうなという認識を感じられたかどうか、これはお答えください。

○成合管理課長 まず、総合評価を入札改革以来ずっとやってきておりまして、特に委員の御指摘のような、地域企業育成型、県独自のものも入れてきております。これについては、一つには、一般競争での課題、デメリット等もございまして、偏りの問題とかいろいろな問題があります。そういった中で、総合評価については地方自治法施行令のほうに根拠がございまして、その中で、ある意味、裁量的なもので地域の企業が受注しやすい環境をとということで、発注者側も努力しているということはずいぶん御理解いただきたいと思うんですが、ただ委員御指摘のように、いろんな課題が総合評価にもあるということで、引き続き、県議会を初め、いろんな御意見を踏まえながら、制度の検証、見直し等をやっていく必要があるというふうには認識しております。

○坂口委員 もともと総合評価方式を導入された必要性は何だったんですか。

○成合管理課長 総合評価方式につきましては、法律で言いますと、入札適正化法による一般競争入札の流れ、それから品確法——価格競争のみというような一般競争に、地域の貢献や技術力、そういったものをプラスした総合評価、これを国のほうも推奨しておりまして、うちの県の場合は一般競争入札全面導入と相まって、こういった総合評価の導入が行われてきたというふうに考えております。

○岡田技術企画課長 本県での総合評価の導入につきましては、品確法が平成17年4月と思いますが、これを受けまして、平成18年に総合評価を導入しておりまして、談合事件以前の話ということで総合評価は導入したということでございます。

○坂口委員 総合評価自体がそんなぐあいで、

一つの試みとしてまだ試行中ですよ。いまだにダッチロールです。目標点を持たないですよ。何年後に着陸するという年次的なものも持たない。どこに着くという目標も持たない。試行も大きい全体的な試行ですよ。一般競争入札だって、いろんな問題点を抱えながら試行、それを一遍にどんとセットでやるということに一つ問題があると思うんです。では、どちらを先にやるかとなったとき、総合評価はモデル的に何本か試行しながらやっていくというのはいいでしょうけれども、一般競争入札に移行したがゆえに過当競争が出だした。過当競争が出だしたから品質を守る責任が発注者側に出てきた。そこで品確法というものが出てきた。品確法でどうしようもないから、価格だけじゃないですよ、総合的に判断していいですよ、それは社会的価値と技術力ということで、これは県民の皆さん、納税者に還元できるからいいですよという理屈づけがなされたわけです。そういったようにお金を高く払うという価値の部分、それが項目に配点されて入っているんです。それを試行しながらぐるぐる変わるということは、それはお金を払っているということです。それがなければ、安く買っていたということですよ。

社会的価値は後から触れますけれども、技術、品質の確保に関する部分、技術力の部分、そこを高く払うけれども、では高く評価した業者、技術点を満点与えた業者が、完成検査でそのときに参考にしたような点数をとれているのかとれていないのか。あんたは80点のものがとれるから、この人の70点より高く金払ってあんたと契約したと。さっき言ったように、これを0、100で見れば、60点開けば、20億のトンネルで2億9,000万からの逆転の可能性も出るわけです。仮に、ほかが全部0点だった、そこが満点

とって60点の差があったとき、2億7,000～8,000万高くして、その人と契約せざるを得ない。技術的にここがすぐれているから、80点とったから、この人にやったんですよ。県民は、それはいいですね、やっぱりいい仕事をやる人はいですよ。検査しましたが、その点数とれていませんと。これぐらいの検査しかできていないし、また完成しかさせられていないでしょう。企業だけがその点数を確保するというんじゃないで、担当もそれをやらせる責任がある。今、その点数がとれてますよといったって、品確法ができたもう一つの目的、公共資本というものは現在そして将来にわたって活用していくものだから、将来の人たちの利益も考えてということになってはいますが、では、何年間それが持続するのかというのまで確認できるような今の検査体制や確認体制じゃないでしょう。それだけの技術を持っていないでしょう。そこらはどんななんですか、この矛盾点は。

○岡田技術企画課長 工事成績点でいえば、出来高、できばえ、そういうものを評定項目に入れておりますが、委員がおっしゃいましたように、将来のこと、それはももとの設計にもかかわる部分で、必ずしも受注者、企業だけの責任じゃなくて、我々発注側の設計の問題というものもあるかと思うんです。総合的に話すと、なかなか説明できないんですが、少なくとも工事成績について申し上げますと、総合評価を行ったもので行っていないもの、同じ価格帯での土木一式工事を比べますと、2.8ポイントほど工事成績がよい。中には、委員がおっしゃったとおり、高い持ち点を持って入札して、その結果、完成検査では低い点数をもらったというのも、数は少ないんですが、数者ございます。そ

のあたりのもろもろのことがございますが、相対的には品質確保につながっているのではないかと、技術力を持った企業が受注して、一定の品質を確保できているのではないかと、そのように考えております。

○坂口委員 さっきから言うように、それも確認できるのに限界がありますよね。品確法は、言いますように、今後のライフサイクルあるいは寿命まで見越したときに、一番得な方法をやろうよということが出てきた法律で、その中でそういうことを評価して、高い人との逆転契約を認めさせた。今言われたように、今後は、いいものをつくるために、コンサルタントの責任も出てくるんですよ。だから、ここらもランクづけ、能力判断、技術力判断をしていかなきゃならなくなった。そういうぐあいに、今からなんです。そういうものを試行しているというのが、今の2つの制度の試行途中なんですけれども、その中で絶対譲らないというもの、ただ部分的に一般競争入札と総合評価をかませて試行していくとか、指名競争入札は指名競争入札でもう一回、一般競争入札とどちらが県民のために有利な方法なのかを比較していく、せめてその場を持つというところ、そこまで戻すということぐらいは、やはり胸を開いていいんじゃないかなと思うんです。

さっき、小さい地域企業育成型の工事について指名競争入札のほうが有利な場合もあるんじゃないのという話をしたけれども、今度は、品確法というものは、こんな複雑で長期に及んで大型な投資が要するような工事について、この業者は技術力があるのか、長い時間にわたって信用力はあるのか、そういったことを判断して、審査して、その人に競争に参加させないというのも品確法は求めているんです。だけれど

も、そこらは網をかぶせきっているかどうかということ。そういうものをしないから、さっきのようなことが仮に大型物件で起こったとします。80点とれるだろう、85点過去持っている、だからこの人と逆転して契約した。完成検査をしてみても65点以上だったら、今のいろんなルールの中で、それは引き取らざるを得ないんです。それに対してのペナルティーはあり得ないんです。では、次に参加するとき、その技術力の点数が下がりますよといったって、現場処理ですよ。ここにこれだけのお金をそういう理由で突っ込んでいるわけですから。後でいつかそういうことが起こる、天につば吐いたようなことよというのは、理論的にそんなものじゃないんです。でも、それを補完するようなものが何もないわけです。ということは、そういうことが起こらない万全の入札のあり方、参加させる業者の絞り込みはどうなんだと。そんなことはまかり間違えても起こらないと。この業者は、昔から我々は見ている、会社はどこにあって、どういう人が経営している、どんな工事を今までやっている、情報によると、信用力だってそうだと、そうやって不良・不適格業者を排除できていったのが指名です。そこで談合が起こる起こらないをどうやっていくかというものに知恵を出すということとセットに、一般競争入札でそういったぐあいに理にかなわないような支出のあり方に甘んぜざるを得ないという余地を残す方法がトータル的には得なのか、こっちが得なのか。

そして、さっきも言いましたように、受注調整をかけていたり、社会的価値というのはそう変わらんでしょうから、だんだん総合評価の技術にかかる部分で差がついてくれば、我々はこの仕事に行ったらとれないんだというのが

見えてきだしたら、参加企業は少なくなるですよ。ここでもしそれがわかっておればなんですよけれども、昔はトンネル工事や大型というのは20者ぐらい指名していましたよね。最近、そういった20億、15億というものにどのくらい参加してきているものですか。一般競争入札になって、総合評価でいろんなルールをつくって、業者の数はふえてきていますか。

○成合管理課長 指名競争入札を19年度までやっておりましたけれども、データを持ち合わせていませんので、大体のところでは申し上げますと、一般競争になりまして、小規模クラス、C、Dクラスの参加者数は減っているということです。

○坂口委員 小さい工事を言ったけれども、今度は大きい工事だけに限ってでいいです。

○岡田技術企画課長 昨年実施した総合評価によりますと、全体で見ますと、12.6者ございました。また、大規模工事に関して、技術提案を求める簡易型に対しては、最近のものに関しては19.5者、まだ2件しか行っていませんが、指名の時代は8,000万円以上……（「JVじゃないんですか」と呼ぶ者あり）JVではございません。応札者は総合評価において19.5者というのが最近の状況でございます。

○坂口委員 特に大きいトンネルとか、10億単位のような、そういう特に大きい工事を言っているんですよ。

○成合管理課長 今持っておりますデータで申し上げますと、20年度の特Aクラスの応札者数で申し上げますと、平均19.2者ということになっております。

○坂口委員 どんなことを基準に言っておられるのかわからんけれども、過去、大きいトンネル、そうたくさん参加しなかったと思うんです

よ。例えば、さっき言った農政水産部の出したトンネル、県土整備部が出されたトンネル。特Aが19というのは、JVで2者、3者組んだのを、1企業体を3とカウントされたか何かなら、わかるんですけども。

○成合管理課長 今持っているデータが、特Aクラスの全体の1件当たりの応札者数を平均したものが19.2者、当然、指名のときには、金額によって違いますけれども、15者とか、10者とか、応札者が決まっておりますので。

○濱田道路建設課長 データを担当がとりにまいましたので、後ほどまたお答え差し上げたいと思いますが、今、私の手持ちのデータで、先ほど農政水産部のトンネルをお話しされたけれども、これは西臼杵支庁のトンネルだと思いますが、参加者は6JVです。それと西都のほうですけども、219号の片内トンネルというのを昨年度、県土整備部で発注しております。この参加者が4JV、今、私の手持ちの2件では、そういう状況になっております。

○坂口委員 僕もそれぐらいだったと思うんです。さっき言うように、一般競争入札にしても、参加する人たちが少ないなと思うときは、何らかの打算があるからですよ。元だけかけたって、とれもしないものにはだれも出てこないです。それよりか、適正と思われる業者さんを指名して、ある程度の数を整えたほうが有利じゃないか、そういうときは指名競争をやるんですよというのが自治法167条の解釈なんです。原則ですけども、「ただし」なんです。だから、同格に並べるんです。そして、比較論だから、これが嫌ならとかじゃなくて、比較して有利なほうをやりなさいと。あくまでも、納税者の利益を守りなさいという競争の選択なんです。例外的にそれをやってもいいよじゃなく

て、ただし、このときはこっちですよという、ただし書きなんです。だから、選択をすべき、ちゃんと認知された競争のあり方の一つです。そのほうが有利なときです。それを逐条解説なんかでは、参加する企業が余りにも少ないようなときと。そこの地理的なものをよく知っている、設備はある、技術者は持っている、経験は持っている、信用力はある——信用力もちゃんと検討しなさい、途中で会社更生法、民事再生法なんかで混乱させるようなところが事前にわかれば、そういうものは遠慮してもらって、やはり自分らが本当に責任持て、社会的な混乱も与えない、そういうところを責任持って選んで、いいものを確保しなさいと。だから、これは軽んずべき方法じゃないんですよ。ちゃんと認知されて、長い歴史の中で、このほうが県民に得だと。その裏には、さっき言ったように、この一般競争入札、えたいが知れん者が来る。何でこんな者がここをとったんだろうかと後になって気がつく。また、そこで制限をかけるという運用の見直し、それから事務処理、現場はおろそかになる。そんなことをトータル的に判断して、なおかつ一般競争入札が有利と判断されれば、どうぞという立場なんです。でも、そうじゃないんじゃないかというのをみんな感じているわけです。だから、一般競争入札と指名競争入札、これを法に基づいて判断されるころのテーブルに一回戻す気にはならないですか、部長。

○山田県土整備部長 きのうも大分申し上げましたけれども、指名競争入札を全否定するつもりはさらさらございませんで、今、委員がおっしゃいましたように、指名競争においては信頼できる業者が選定できるという大きなメリットもございます。一方では、やはりデメリット、

恣意性の余地が残る、あるいは談合を助長する可能性がある、そういったことがございます。

なぜ一般競争の枠組みでやってきたかというのは、きのうお話ししましたので、あえて申し上げませんが、現時点では、一般競争に総合評価を絡めて試行の中でいろいろやっていっておりますが、指名競争方式については、そういったデメリットというのもございますので、その辺が克服できる方策があるのかどうか、この辺は我々もタブー視せずに、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○坂口委員 ぜひ柔軟にして、何が最終的に県政のためか、県民のためかということ——くどくなってしまうかもしれませんが、総合評価で例えば県内企業優先ということに絞り込んでいこうと。総合評価の評価項目や条件、そういった項目の中で絞り込むしかないけれども、それは原則論になっちゃうわけですね。そうすると、だれも希望しないようなところは、さっきのように4者しかいないような場合も出てきたりとか、だから、そこは柔軟性を持たれば、そのために指名審査委員会というものがあって、さっきから何度も言いますように、まず技術は大丈夫なのか、経験持っているのか、信用力はあるのかという、不適格な業者を積極的に排除するという機能を指名審査委員会に持たせて談合を防ぐ。

きのう、特Aでまだ1本もとっていないのが46者とか48者と言われた。それだけがまだとれていない状況の中で談合をやれなかったって、待てと言われたら、いや、うちは待ったら倒産だからと。談合はいけませんわ、私は訴えていきますよ、あんた方は2年間指名停止ですよ。起こるわけがないじゃないですか。だれを指名した、何者したとわからんように、さっきのよ

うに、客観的な基準からやっていって、総合的にこの会社は本当にやれるのか、従業員は何人いるんだ、どれぐらい施工力があるんだ、そういうものを判断しながら、恣意というのじゃなくて、いい意味での選択をしていきながら、一定の審査機関にかけて、数もばれなきゃ、名前もばれない、パイは足りないとなったときに、談合の起こる可能性は業者側からはないと思います。発注者側は談合なんかはやらせないと言われているわけですから、それらも信ずるところは信じて、信じられないんなら、試行的にでも、談合を別として、県民のためにいいものを安くつくって、まじめな業者がつくっていく、それに結びつくにはやっぱり指名だなとされたら、それをまた試行されればいいじゃないですか。

福島県あたりと比較されているけれども、福島のは、くどくなるから言わないけれども、試行された部分とか改善された部分、全くないんです。だから、事務量も軽減できないし、点数も上がらないし、価格も変わらないわけです。同じことを名称を変えただけで、やっていることは一緒だったわけです。よその県が試行してだめだったからじゃなくて、本県がやったやり方で悪い点を変えるためにどういう試行をやっていくか。その結果をどう今度は検証していくかということをぜひ取り組んでもらいたいですけれども、その必要性ぐらひは、部長、答えてください。

○山田県土整備部長 先ほども申し上げましたけれども、デメリットというのがございますので、その辺が克服できるのかどうか、この辺を我々も研究してまいりたいと思っております。

○坂口委員 ここで、ほかにどなたか……。

○宮原委員長 ほかにありますか。——どう

ぞ、坂口委員。

○坂口委員 今度は各論に入っていくんですけども、総合評価の中で、今までいろいろ問題点も言ってきた。何とかいい業者を評価しようということだろうけれども、一つにはV Eの取り組み、V Eが採用されたというのも評価対象にされている。そういう技術力を持っているということ、これは確かにいいことです。ただ、2者しかいないというのが問題なのと、今後やろうとされているのが契約後V Eですよ。これも評価対象で2ポイントですか、予定されている。契約後ということは、その意思はあっても、技術力を持っていても、契約した人しかチャンスが与えられないわけです。それが本当に適当なのか。

一方では、約款の18条だったですか、30万以上とか、こういう部分での工夫とか、そのための採用する条件。その工事によって、V Eに適する工事と適さない工事があるんです。業者の意思だけでどうにもならない。30万も、10億の中の30万と、2,000万、1,000万の中の30万というものがある。この準備のための帳じり合わせがでたらめなんです。1点、2点がそういった契約を決定づけるような点数ですから、そこにはまず機会の均等性というものがなければだめですよ。設計後V Eを評価対象にするといったら、その契約をやらざるを得ない。競争に参加したけれども、負けた人はその資格がない。今度は、取り組んでいったけれども、この工事はV Eに適する工事か適さない工事かというのが。それを18条で縛り込んでいる。こんなことなんです。そこらも総ざらえしてやっけないと、僕は、今のはおかしいと思うんです。これに対しては、今後の検討課題として、答弁を求めませんが、技術企画課長、ぜ

ひここのところをもう一回慎重に検討していただきたい。機会の均等というものがやっぱり必要なんだということです。

今度は技術提案です。先ほどから言っていますように、この幅はずっと絞り込んでこられて、コストの考え方、設計計上のあるべきか、あるいはそのことが特別な業者のために有利になるような技術提案、技術コストでないかの判断、これは物すごく難しいものが今後出てきますよ。そういうものをやっていったときに、いろんなことを提案させる。5項目求める。3項目しか提案していない人、5項目提案した人、3項目はすべて満点とっても、仮に10点ずつ、くれても30点です。5項目提案して満点とれば50点です。この30点の人が、こんな提案は、高度な技術を持っている業者としては当然だ、こんなのは提案に値するものじゃなくて、常識的な技術力だということを提案しなかったとする。ある業者は、そんな当然なことを、技術提案あるいはその他の工夫でもいいですが、提案したとする。これはなるほどいい提案だと、10点くれる。だけれども、これは評価に値しない値するという技術レベルでの一般的なレベルのものか、特別なレベルのものかを判断できるという体制は、まだ県庁の中では何人かしか持っておられないと思うんです。むしろこんなこと、港湾業者なら当たり前じゃないか、のり面業者あるいはトンネル業者なら当たり前じゃないか、これはあって当然の技術だよということで、プライドのある技術屋は提案しないと思うんです。ところが、いろんなマニュアルを見た人は、これも評価対象だと上げてくるかもわからない。こういういいかげんなことにまた技術評価というのは行き着く可能性があるんです。だから、ここできちっとした客観的

な採否の判断基準というものをどう整理されていくか。これは、さっきも言ったように、太いんです。60点で大体1割5分ぐらいの逆転ができる金額だから、物すごく太い。10億の物件で1億5,000万逆転できるんですから。提案の数が少なくて、上がってきていることはなるほどなと思える。だけれども、ほかのところはまあまあというのが5つ上がってきて、これが逆転させられたんでは、本当の技術のあるところとの契約に結びつくのかなと。こんな問題に今から先、遭遇してくると思っています。

これらに対して、今後も、その場その場で検証していこう、あるいはまたそういうのを見直していこうと言われることになるんでしょうけれども、本当ならこの人と契約すべきだったけれども、こちらとやってしまった、その間にこちらが倒産したということが今起こっているということを危機感を持って取り組んでいただきたい。少なくとも、知事の任期までには最終目的地にこの見直しをきちっと着けていただきたいと思います。

○岡田技術企画課長 技術提案についてですが、委員のおっしゃるとおり、現在の状況というのは申請主義でございまして、その企業が有効と思われるものをすべて上げてもらう。これは常識的なものだから上げないという企業もあるかもしれませんが、現在は申請主義ということで、どんどん上げてもらうというのが今の技術審査の受け付け方でございます。

実際に提案された技術に対して適切な評価ができるか、それほどの体制がとられているかということについて、昨日もお答えいたしました。これは担当だけで行っているものではなくて、係のリーダー、昔で言えば係長ですが、工務課長が中心になりまして、発注事務所では審

査する。次の段階では、本庁の係長あるいは補佐で審査する。さらには、県土整備部の技術審査会で審査するというぐあいに、それぞれ得意不得手の部分があるかと思いますが、経験のない者ばかりで行っているんじゃないかと、経験のある者が補完しながら、技術審査を行ってございまして、完璧とは申しませんが、一生懸命やっているという状況は理解願いたいと思います。

それから、技術提案について、個々の技術評価が全体の評価に反映できないということは、これは国においても課題となっております、現在、3段階評価しているものをもう少し段階を多くして適切に評価するような工夫もされております。県においても、この評価については工夫をしております、現在まだ標準型は行っておりませんが、簡易型においては従来と違う視点で評価しようとしているところでございます。

○坂口委員 そこは理想だから、言われる意味はわかるんです。では、今言われたように、段階を経て評価についての客観性と統一性を持たせると言われているんですけども、例えば、河川工事や海岸工事で設計ができて上がった。しかしながら、今度は台風シーズンに入るとか、雨季に入るとか、あるいは春が過ぎて夏が来る、波が強くなる時期に入る、そのとき標準工期はとれないとなります。工期を早めることについて提案してください、いろんな提案が上がってくると思います。そういうものは、本来なら場合によっては工法上にかかる、あるいは段取りにかかる部分だったら、標準設計に発注者が入れておかないかんかったこともたくさんあると思うんです。あるいは会社の中の経営の中で工期を短縮することで解決すべきことで、

契約に結びつく評価対象にすることじゃないというようなこともあるかもしれない。その提案の価値があるかないという判断はできるんです。だけれども、先ほどから言いますように、価値判断と合理性判断を両方できる人というのはなかなかいない。下から担当から積み上がって、所長から来て、課長から来て、部長に行く間に、ちゃんとしっかりされてきたものを、どこで見抜け、だれが覆せるかということ、まだそれだけの事例も持っていないし、そういう場にも遭遇していなくて、本当に大丈夫なんですかということを行っているんです。

言いたいのは、たくさん問題を含んでいますよと。それで業者はつぶれたり、ある意味では運がよくとれたり、やっていっていますよと。ランダムにしてもそうですよと。法的には一番安くて一番有利と思われるはずの人が、上に数字を乗っかればばかりに失格にしちゃったんですよと。法的にはこの人と契約すべきなんですよと。そういうことを今やっているんですよと。今後検討すると言われたから、それでいいですけども、そういうことを言っていて、完璧はないんです。理論上はこうやってから万全を期しますと言うけれども、それだけの判断ができないだろうなと。採用した点数くれた中でも、本来なら、さっきから言いますように、今度はコンサルなんかの技術力があつたり、担当の技術力があれば、標準設計の中に入っていたはずのものを、それが抜けていて、あえて業者が提案してきて、それで高い金を払ってしまうということにつながるんですよと。そこらの心配や実感を持っておられませんか。

○岡田技術企画課長 審査してございまして、技術提案の中であって、これは設計で見べきも

のではないかと、それはもとをただせば、コンサル段階で当然入っておるべきではないかというものは、やはりございました。そういうことが本当はあってはいけない、極力そういうことがないようにしなきゃいけないんでしょうが、我々が技術審査する中で、そういうものは確かにございました。

○坂口委員 指名と一般の比較については、問題はまだまだたくさんあるんです。時間の都合で、一応これはお願いするということで、あと2～3だけ許していただきたいんですけども、そういうことで、今後、2つは政治的判断も含めて検討してもらおうということをお願いして、あとは、今言われたように、標準設計の中で入らなきゃだめなんじゃないのとか、ぎりぎりまで張りついて、そこと契約するけれども、赤字出してしまうんじゃないのというようなことにつながる部分での、河川課長にきのう聞いた、玉掛けの歩掛かりの考え方です。

あの離岸堤を例えば復旧工事に出される。あるいは河川なんかの構造物が入っている、ブロックが入っているような河川災害復旧に出される時の玉掛けの考え方、設計金額が変わるという意味で小さいのを一つとりますけれども、あれを標準歩掛かりでやられた日には——ちゃんとした陸上の地盤のかたいところ、あるいは敷き板があるところにあるものに玉掛けをやって、クレーンでつって1日何個つれますよと、それを能力で割ると、1個当たり何ぼの金がかかりますよと、それを見れば標準的な業者さんもできますよというのが標準歩掛かりであり、単価です。ところが、あれを実際、復旧工事に行こうと思ったら——天端をはかられたら、まだ今でも多分沈んでいます。落ちていますよね。ということは、砂の中に潜っているん

です。あれを業者は引っ張り上げて、向こうに積まなきゃならない。積むときは層積みだから、がちとかまにやいかんわけです。それを共通歩掛かりでやられたら、話を急ぎますけれども、業者は経費的にどうなりますか。

○大田原河川課長 今、委員おっしゃられました宮崎海岸の離岸堤の話ですが、状況を説明しますと、先日18日、シルバーウィークの期間、沖合を台風が通っていききましたが、その影響かと思われるんですが、中ほどのところのブロックが落ち込んでいました。全体的に沈下も、前回6月に見ていただいたときよりか進んでいます。きのう委員おっしゃられたものですから、どういう復旧か、それはまだ検討中なんですけど、そのときの玉掛けにつきましては、歩掛かりをいろいろ調べてみました。そうする中で、陸上でやる玉掛けと海中でやる玉掛けの標準的な歩掛かりがございました。私たちとしましては、まず安全性、それと同時に、もしあれをもとに戻すのであれば、それが使えるものであるかどうか、その2点です。まずは安全性、安全な作業ができるか、それとそういうものが使えるかどうか、それを確認した上で標準が使えるかどうかの検討をやって、それが使えないというふうに判断した場合には、見積もりをとって、それで適正な設計価格を作成していくべきだろうというふうに考えております。

今、委員がおっしゃられました標準との差は、今の段階では何とも言いようがないんですけど、今後、そういうものについての積算につきましては、慎重を期してやっていく必要があると考えております。

○坂口委員 僕の聞き方が悪かったですね。あの現場をどう復旧するかじゃなくて、考え方を聞いたわけですけども、水中作業における玉

掛けの歩掛かりで見るのは当然なんです。製作のときに、安定して静穏度の高いところに水中仮置きをするときに1日何個つれるかの歩掛かり、今あれをやればその歩掛かりを使って発注されて予定価格を組まれると思うんです。変えられるというなら、いいんですよ。でも、実際、ではあそこの施工をやるときは、潜水夫を入れて、あんなワイヤーが埋まっているものをすっと通るか。何らかであのブロックを固定しておいて、下にワイヤーを通す穴をあけて、潜水夫なりを入れて、まずは小さいワイヤーから抜いていって、それに耐え得るだけの直径を持ったワイヤーで玉掛けをやるしかないわけです。一方では、設計の考え方は、これは標準的な歩掛かりですよ。現場は、先ほどから、やってみらなわからんいろんな条件があると言われますけれども、施工して初めていろんな制約条件が出てくるから、現場に的確に対応した、正しい、的確な予定価格を組みなさいというのがあるわけでしょう。それをことごとく県は標準歩掛かりで言っているじゃないですか。今の点を今後は、現場に的確に対応したということで、歩掛かりを一たんばらして、必要なものを、作業時間をやっついて、1日にこのクレーンが何個分だけ機能できるか、クローラクレーンの分解、組み立てから、今のような玉掛けの見方からやっついていく必要があるなど。ここで物すごい赤字を出されているわけです。

ひどいのは、串間土木だったと思うんですけども、2つの現場が出た。ここでつり能力が、1日に半分ぐらいずつしかつる必要がなかったんです。1工区、2工区、現場は違うんですよ。ところが、クローラクレーンのつり能力を1日25個なら25個、転置できるとするじゃないですか。1日に10個ずつしかつくないか

ら、この2つの現場で1つしか見ないというような乱暴な考え方で設計されて、その後、変えられたかどうかわかりませんが、こういう最初に歩掛かりありきで、1日何ぼやれるからこれは1台でいいわとか、この現場までやれるわというけれども、実際の施工はそうじゃないんです。

まして、消波ブロックの製作となると、例えばそこで500個のブロックを受注した。500個のブロックをつくるとなると、ブロックは型式が決まっていますから、メーカーから1割、50個分しか型枠は借りられないという現実があるわけです。調べてもらえばわかります。50枚しか型枠が借りられないわけでしょう。50枚の型枠の組み立てをやっついて、打設をやっついて、養生を2日とって、今度は型枠を外す、分解、また組み立て、5日かかるわけです。50個のものを5日かけてできるわけです。ということは、1日の施工能力は10個しかないわけですね。10個しか1日できないという型枠を設計に入れながら、クローラクレーンのつり能力、転置能力は1日に30個あります、20個あります、あるいはトレーラーの運搬能力は1日に35個運べますよということでやっついていっているけれども、1日10個しかできないものを運べるわけがないんです。だから、施工制約条件というのは、ボトルネックがどこにあるのか。この工事を順調に進めさせない、制約しているのはどこなのか。そのネックの太さはどれだけなのか。これ以上のものは通せないとすれば、ここに合った歩掛かりなり、あるいは工期なり、これが来なければ次ができないから損料も何日間かかる、能力は持っているけれども、供給源がなければできない、これが現場実態を反映した的確な設計価格と僕は思うんです。そういうことをやっついていって、

今の理論でいけば、こんなに業者も苦しまなくて済むけれども、一方ではそんなことをやっていて、一方では、そら行け、どんどんです。そこらなんかもぜひ検討課題として、既にそこらは問題意識を持っていただいていたほしいなと思うんですけれども、僕の考えが間違いかもわからんけれども、施工制約条件の考え方、的確な予定価格を算出なささいという設計の考え方、これについて部長、どんなぐあいに感じられますか。

○山田県土整備部長 委員おっしゃるとおりと思います。現場の実態に合った設計積算、これを我々も目指して頑張っていきたいと思っています。

○坂口委員 そこをお願いして、せっかく張り切っている若手の技術者がそういうことを勉強しながら、自分は技術職で県庁に入ってきて、30数年間御奉公したけれども、いいものが残せたと思うような、そんなやりがいのあるところに若い人を導いてほしいんです。技術に誇りを持って喜んで……。今のように、クレームが来たとか、またこんなことをすると上から怒られるとか、これはどうしようもないから何とか帳じり合わせという内向きな仕事じゃなくて、やっぱり燃えて、県庁に採用されたときに誓いの言葉を言って、よかったと思えるようなぐあいにぜひ、まず庁内が導いてほしいし、そうすることが県民のために一番有効な税金のつながり方をやっているあかしだと思うんです。そういうことで評価されれば、うれしいですよ。

それをぜひやっていただきたいというのと、もう一つ、申しわけないですけれども、聞かせてもらいますけれども、せんだって日向土木の耳川で契約保留の入札が出ましたね。つかんで

おられないですか。一応、入札して予定者が決まったけれども、でも問題含みで、これはそのこと自体が問題というんじゃないんです。この物件は、県の情報提供のあり方に僕は問題があったと見ているんです。

それは何かというと、見積もりをとられる骨材とか2次製品、これについての単価は今、非公表なんです。業者さんは、何ぼだろうかなというところを推測で積算していくしかない。でも、このことというのは、考えてみれば、ある人はそれをつかめます。見積もりとったところに問い合わせ、本当のことを教えてもらえばいいわけです。ある人はだまされます。ここで大きいと思うんですけれども、例えばあるものを、ブロックならブロックでもいいですが、1個を1,000円でうちは見積もりを出しましたと。うちも1,000円を出しましたよと。うちは800円を出しましたよと。うちも800円を出しましたよとなったとき、4者見積もりなら4者、3者なら3者にとって、足してその数で割った平均でしょう。積算上、今では900円の単価として2次製品の単価のところに入るわけです。ところが、ある人が1,300円ぐらいで出していたとする。うちは800円を出したとすると、そこから聞いた業者は、それをはじいてやるから、自分ところが想定する、積算参考にする単価というのが下のほうに行く。ドボンしちゃうじゃないですか。知ったところだけ残る。また、その逆もあり得る。本当に知れる立場にある人と、それを知れない立場にある人が分かれるのに非開示とするというのは、僕は問題だなと思います。

例えば、経済行為ですから、製品屋さんも骨材屋さんも、あるいはほかの特殊な機械をつくる場所も、関連業者の中での見積もりですか

ら、取引行為だから、好き嫌いあるいは利害関係というものがあるから、必ずそこでは、漏れる漏れない、だまされるというのは想定の中に入れておかなきゃいかんです。こういうことが起こり得るのに、では、この秘匿しておる単価をどうやるんだと。これは所長なんか大変だと思うんです。悩むと思います。二極化したときなんかは、何でこんなことになるのかと。これをどう改善していくのかというのと、ここで知恵を出さなきゃいけないというのは、では、見積もりをとった、高いところ安いところあるのに、なぜ平均単価なんだ、我々の立場からすれば2次製品とかJ I S規格品というのは、何も高かろう安かろうじゃなくて、安くでくれる、持ってこれるところにそういうのがあるんだから、なぜこれをとらないのかという問題点が出ますね。そうなったときに、では、独占になっていくのかどうなのか。それは平均をとって、後は業者さんがやっていいんですよという解釈をするのかどうなのか。これも会計検査院に対しての説明の仕方、納税者に対しての説明の仕方、そういったものを含めた上で、公平性とか県経済全体の健全な発展のために、そういった見積もり単価というものは、高い安いがあるけれども、どうすべきか、これも政治判断としてやられるべきだと思います。理詰めでしたら、一番安いところのJ I Sなり、そういうものはそこからとれなくなるんです。言ったように、入札結果に、数字をはじくのに、知り得る立場、知り得ない立場の人で不公平感が出てきて偏っていくということで、検討課題としておいて、ちょっとしゃべり過ぎたから、これでやめますけれども。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、委員協議をさせていただきますので、暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時56分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

何か質疑はありませんか。

○星原委員 きのうからきょうにかけて、その他の部分ということで入札改革についていろいろ議論し合ったところです。その中で、一般競争、指名競争という問題、最低制限価格についての部分、こういう部分については、ある面で政治的な判断もせざるを得んのかなと、そういう考えで、そうなれば、我々のこの委員会が出たことを、知事呼んで、知事に一応こういうことだという申し入れをする場所を設定したらどうかなというふうに思うんですが。

○宮原委員長 今、星原委員のほうから、指名競争入札、最低制限価格の引き上げという点について、直接、知事に委員会に来ていただいて、申し入れるべきじゃないかという意見のようなんですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。知事に来ていただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、知事に来ていただくことにしたいと思います。

知事の予定もあるというふうに思いますので、委員会としては、ここで暫時休憩をとらせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時20分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号及び第4号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしと認め、よって、議案第1号、第3号及び第4号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第9号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」「継続」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数によって、請願第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「採決」「継続」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 お諮りいたします。請願第19号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数によって、請願第19号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第25号の取り扱いについてはいかが

がいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 請願第25号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、請願第25号の賛否をお諮りいたします。

請願第25号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手全員によって、請願第25号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第27号の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

○井上委員 27号、28号は同じものを求めていますので、同時に審議していただいて、これは採決ということでお願いします。

○宮原委員長 請願第27号、第28号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、請願第27号、第28号の賛否をお諮りいたします。

請願第27号、第28号については、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手全員によって、請願第27号、第28号は採択することに決定いたしました。

ただいま、第25号、第27号、第28号が採択となりましたが、第27号及び第28号は意見書の提

出を求める請願であります。お手元に配付の改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書案について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りいたします。
意見書案については、案文のとおり、当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議ありませんので、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることにいたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りいたします。
委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 31 分休憩

午後 3 時 33 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

○井上委員 委員会審議の途中でいろいろ出ましたが、環霧島観光圏について、1泊ぐらいいも行けるし、何か考えていただけないかどうか。都城市やらが入ったりして議論はしているんです。あそこについては委員会として一度足を延ばしていただくといいかなと思います。

○宮原委員長 今、井上委員より、環霧島ということでの調査をしたいということのようですが、いかがでしょうか。

書記を含めて正副委員長で調整をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

そのほか何かございませんか。

○坂口委員 知事に要請して不在だったことに対して、去年申し合わせたとおり、議会を尊重しなさいということをお口頭で申し入れてほしいと思います。

○宮原委員長 今回、委員会としては知事に出席いただくという状況でしたが、不在ということでもありますので、議長にこの部分については申し入れをしておきたいと思います。議長のほうに、注意していただくようお願いしておきたいと思います。

○太田委員 常任委員会で申し入れするところの日程は決まっているんですか。

○宮原委員長 調整中ということでもあります。

○太田委員 私たちも、時間が十分なかったものですから、戻って党議等にはかけましたが、今までの議論の中で足らんとところもあると思います。そういう中で意見が出たのは、申し入れ等について、入札改革ということではありますが、法に基づいてきちっとやって、例えば指名競争入札なり最低制限価格等を引き上げることにについては、今後、談合が起きないようにという知

恵を出そうという議論もありましたので、その辺をきちっとせないかなということと、慎重にやってほしいということもあったということをお報告します。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○西村副委員長 来週の「海幸山幸」、商工建設常任委員会と総務政策常任委員会でしたか。

○宮原委員長 所管する委員会ですので、参加できる方は参加していただくとありがたいと思います。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもって委員会を終了いたします。委員の皆様には、大変お疲れさまでした。

午後 3 時 37 分閉会